

2024年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 北東アジア編 －

(2023年11月～2024年2月実施)

2024年10月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目次

1. 北東アジア地域

†*	韓国	1
*	台湾	7
†*	中国	12
*	香港	55
†	モンゴル	56

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・腕時計の関税は、完成品6.4%、ムーブメント4%と高い。RCEPが施行されたが、譲許率は即時撤廃もあるものの10年～15年かけての段階的撤廃が多い。	継続	・関税の低減及び撤廃。	・関税法
2	印刷機械	高輸入関税	・欧州は韓国とFTAを結んでおり、欧州の機械は関税がゼロになっている。競合する機械に対して不利な状況にある。	継続	・すぐに韓国側の関税を下げてもらいたい。	
3	日機輸	FTAによる関税格差	・日本から韓国への出荷の際、発電設備の主要機器であるガスタービンと蒸気タービンに対して韓国の輸入関税が課される（RCEP協定下では日本側の輸入関税は免税されることになっているが、韓国側での輸入関税は引き続き課される片務的な扱いになっている）。 弊社競合企業（GE, Simenens）が製造拠点を持つ米国、独国（EU）は韓国政府との間でFTA締結済であり輸入関税込での評価では弊社が不利な立場に置かれている。	新規	・ガスタービンと蒸気タービンに対する韓国輸入関税の撤廃。	
4	日鉄連	長期に渡るアンチダンピング課税	・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始（インド、スペインも対象）。 ・2004年7月30日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー開始。 ・2010年2月24日、アンチダンピング措置継続（3年間） ・2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してアンチダンピング調査（予備調査）を開始。 対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 ・2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3～5カ月に亘る本調査を開始。 ・2011年2月23日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2013年7月25日、アンチダンピング措置継続（3年間）。 ・2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 ・2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。 ・2016年12月6日、ステンレス厚板アンチダンピング措置継続（3年間） ・2017年6月2日、ステンレス棒鋼アンチダンピング措置継続（3年間） ・2018年6月21日、日本政府がステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセットレビュー調査の認定内容についてWTO紛争解決機関に提訴。 ・2019年7月15日、日本製ステンレス厚板に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2020年6月15日、企画財務部が日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピング措置の3年間延長を決定。 ・2020年7月14日、日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピングサンセットレビューでクロの最終決定。3年間の措置延長決定。 ・2020年11月30日、WTO紛争解決機関が、ステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセットレビュー調査の認定内容について日本側主張を認め、韓国の措置はアンチダンピング協定違反と判断され、韓国に対してアンチダンピング協定を順守する措置をとるように勧告する、パネル最終報告書を公表。 ・2021年1月22日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する4度目のアンチダンピングサンセットレビューで措置継続決定（3年間）。 ・2024年1月22日、韓国産業通商資源部(MOTIE)が国内製造者から措置延長申請が行われなかったとして、4回目の措置延長期間の満了により終了する旨、公示。	変更	・措置撤廃。 ・調査中止。	
5	印刷機械	アンチダンピングによる輸入規制	・印刷用紙（塗工紙）について、日本品は16%のアンチダンピング課税がかけられている。実際、韓国製紙会社の価格に対して極端に安くはなく、また韓国メーカーは日本へ関税フリーで輸出しており不公平な状態。	継続	・アンチダンピング対象から除外。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	重量物の内陸輸送規制	・40t以上の重量物を内陸輸送する場合、補強工事が必要となるが、天候の関係で工事中の災害発生率が高くなるという理由で下記の期間については工事認許が発行されず輸送もできない。 【韓国国内重量物輸送制限期間】 夏季：毎年5月15日から10月15日まで 冬季：毎年12月1日から翌年3月15日まで	新規	・工事認許/内陸輸送制限期間の緩和/撤廃。	
7	日機輸	港の混雑	・韓国の主要港湾では混雑悪化で沖待ちが常態化。コンテナの回転率悪化、スケジュール遅延によるスペース不足に拍車を掛けている状況が続いている。	継続		
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。	継続	・外国為替取引の自由化をして頂きたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。	・外国為替管理法
2	日鉄連	クレジットカードの保証人要件、上限規制	・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。（200万W）	継続	・基準緩和。	
5. 税制						
1	時計協	重い税負担	・CIF価格と関税の合計がKRW 2,000,000を超える製品については、KRW 2,000,000超過分に対して26% 20%の特別消費税(Special Consumption Tax)が輸入時に追加で課され、更に、上記特別消費税額の30%がEducation taxとして課税される。	新規	・各種税の低減及び撤廃。	・関税法 ・Individual Consumption Tax Act ・Education Tax Act
2	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税（0%）にして頂きたい。	・租税条約
3	日機輸	移転価格事前確認申請の不合理的	・移転価格事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。	継続	・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重して頂きたい。	
4	日鉄連	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	・法人税を設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。	継続	・適正な外資企業への課税制度。	
6. 雇用						
1	日機輸	就業規則の不利益変更時の同意義務	・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」、「定年延長義務化にも拘わらず、賞金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。	継続	・企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、勤労基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定（雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断）をお願いしたい。	・勤労基準法第94条第1項、及び同2項
2	日機輸	解雇の困難	・勤労基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由」無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。	継続	・社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。	・勤労基準法第23条第1項
7. 駐在員・出向者等に関する問題						

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日鉄連	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	・駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないが発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。	継続	・外国人就労法制度の整備。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業には非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件も発生しており、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・韓国特許法第118条1項
2	日機輸	訂正審判等請求時の通常実施権者の承諾義務	・特許権について通常実施権の許諾をしている場合は、訂正審判請求等を行う時、通常実施権者の承諾を得る必要がある。しかし、ライセンス態様の複雑化により、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難なことが多い。そうすると、無効審判請求に対する訂正審判等ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われる。	継続	・訂正審判を請求するとき又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて訂正の請求をするときは、通常実施権者の承諾を不要として頂きたい。 ・本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にして頂きたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。	・韓国特許法136条第8項並びに同条を準用する附則[2001.2.3] ・韓国特許法132条の3第3項及び133条の2第4項
3	日機輸	間接侵害規定の規定の曖昧	・現行特許法第127条では、いわゆる間接侵害を規定しているが、対象を専用部品（その生産にのみ使用する物、その方法の実施にのみ使用する物）に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなる。 近年、ソフトウェア関連発明の保護が拡充されている（2020年3月11日施行法）。ソフトウェア関連発明では、ソフトウェアの部品にあたる各モジュールが一般的に他のソフトウェアの開発にも使えるよう汎用性を持たせて作られているケースも多く、「のみ」という要件を厳格に解釈すると、間接侵害規定の適用による救済がほとんど受けられないとも懸念される。 なお、日本においても、2002年の特許法改正前は、「専用品」にしか間接侵害を認めていなかったが、当時間接侵害の成否を争った50件の裁判において、半数を超える29件で「専用品」ではないとの理由で間接侵害の成立が否定されている。	継続	・権利保護強化の観点から、「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」（特許法第94条第2項の「特許権または専用実施権を侵害する」ということを知りながら）のような内容）で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大して頂きたい。 【海外での事例】 1. 日本・海外での法令・実施状況 日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条。	・特許法第127条
4	日機輸	故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切	・2019年改正特許法において、故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。しかしながら、他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い特許権については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な特許権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、特許権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。	継続	・懲罰賠償を定めた条文を削除して頂きたい。	・特許法第128条
5	製薬協	不合理な医薬品特許権の延長期間	・新薬の許可手続等に必要期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられている。 韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要期間としている。 韓国食品医薬品安全処（MFDS）は、新薬の許可等手続において申請者が提出した外国での臨床試験結果を参酌して新薬許可する場合がある。 そのような場合、当該外国での臨床試験期間は、MSDSの承認を得て実施した臨床試験期間として認められていない。その結果、過去に韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。 2020年10月29日の韓国特許法院判決において、国内臨床試験期間のみを考慮する現在の審査基準に法的根拠がないことが示唆され、初めて海外での臨床試験期間を延長期間の算定に含めることが認められた（II型糖尿病治療薬Galvus事件）。事件は大法院に上告されたが、原審で勝訴した特許権者に上	変更	・MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。 ・新薬の品目許可のために必要な原料医薬品登録審査、安全性・有効性評価審査、基準及び試験方法審査、並びに医薬品の製造及び品質管理基準評価の手続きにおいて資料の補完要請を受けた場合の当該資料の補完期間については、特許権者が、補完が帰責事由によるものではないことを立証するか、帰責事由であったとしてもそれにより許	・韓国特許法92条 ・特許庁告示第2012-17号 ・特許法一部改正法案（議案番号2121189）（2023年4月6日発議）

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			告の利益なしとの理由で上告は却下された（大法院2021年10月28日宣告2020HU11752）。 2023年4月6日に国会に提出された特許法一部改正法案は、国民の後発医薬品へのアクセスの向上および特許延長制度の国際調和という理由で、「許可等による延長された特許権の存続期間の上限14年の設定」および「一つの許可等に対して延長可能な特許件数を単数に限定」という一方的に特許権者側に不利益な内容である。但し、現地姉妹団体によれば、今年国会任期（2024年5月29日）中に成立の可能性は低い。		<p>可が遅れたことについての相当の因果関係がないことを立証することができる限りにおいて、延長期間に含める運用とするよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権者側が審査で認定された延長期間に不服がある場合、日本と同様に、延長登録出願が係属している限り、拒絶査定不服審判の請求後であっても、随時、延長を求める期間を補正できるように法改正を要望する。 ・特許延長制度改正に関する一案として、欧州の方式に倣った延長期間の算定方法に変更することを提案する。 	
6	日機輸	コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の不明確	<p>・2020年3月11日の特許法改正により、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。この改正については歓迎すべきものである一方、以下に示すように、改正の内容や改正によって拡張された実施行為について一部不明確な部分がある。そのため、改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂くことを希望する。</p> <p>①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義が不明確であることによる問題： 「方法の使用を申し出る行為」として「情報通信網を通じてソフトウェアやデータを使用者に転送する行為」が含まれることは明確だが、その他の行為が明確化されていない。例えばソフトウェアやデータの提供に供する「情報通信網」がプライベートに作成されたクラウドやプラットフォームだった場合、その「情報通信網」を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為は「方法の使用を申し出る行為」に該当するか否かが明確に示されていない状況である。</p> <p>また、ソフトウェアやデータの配信以外の行為については、具体的にどのような行為が「方法の使用を申し出る行為」に含まれるのか不明確であると思われる。</p> <p>②第94条第2項における「知りながら」という文言の定義が不明確であることによる問題： 「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのか不明確化されていない。</p> <p>なお、上記について明確化されたとしても、その内容次第では、侵害行為の立証が非常に難しくなる。このため、当初意図していたソフトウェア関連発明に関する特許権の保護強化が実質的に実現できない可能性があると思われる。</p>	変更	<p>・改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂きたい。今後、判例を待って定義を明確化させていく場合、判例が出るまでの期間は定義が不明確なことにより発明の保護が不十分となる恐れがある。このため、特に解釈の機会が多いと思われる第2条第3項の「方法の使用を申し出る行為」と「情報通信網」、および第94条第2項における「知りながら」の定義を明確にして頂くことを希望する。</p> <p>詳細については以下に説明する。</p> <p>①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義の明確化： (i) 「方法の使用を申し出る行為」には具体的にどのような行為が含まれるかを、ガイドライン等でより明確にして頂きたい。 (ii) それに加え「情報通信網」がどのような態様が想定されるか明確に示して頂くことを希望する。具体的には専用のクラウドやプラットフォームが情報通信網として含まれるか明確にして頂くことを希望する。 (iii) どのような行為が含まれるのか明確化された結果、上述したケースにおける「情報通信網（専用のクラウドやプラットフォーム）を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」が「方法の使用を申し出る行為」に含まれないとされる場合は、「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」に対しても権利侵害を主張できるようにして頂けるよう、さらに希望する。具体的には例えば「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」も特許法により定義される方法の行為に含まれるよう、特許法において「方法の行為」を再定義したり、ソフトウェアを物の発明とすることでソフトウェア自体を保護対象としたりして頂くことを希望する。</p> <p>②第94条第2項における「知りながら」の定義の明確化：</p>	・特許法第2条第3項口目、第94条第2項

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					<p>(i) 「知りながら」の定義を明確にして頂くことを希望する。具体的には例えば、「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのかを明確にして頂くことを希望する。</p> <p>(ii) また、「知りながら」を立証するための具体的な方法や、被告側への立証責任の転換をするケースがありうるのかについても、明確にして頂くことを希望する。</p> <p>【日本の事例】 日本においては、コンピュータプログラム自体が特許を受けることができる旨、特許法に規定されている。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりコンピュータプログラム自体を特許の対象とし、英国においても2008年2月よりコンピュータプログラム自体を特許の対象としている。また、欧州においては、EPC52条(2)で保護対象から除外はされているが、審査便覧G部第II章 3.6、F部第IV章 3.9で「プログラムクレーム」が認められている。</p> <p>2014年4月30日付でJIPAより大韓民国産業通商資源部宛で意見提出 http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf</p> <p>どのような行為が「知りながら」に該当するのか明確化された結果、実質的に保護が十分行われないとと思われる場合は、「知りながら」の定義を再定義したり、「知りながら」という要件をなくしたり、「知りながら」の立証が容易となるように立証要件を検討して頂くことをさらに希望する。</p>	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	新規登録審査の厳格化	・新規登録の体外診断用医薬品(IVD)製品の臨床試験の内容が非常にハードルが高く、コスト、期間面でもかなりの労力を要する。	新規	・CEマークやFDA承認を得ている場合は臨床試験の簡素化をお願いしたい。	
2	医機連	校正の考え方の不統一	・計測器の校正結果に対して、「不確かさ」も加味して結果判断をするべきというご意見をいただいた。各国において校正に対して、どこまでの結果が要求されているのか。	新規	・校正精度の考え方を統一して欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	製薬協	低い薬価、長期を要する保険償還	・薬価について、以下の問題がある。 一 提示される薬価が低く、ビジネスが成り立たないケースも発生している。 一 提示される薬価が低く、薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要しドラッグラグ、ドラッグロスが生じている。	新規	・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。	
2	日機輪	「重大災害処	・韓国国会は2021年1月、「重大災害処罰などに関する法律」を新規制定し	継続	・法律違反に該当する条件をより明確	・重大災害処罰などに関する

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		罰法」の過度な罰則、運用の曖昧	た(施行は2022年1月から)。内容として、企業で死亡事故などの「重大災害」発生時、経営責任者(法人・事業主・元請者)に2-5年以上の懲役または最大10億ウォン(法人には最大50億ウォンまで)の罰金を賦課すると定めている。人命被害を予防する趣旨は尊重すべきであるが、以下の諸観点で批判を浴びているところ。 ①懲役と罰金水準があまりにも過度で、中小企業には当法律違反が破産まで繋がりがかねない。 ②経営責任者が「支配・統制」できる範囲の外にある産業災害に対しても責任を取ることになり、連座の恐れがある。 ③災害が下請事業場で発生しても、自動で元請企業も責任を取らざるを得なくなっている。		にするとともに、災害発生と処罰間の因果関係で不当な被害が出ないよう、補完立法が必要である。	法律 第5-11条
3	日機輸	「重大災害処罰法」の過度な罰則	・重大災害撲滅の観点からは一部了承すべきところはあるが、産業災害処罰として、経営責任者に過重な責任(罰金+懲役刑)を規定していることは問題。	継続	・経営責任者の懲役刑の免除一般刑事責任の処罰ではなく、産業災害安全責任としての処罰が懲役というのはグローバル観点から国際的先進国の姿ではない。	・重大災害処罰法

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・腕時計の輸入関税が最大5%と高い。	継続	・関税の撤廃を要望する。	・関税法
2	日鉄連	原産地証明書の提出要求	・2017年11月7日、經濟部國際貿易局が2017年12月1日より65品目の輸入鉄鋼製品を対象に原産地証明書が必要である旨、公告。	継続		・貨品輸入管理弁法第11条 ・經濟部國際貿易局公告貿服字第1067030635號
3	日農工	DHL Cargo Attach Invoiceの制限	・中国、台湾から製品をDHLにて海外に輸出する場合、生産元が発行するInvoiceをCargo Attachとして添付する必要がある。生産元=販売者の場合は問題ないが、商物品を顧客に販売する場合には販売者の利益が乗っていない裸の原価が顧客に見えてしまうため、DHLが使えない。	継続	・任意のInvoiceが添付できるようにしてほしい。	
4	日鉄連	I/L制施行	・2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け（471品目）。2004年10月19日、輸入申告制度撤廃（465品目）。政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目（鉄筋、H形鋼など）は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず（適用継続）。	継続	・制度の撤廃。	
5	日農工	危険品の輸送規制	・バッテリー駆動製品出荷に関して各国輸送規制が厳しく、販売促進のネックになっている。基本リチウムイオンバッテリーは危険品扱いのため、船やエアーに関わらず、危険品としての運賃受入やスペース確保が必要。現在は製品に付属のまま危険品コンテナでの輸送（アメリカ）または製品から取り外してバッテリーのみをエアー輸送（欧州）等、出荷先によって対応が異なるため、特にFOBは現地側の状況ヒアリングなどが+αで発生している。	継続	・リチウムイオン電池の輸入は各国の規制でやむを得ない点が多いが、今後の世界的な需要を満たしていくために統一ルールなどがあれば対応しやすい。	
6	日機輸	個人消費の輸入貨物への課税	・本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。運賃（船便または航空便）+荷物明細書の合計金額の約10%が関税となる。別送品申告書を提出する事でNTD20,000（約90,000円）の免税枠が付与されるが、荷造・運送の容量が多いと免税枠を超える可能性が高い。	変更	・本制約の撤廃をして頂きたい。	
4. 為替管理・金融						
1	JEITA	税務と財務の差異	・輸出売上に対する為替レートに関して、台湾では税関が公表された三旬（上旬、中旬、下旬）レートに基づいて計算する為替差異が大きい。	継続	・国際基準に則した税制として欲しい。	
2	日機輸	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・資本流出規制により、台湾ドルを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。	継続	・外国為替取引の自由化をして頂きたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。	・外国為替管理法
5. 税制						
1	JEITA	報酬支払時の煩雑な手続き	・中国(香港を含む)企業が台湾企業が技術サービス報酬を支払う(または労働関連)時、源泉徴収を行わなければならない、取得した納税証明書はSEF（財團法人海峽交流基金會）とARATS（海峽兩岸關係協會）(またはHKETCO(香港經濟貿易文化辦事處))によって証明された場合、税額控除される。他国では政府の納税証明書により税額控除が可能であることと比べて、明らかに異なる。煩雑かつ時間のかかる当該手続きはビジネス上の影響がある。	継続	・他国と同様に、政府からの納税証明書により、税額控除ができる制度に変更を希望する。	・臺灣地區與大陸地區人民關係條例施行細則第21條第5項規定
2	日機輸	電子商取引に係る外国(法)人の源泉所得税	・外国(法)人(台湾非居住者)が台湾域内で提供する電子役務に係る対価は、台湾源泉所得となり、買手(台湾居住者)が売手への送金時に原則20%分を源泉徴収する形で徴収されている。2018年1月に交付された「台財稅字第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則」の解釈令により、一定の要件を満たす電子商取引については、販売価格ではなくみなし利益率(または実際のコストに基づく利益額)をベースに課税がされることとなった。実際に要したコストを証明する証憑を提出できない場合には、同業者利益率	継続	・今後国際的な合意形成に向けた議論が進む中で、それに沿った課税となるよう適宜改正して頂きたい。	・台財稅字第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			30%（電子商取引に係る役務）で利益を概算するため、販売価格に対し30%×20%=6%の税率で課税されることになる。			
3	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税（0%）にして頂きたい。	・租税条約
4	日機輸	日台租税協定適用手続きの煩雑	・日台租税協定の適用手続きが煩雑である。また、PEのない事業所得に関しても他国との間とは違い、免税適用のために申請手続きが必要となっているが、実務的に対応が困難である。	継続	・配当や利息に関する租税協定に基づく軽減税率適用のための文書に公証人や台北駐日経済文化代表処の認証が必要でかなりの日数を要している。他国ではそのような事が求められることは少なく、手続きの簡素化して頂きたい。 ・また、PEのない事業所得に関しては事前申請の手続き自体を不要として頂きたい。	
5	日機輸	日台租税協定適用手続きの煩雑	・日台租税協定によって日本へ支払うシステム利用料などに係る源泉税は台湾側で還付申請ができるはずであるが、還付申請に関して台湾側に提示する書類が細かくボリュームも多いので実質的に利用しにくいものとなっている。特に過年度の支払についても還付申請ができるはずであるが、その申請に係わる必要書類などが膨大で通じにくい。	継続	・台湾側へ提出資料の簡素化をお願いしたい。特に日本で納税がある場合は、台湾側で還付出来るようにして頂きたい。	・日台租税協定 ・台湾公司法
6. 雇用						
1	JEITA	外国人労働者の雇用規制	・台湾の工場などでは外国人労働者への依存度が高い。Covid-19が終息に向かい、外国人労働者新規雇用制限が解除されたが、台湾政府は少子化に対して外国人労働者の導入について国別、導入人数の上限などを検討し始めている。これらの制度が導入されれば、再び労働力不足の懸念が生じる。	継続	・外国人労働者新規雇用に対して、過度な制限を課すことはやめていただきたい。	・就業服従法 ・雇主聘僱外国人許可及管理辦法
2	JEITA	労働法改正による勤務時間・残業時間の規制	・労働法改正により、完全週休2日制の法制化、及び月間の残業時間の上限規制により、勤務時間が制約され、労務コストが増加した。常に稼働している産業機器に突発的なトラブルが発生した際に、当該制限により顧客に十分満足いくようなサービスが提供できない。	継続	・所定残業時間や休暇日の設定について一部見直しやより弾力的な法整備が望ましい。	・労働基準法
3	日機輸	厳格な勤務時間制限	・現行労働基準法で1日の労働時間（12時間制限）や残業時間（月46時間）が制限されているが、24h×365日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシュートの際に、この制限で顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。（2023年1月時点）	継続	・半導体製造装置／液晶露光装置工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリーを変更して頂きたい。	・労働基準法第32条
4	日機輸	未消化有給休暇の買取義務	・有給休暇制度は労働者の長時間労働を抑制し、健康で文化的な生活を促進させるための労働者の権利、企業の義務であるにも関わらず、「余剰年休買取制度」導入以降、労働者の年休取得率は低下し、有給休暇の本来の目的から乖離していると考えられる。企業側の買取日数が増加しコスト増による競争力の低下及びそれに伴い労働者に対する賃金等への還元が期待通りに進まない等、労使双方の問題を生じさせることに繋がりがかねない。	継続	・制度自体の廃止、制度適用を限定的にする（管理職は適用外とする等）。	・労働基準法
5	日機輸	慢性的な労働者不足	・政府購買法の対象案件が否かに関わらず、大幅な労働者不足により、工程進捗及び採算に多大な影響がある。背景には台湾内のIT産業の工場建設や拡張、台湾への投資回帰による新規工場建設、公共建設の増加や都市計画実施等による建設ラッシュにより慢性的な台湾内の労働者不足が顕在化した。それを補う役割の外国人労働者（外労）もCOVID-19の影響で入境制限措置（VISA発行停止等）等により受入れに制限が生じている。	継続	・政府として不可抗力適用の指針を公表し各関係機関に個別審査を行うよう行政指導を行って頂きたい。	・政府購買法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の 対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業には非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・専利法第62条
2	日機輸	無効審判時の 訂正における 通常実施権者 の承諾要請	・実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	新規	・特許無効審判において訂正するとき、通常実施権者の承諾を不要として欲しい。本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にして頂きたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。	・台湾専利法69条第1項 ・専利審査基準第1編第20章
3	日機輸	特許法における 間接侵害の 規定の不在	・台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物（専用部品）を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。 現状は、共同不法行為の規定があるが、それでは不十分と考えている。台湾民法で共同不法行為を定めた185条は、日本の民法719条とほぼ同内容と理解している。そうすると、共同不法行為では損害賠償しか求められず、特許権侵害に対するもう一つの大きな救済である差止救済が得られない。これがまず最大の問題だと考える。 また、他国でいうところの間接侵害行為は必ずしも典型的な共同不法行為に該当するとは限らないので、その場合は185条第2項の「教唆またはほう助」で拾うことになるが、果たしてどのような条件を満たせば「教唆またはほう助」に該当するのか定かではない。 間接侵害として責任を負うべき行為類型を専利法において定めるべきと考える。 以上から、民法における共同不法行為の準用だけでは十分な権利保護が得られないおそれがあり、他国と同程度の間接侵害制度の整備を引き続き求めていきたいところである。	継続	・間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定を新設して頂きたい。	
4	製薬協	台湾パテント リンケージ制 度の不合理	・現行のパテントリンケージ制度（後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組み）下では、新規有効成分を含まず、新効能でもない医薬品（新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤）は薬事法上の「新薬」に該当しないため、パテントリンケージ制度の対象外であるというのが台湾衛生福利部（MOHW）の見解である。新規有効成分の医薬品製造許可を取得した後に（用量が異なる）新規格や新剤形の医薬品の製造許可を取得することは製薬企業が通常行なうことであり、これらについても先発-後発間の特許侵害訴訟が起こりうることから、これらをパテントリンケージ制度から除外することは不合理である。 2023年11月23日～12月7日に最高行政裁判所が4件(Novartis, CIMA, Allergen and MSD)について、薬事法上の新薬の定義に該当しないとの理由で新製剤医薬品の特許登載を拒否する判決を下したが、米国型パテントリンケージ制度が導入されている米国、カナダ、韓国、中国のいずれもそのような制限はなく、国際的にみて異様である。	継続	・新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤についてもパテントリンケージ制度の対象とする運用にして戴きたい。現行法はそのような解釈をせざるを得ないのであれば、法改正を要望する。	・台湾薬事法 第1章 第7条、 第4章 第48条の3 ・最高行政法院 111 年度上 字第 531 號判決（2023年 11月23日） https:// judgment.judicial.gov.tw/ FJUD/data.aspx? ty=JD&id=TPAA%2c111 %2c%e4%b8%8a%2c531 %2c20231123%2c1 ・最高行政法院 111 年度上 字第 532 號判決（2023年 11月23日） https:// judgment.judicial.gov.tw/ FJUD/data.aspx? ty=JD&id=TPAA%2c111 %2c%e4%b8%8a%2c532 %2c20231123%2c1 ・最高行政法院 112 年度上 字第 165 號判決（2023年 11月30日） https://

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c165%2c20231130%2c1 ・最高行政法院 112 年度上字第 110 號判決 (2023年12月7日) https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c110%2c20231207%2c1
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日鉄連	適合性評価手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年8月8日、標準検閲局 (BSMI) が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT通報。 →2013年12月25日、BSMIが上記品目に対する適合性評価手続きを2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布 (中国語のみ)。なお、①再輸出向け、②自動車/自動二輪用は適用除外。 →2014年5月28日、BSMIが本適合性評価手続きの導入を廃止する旨、官報告示 (今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中)。 →2018年6月14日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを2019年7月1日より導入する旨、官報公示。 →2019年7月1日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを導入。 →2020年7月16日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より導入する制定予告の旨、官報公示。 →2020年11月25日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より実施する旨、官報公示。 →2021年6月30日、BSMIがコロナ禍の影響を考慮し、溶融亜鉛めっき鋼管に対する強制検査の関連検査規定 (2020年11月告示) を修正。(当該製品HSの変更、22年1月1日からの検査実施への変更、検証実施日前に商品検証登録証証書を取得した場合の証書の有効期間を2022年1月1日から2024年12月31日までとする。) 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・措置導入の見合わせ。 ・適切な適用除外規定の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品検査法 ・商品検査登録法 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第10930003340号 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第10930006350号 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第11000042043号
2	医機連	製造許可 (QSD) 審査の厳格	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器製造許可審査の簡素化の条件として独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) または台湾の公認認証機関 (RCB) が発行したQMS調査結果報告書とQMS適合証明書 (基準適合証) の提出となっているが、QMS調査結果報告書は基準適合証で調査免除となることから報告書を得られるケースがほとんどなく、基準適合証は調査を行った品目の記載と製造許可 (QSD) のスコープが合わず、複雑な日本の規制を説明することになり、非常に手間が掛かるため、簡素化を選択することができない。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素化条件の緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器管理法
3	JEITA	SDSフォーマットの不統一	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾と日本のSDSフォーマットが異なるため、台湾における工場安全審査の際に指摘を受けた。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と台湾のSDSフォーマットを一致させていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危害性化学品標示及通識規則 https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0060054
4	医機連	新規登録審査の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・使用説明書 (IFU) に記載されている検体種すべてでの全データ取得の要求等、ハードルがかなり高い。コストもかかる。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・相関で対応できるようにお願いしたい。 	
5	製薬協	製剤化・包装工程の製造所登録の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、1製品につき製剤化工程の製造所が1か所し登録が出来ず、安定供給のためのバックアップ体制を整備することが出来ない。(切り替えは許容されるが、サイト追加は不可) 一方で、原薬の製造所は複数登録が可能である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤化、包装工程の製造所追加が可能となるよう、緩和をして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品査驗登記審査準則上記規制には、①原薬についてはサイト追加・変更について記載、②製剤については変更のみが記載されており、製剤については追加できる記載と

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						なっていない。 2015年より、生物製剤等は複数箇所の製造所登録が可能。一方で、2020/11/17のT-FDAとのmeeting materialおよびminutesで、低分子医薬品は複数サイトの登録は認められない旨、記録があるとのこと。
6	製薬協	製剤証明書提出の厳格	・米国における製剤証明書（CPP：Certificate of Pharmaceutical Product）発行方針が変更され、CPPが発行されるためには既存製品でもUS国内での製造である必要がある。一方で、グローバルサプライチェーンの最適化の過程では、US国外での製造所を選定する場合もあり、US-CPPの入手で問題となるケースがある。変更申請やライセンス更新などの際にCPPが必要となるが、代替の書類で受け入れられるようになれば、ビジネスとしての障壁が低くなる。	継続	・FSC（自由販売証明書）などの提出によるCPP提出（特にUS）の代替え資料の受け入れを検討して頂きたい。	・薬品☒験登記審☒準則第38條
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	製薬協	低い薬価、薬価調整方法案	・薬価について、以下の問題がある。 一 提示される薬価が低くビジネスが成り立たないケースも発生している。 一 提示される薬価が低く薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要する。 一 「十カ国の最低価格」を参照する薬剤分類について、再検討されている。	新規	・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	電機工	地政学的リスク	・調達品の多くを中国・台湾等の東アジアから輸入しているため、地政学的なサプライチェーンリスクを抱えている。	新規		
99. その他						
1	JEITA	公共料金の上昇	・中国進出台湾企業の台湾回帰投資、TSMC工場の拡張により電力消費量の大幅増加と世界的にガス価格の高騰などの原因で、今後電力不足や電気料金値上げの可能性が高くなる。	継続		
2	日機輸	物価上昇による弊害	・世界的な原材料価格及び輸送費の高騰などによるサプライチェーンへの影響は、台湾国内社会インフラ関連案件での請負業者のコストオーバーラン、工期遅延などの問題を引き起こしている。	継続	・2020年以降の公共工程委員会の通達によると、物価変動による価格調整の範囲が資機材に限定されており、適用範囲の拡大の検討をお願いしたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	外資マジョリティ出資規制	・鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が50%までしか認められていない。	継続	・規制の撤廃。	・鉄鋼産業発展政策
2	日機輸	法人格によるハイテク企業の認定	・現在の政策は、ハイテク企業の認定は単体法人が申請対象になっている。認定条件のうち、研究開発従業員人数及び研究開発費用は一定の比率を満たす必要があるが、研究開発機能が独立法人の場合は、認定条件を満たせないことになる。	継続	・申請対象の拡大（単体法人⇒グループ）、人数&費用の配賦も認める。 ・認定条件を緩和するようルールを改定して欲しい。	・ハイテク企業認定ガイドライン-科学技術局
3	日機輸	外商投資法の規定、運用の曖昧	・外商投資法の規定については、ある程度条例等で具体化されているものの、今後さらなる関連規定や細則等の制定予定はない。 例：「行政措置による技術の強制移転を受けない」という条項があるが、実際にはどのように実行されるのかが不明。	継続	・法律の規定の解釈や実行のための細則などを制定し、予見可能性が高まるようにして欲しい。	・外商投資法
4	日機輸	外商投資法の規定、運用の曖昧	・2020年1月1日から「外商投資法」「外商投資法实施条例」および最高人民法院による「外商投資法の若干問題に関する解釈」が施行されている。外商投資法の抽象的な規定がある程度条例等で具体化されているものの、今後さらなる関連規定や細則等の制定も想定される。	継続	・（貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト） 今後は、外商投資法の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及びこれから日本から中国に進出する日本企業に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・外商投資法
5	印刷機械	会社法改訂による出資額払い込み期限の明確化	・2023年12月29日、第14回全国人民代表大会常務委員会第七回会議は新改訂の会社法を可決し、2024年7月1日より施行する。全株主が引き受けた出資額が会社定款の規定に従って会社成立から5年以内に払い込むことを明確にしたことである。 また、新会社法施行前に既に登記設立した会社の出資期限が本法に規定する期限を超える場合、法律、行政法規または國務院に別途規定がある場合を除き、本法に規定する期限以内に逐次調整しなければならないと規定している。	新規	・会社成立から10年以内と払い込み期間の延長。 ・新会社法施行前に既に登記設立した会社の出資期限も同様。	・第四十七条 有限責任会社の登録資本金は、会社登録機関に登録されている株主全員が出資する資本金である。株主全員が引き受けた出資は、会社の定款の規定に従い、会社設立の日から5年以内に全額支払われるものとする。
6	日鉄連	外資優遇税恩典の廃止	・2010年12月1日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され（2006年に土地使用税の優遇撤廃、2008年に企業所得税の優遇撤廃、2009年に不動産税の優遇撤廃）、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。	継続	・外資優遇を撤廃する一方で、自国企業への不公平な優遇（政府調達、補助金交付等）を行わないよう要望。	・國務院 内外資本企業及び個人に対する都市維持建設税、教育費付加制度に関する通知(国発[2010]35号)
7	日機輸	減資手続きの許認可制度	・拠点所在地の蘇州高新区における減資手続きについては、申請制度であるものの、実質的に許認可が必要となっている。グローバル競争が激化する中、グループ企業の再編について迅速な対応ができることは必須である。	継続	・実質的な許認可を不要として、申請によるスムーズな認可手続きを要望する。	・中華人民共和国外商投資法
8	日機輸	複合機の国産化要求	・中国政府が日本を含めた外国オフィス機器メーカーに対し、複合機などの設計や製造の全工程を中国国内で行うよう定める「事務設備情報セキュリティ」の国家標準規制改訂を導入する方針である。複合機技術の技術移転を狙った規制であるとも報道されている。TBT協定、中国のWTOの加盟議定書、RCEPの公定書関係の経済安全保障の観点からも問題があり、ワールドワイドで複合機事業の権益を厳しく棄損する懸念がある。 ※2023年末に要件はほぼ確定され、内容は緩和された。2024年は、承認の動向や規制の整備の状況を監視していく。	継続	・規制の撤廃または要件の緩和を実施していただきたい。	・情報安全技術 事務設備安全規範(事務設備情報セキュリティ)
9	医機連	国産優遇政策	・国産品が優遇され、公立病院で入札に参加できない例が発生している。省や地域によって差があるものの、年々厳しい状況になってきている。	継続	・国産/輸入に関わらない自由な調達。	
10	医機連	国産優遇政策	・入札において輸入品が排除される。	継続	・国産/輸入を区別しない国際調達制度の導入。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	医機連	国産優遇政策	・入札における国産指定について、病院、大学、疾病センター等の入札書類に明確に国産品指定となっており、入札自体に参加できない。	継続	・品質、価格等による総合的な適正競争の実現。	・重磅！中華人民共和国主席令(第103号)を発令し、国有企業にバイチャイナを強力に推進 (qq.com) https://jp.reuters.com/article/usa-trade-china-idJPKBN2F32BO
12	医機連	国産優遇政策	・薬事申請において、中国産品は各地方都市での申請が認められるが、輸入品は北京市での申請しか認められない。且つ、中国産品の申請は、不可思議なほど順調で輸入品の申請は不可思議なほど指摘事項、修正事項も多く、時間も掛かるため、発売時期が遅れ、公正な競争を阻害している。	継続	・輸入品も各地方都市で申請可能にする制度変更。	
13	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・中国政府の国産優遇政策により、引き続き中国企業である競合他社に比べ入札参加が困難になったり、薬事承認が遅れが生じたりしている。また、地域によっては、基本的に中国国産品に購入を限定する公示が出されるなど、さらに公平な競争が難しい環境となっている。	継続	・内外問わず公平な競争が可能となるよう当局への働きかけを行って頂きたい。	
14	医機連	国産優遇政策による公平な競争の阻害	・輸入品は国産品同様に一般的な購入対象として扱われず、機能の特殊性が認められた場合のみ選定のテーブルに乗れる状況に変化してきた。その為、購入対象となる台数が減少する傾向にある。	継続	・日本製医療機器、特に中国製で直接の機能・性能代替が叶わない製品についての国産化推進戦略関連法規の適用除外。	・政府調達法（改正草案）
15	医機連	輸入製品の入札制限	・入札時に輸入製品の購入必要性等の論証/審査が必要になるケースが多いため、輸入製品の販売に関する影響が大きい。	新規	・国産/輸入を区別しない国際調達制度の導入。	・医療機器監督管理条例
16	日鉄連	銀行保証金制度の一律適用	・1999年10月1日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保税貨物の横流し（密輸）を防止する為に企業をA、B、C、Dに審査区分し、Aを除くB、C区分企業が鉄鋼（電磁鋼板を除く）を含む11の制限品目を保税輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転（保証金を積む）を義務付けた。熱・冷・表面処理鋼板が対象で、B、Cに区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EGの除外等が行われた。保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。2007年8月23日、銀行保証金台帳制度について東部地区（北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省）と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的にはA類企業制限類について東部で空転→実転（50%）、B類企業制限類について中西部で実転（50%）→空転と変更された。2008年12月1日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A類企業の制限類は空転（保証金積み立て免除）へと変更された。	継続		
17	時計協	銀行保証金制度の一律適用	・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。	継続	・保証金制度の廃止。	・2007年7月23日付で発布された海関総署公告2007年第44号
18	日鉄連	加工貿易制限の強化	・2015年11月25日、商務部が貿易の安定成長を維持し、輸出入商品の構造調整を図るため、加工貿易制限目録の調整を公告。税関は、企業の信用状況に基づき、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の認定を行う。	継続	・規制の撤廃。	・商務部税関総署公告2015年第63号
19	日鉄連	加工貿易における保税措置の撤廃	・2014年7月2日、財政部税関総署が78品目の鉄鋼製品に対する保税措置の撤廃を公告。2014年8月28日、実施につき、保税政策の移行期間が2014年末まで延長され、2015年1月1日より廃止。	継続	・保税措置の延長。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
20	時計協	保税区域における外国企業への増値税賦課	・外国企業及び保税区域外企業に、保税倉庫物流サービスに対する増値税（倉庫賃借・運送の税率：11%）を課している。	継続	・保税区域における増値税撤廃。	
21	日機輸	保税加工貿易（手冊、保税部材）の運用ルールの不統一	・保税加工貿易（手冊、保税部材）について、各地の運用ルールにばらつきがあり、会社として統一的な運用・管理規則が立てられなく、運用ミスを防ぎが困難となり、長期的に一元化されることを要望する。 －深加工結転（二次加工された生産用部材を輸出入する行為）、にて完成品を販売する場合の国内調達部材の増値税控除基準が地域によって違う（認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあると聞く）等。 －政府主導の「金関二期」導入により徐々に改善されているものの、電子手冊使用時の備後核銷（消込）前の通関BOM情報の修正申告に対する対応の違い（修正申告が認められるケースもあれば、認められないケースもある）。	継続	・税関内部にて各地方税関の保税加工貿易に関しての管理ルールを統一するプロジェクトもしくは監査制度を推進する。	
22	日鉄連	WTO約束の流通業自由化の未実施	・中国のWTO加盟時の「約束」に関するうち、「（国内）流通業の自由化」（外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止）については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。	継続	・実施細則の制定による実質的な開放。	
23	日機輸	土地使用権延期政策に関する政府方針の明確化	・改革開放後、政府は国有の経済開発会社に土地使用権を譲渡し土地の開発を進め、80年代後半から90年代前半にかけて設定された開発区の工業用地の最長使用期間は50年となっている。 外資系企業は1990年から徐々に中国に進出し現地法人を設立したが、経済開発会社から取得した土地の使用権が30年となっており、徐々に期限切れになっているため、土地を使い続けるには、経済開発会社が取得した土地使用権の余剰年限を獲得する必要がある。 しかし、現時点の土地使用権の市場譲渡価格は80、90年代より大幅に上昇しており、契約継続交渉の際に、当時の土地価格譲渡価格適用か、現在の市場価格適用かは、争点になっている。 90年代に中国に進出した外資系企業にとって、土地の継続使用に関する経済開発会社との交渉は、時間と労力を消耗するだけでなく、仮に市場価格が適用された場合、企業の経営に対するインパクトから、事業継続も危ういものになり得るリスクがある。 また、開発区の経済開発会社に譲渡された50年の土地使用権について、国レベルの土地使用権の期限満期処理政策が未だ出ていないため、中国政府の政策に対する不安感を助長し、外資企業による事業展開や投資は慎重にならざるを得ない。	新規	・中国への投資を促進し、外資企業の事業展開を安定させる観点から、下記の対応をお願いしたい。 －速やかに国による土地使用権満期処分の立法を要望する。 －各地方政府は、企業が取得した土地使用権が満了したとしても、国の譲渡期間の満了しない場合は、経済開発区域の経済開発会社などの機関に対し、土地使用権取得時の譲渡価格を適用するなどの再契約ガイドランスを出して頂きたい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・ウォッチ、クロックに関し、輸入税、付加価値税（増値税）等の税制により、採算が確保しにくくなっている。RCEPが施行されたものの、譲許率は10年～20年かけての段階的撤廃が多い。 RCEPにおいて、アナログクォーツウォッチムーブメントの関税は、16%のまま低減の予定は全く無い。 －ウォッチ完成品：8～15%（持ち帰り品の高級時計は60%） －ウォッチムーブメント：10～16% －クロック完成品：10～15% －クロックムーブメント：16%	継続	・関税の低減および撤廃。	・関税規則 ・条例
2	印刷機械	高輸入関税	・欧州の機械は日本の機械と比べて関税が低く、さらに当社の最大の競合先はFTAにより関税がゼロになっている。	継続	・すぐに中国側の関税を下げてもらいたい。	
3	日機輸	高輸入関税	・映像出力系機器製品において、ディスプレイ製品の暫定税率が30%から20%に引き下げられたものの、その後の引き下げ及び撤廃計画がない。	継続	・デジタル機器であるため、今後WTO ITA協定の拡大交渉での関税撤廃を実現して頂きたい。	・中国輸入関税率表
4	日機輸	ITA対象製品へ	・ITAの拡大により中国の主要情報技術製品の関税は0%となっている。しか	継続	・WTOで決められるWTO協定税率が	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の関税賦課	しながら、カメラ用レンズはデジタルカメラ本体が0%にも関わらず、中国での暫定税率は3%となっている。 中国国内においては、暫定税率を決定する関税税則委員会への働きかけを行っているが、無税化は実現できていない。		0%になれば、中国での単独交渉も必要なくなる。グローバルでの恩恵も受けられる。ITAの拡大交渉等でレンズ関税の早期無税化の実現に向けた取り組みに期待したい。	
5	日機輸	ITA対象品目への関税賦課	・カメラはデジタル商品との扱いでWTO ITA協定の下、関税がほとんどの国でかかっていない一方、レンズ、双眼鏡はITA協定の対象品目とならず関税が賦課されている。(中国) - レンズ：3% - 双眼鏡：10%	継続	・今後WTO ITA協定の拡大交渉での関税撤廃を要望して頂きたい。	・中国輸入関税率表
6	日機輸	関税分類の不統一・不明確	・日本と中国のHSコードの分類は一致しておらず(前の6位は違う)、RCEPの特恵関税を享受できない結果となっている。 具体的に言えば、当社が直面した課題は、中日両国の税関が化学工業材料、電子部品が専用部品に属するか、それとも通用部品に属するかHSコードの分類に異なる判定をしていることである。 また、①特殊業務:例えば、国内販売の税金追納、特許権使用料のRCEPの使用については政策が不明確で、各地税関の実際要求も相違がある。 ②中継貨物について、全過程の連絡輸送伝票、未加工証明に対する要求が不明確で各地の認定に差異がある。一部の事業場が特恵関税を享受できない。	変更	・中日両国のHSコード分類の相違に対し、両国税関がコミュニケーション、協調体制を構築し、企業の実際業務における困難を解決し、企業がRCEP減税の優遇を真に享受できるように要望する。	・RCEP協定
7	自動部品	関税分類の不統一・恣意性	・担当官によりHSコードの解釈が異なる。また、担当官が使用するHSコードの全桁数の公開情報が無く、担当官の判断により適用区分が異なる判定をされることがある。 - 弊社が中国から定期的に輸入している部品においてHSコードの変更をするように、との指摘をタイ税務局から受けた(HSコード: 8413.91から7616.99.90への変更) この結果、関税率0%から10%へ変更された。 ※弊社のインドネシア拠点でも同一部品の輸入しており、関税0%である(HSコード: 8413.91) - 中国日本税関で同じ部品のHSコードに対する見解が不一致である。	継続	・HSコード判定基準の統一化。 ・判断基準の情報公開。 ・輸入開始当時と同じHSコード: 8413.91(関税0%)の適用。	
8	日鉄連	関税分類の不統一・恣意性	・現在中国に輸入される無方向性電磁鋼板は、シリコン含有量0.6%未満の汎用グレードが大半を占めるが、この品種の通関コード(HS CODE)の認定が各地税関で不統一。これに起因して、関税の地域的不平等、通関処理の遅れ、日本からの船積み書類の緊急訂正など多々問題あり。また、再輸出加工手帳(保税手帳)に基づく異地通関の際や加工後製品の手帳消し込み処理などでも、CODE認定不一致に起因する税関でのトラブルが散発している。	継続	・当品種に対する通関コード認定の統一。	
9	日鉄連	関税評価ルール運用の不透明	・税関より輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり。正式な徴税通知で無く、一般的に口頭で行われるため、強制力はなく、ルール違反を問うことは難しいものの、輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。	継続	・運用の透明化。	
10	日機輸	関税と移転価格税制の相反	・税関による輸入品の移転価格(輸入価格)に関する調査が実施されているが、税務局の移転価格調査と観点相反しており、両方の要求を満たすことは困難である。 税関：輸入品の利益水準が高い場合には、輸入価格が低いとして輸入関税及び増徴税が課される。 税務局：輸入品の利益水準が低い場合には、移転価格に問題があるとして法人税が課される。	継続	・輸入品の移転価格に関わる取り扱いにつき、税関と税務局の間で整合した運用を望む。	・中華人民共和国海関進出口貨物完税価格方法
11	自動部品	製造ノウハウの関税課税	・中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤリティを加算。ノウハウは輸入部材とは関係がない。	継続	・国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。	
12	日鉄連	高い輸出税の	・中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されてお	継続	・原材料に対する輸出抑制策の緩和。	・国務院関税税則委員会関税

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		賦課・引上げ	り、マーケット上昇の要因となっている。 国務院関税規則委員会が2011年の関税実施方案を発表、レアアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS細分化と併せて暫定税率を従来の20%から25%に引き上げ。 2010年12月2日、国務院関税規則委員会が2011年の関税実施方案を発表。ネオジウムフェロボロンの一部(7202.99.11)を0%から20%に引き上げ。			実施方案的通知
13	日鉄連	高い輸出税の賦課・引上げ	(改善) ・2011年12月14日、コークスの輸出暫定税率撤廃 (2704.0010、40%→0%)。 ・2012年1月1日、(コークス40%→0%、金属マンガン20%→0%、等) ・2013年1月から一部品目について関税撤廃。	継続		
14	日鉄連	高い輸出税の賦課・引上げ	(改善) ・2016年1月1日、銑鉄(輸出税率) 25%→20% ・2017年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率) 25%→20%、20%→15%、(フェロニッケル 20%→0%)、 銑鉄、非合金半製品 20%→15% 合金半製品 15%→10% ・2018年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率) 15%→10% ・直接還元鉄、非合金半製品15%→10%(非合金半製品一部 15%→5%) 非合金棒鋼、非合金線材一部15%→0% ステンレス半製品、ステンレス厚板・薄板一部、その他合金半製品10%→5% ・2019年1月1日、フェロアロイの一部、直接還元鉄、非合金鋼・ステンレス鋼・合金鋼半製品、ステンレス熱延鋼板類の一部の輸出税が0%に。 ・2019年1月1日、石炭(一般炭・原料炭・無煙炭)について関税撤廃(3%→0%)。 ・2021年5月1日、銑鉄、スクラップ等の輸入暫定税率を0%、フェロシリコン、クロム、高純度銑鉄等の輸出税率を引き上げ。	継続		
15	日鉄連	アンチダンピング提訴の濫用	・2015年5月27日、武漢鋼鉄、宝山鋼鉄が国内産業を代表して日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板を提訴。 -2015年7月23日、商務部がアンチダンピング調査を開始する旨、官報告示。 -2016年4月1日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クワの仮決定。 -2016年7月23日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クワの最終決定。 -2021年7月23日、商務部がサンセット調査を開始する旨、官報告示。 -2022年7月22日、商務部がサンセットレビュー調査で、日本、韓国、EUに対して5年間の措置延長を最終決定。	変更	・日本に対する措置の撤廃。	・商務部公告2015年第23号 ・商務部公告2016年第10号 ・商務部公告2016年第33号 ・商務部公告2022年第22号
16	日鉄連	アンチダンピング提訴の濫用	・2018年7月23日、太原鋼鉄が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスピレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対するアンチダンピング調査を開始。 ・2019年3月22日、商務部が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスピレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対し、クワの仮決定。 ・2019年7月22日、商務部が日本、韓国、インドネシア、EU製のステンレスピレット及びステンレス熱延鋼板・コイルに対し、クワの最終決定。 ・2021年6月11日、日本政府がWTO協定に基づく二国間協議を要請 ・2021年9月27日、パネル設置(DS601) ・2022年6月27日、WTOパネルがDS601最終報告書を2023年第1四半期に公表する予定の旨通知。 ・2023年4月13日、日本と中国がDS601に係るDSU第25条に基づく仲裁手続きに合意したことがDSBより回覧。 ・2023年6月19日、中国がWTO上級委へ上訴せず、パネルの最終報告書がWTOより公表。 ・2023年7月28日、WTO紛争解決機関(DSB)会合において、パネル報告書が採択され、パネル認定・中国に対する措置の是正勧告が確定。 ・2023年11月9日、中国商務部が本アンチダンピング措置の再調査を行う	変更	・日本に対する措置の撤廃。	・商務部公告2018年第62号 ・商務部公告2019年第9号 ・商務部公告2019年第31号 ・WT/DS601/4

※経由団体：各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			旨、公示。			
17	自動部品	アンチダンピングによるサプライヤーからの値上げ要求	・アンチダンピング規制の影響から、部品サプライヤーから値上げの要求が出ている。 2023年時点でも状況変化なし。	継続	・規制の緩和。	・商務部2020年45号公告 日本、アメリカ、韓国、マレーシアの輸入PPSの反ダンピングについて裁定
18	日機輸	米中貿易摩擦による関税率上昇	・米国が発動した通商法301条への報復措置として、中国側でも米国からの輸入品に対し報復関税として追加関税が賦課され、中国現地法人の収益への影響が継続している。サプライチェーン見直し等の対策も容易ではなく、事業競争力の低下を懸念。	継続	・追加関税措置撤廃。 ・日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。	
19	日機輸	原産地判断の不統一	・前工程と後工程の異なる商品を海外から輸入する場合に、外装箱もしくはそのラベルに明記されている原産地が、輸入国での原産地決定規則に一致せず通関にトラブルが生じること。原産地決定基準はHSコード基準、付加価値基準等複数存在するため、上記商品の場合に判断基準によっては前工程が原産地になることもあれば、後工程が原産地になることもある状況。 なお前工程（の発生した国）と後工程（の発生した国）の両方を外装箱もしくはそのラベルに明記する方法、あるいは原産地を記載しない方法も存在するが、国や地域によっては（少なくとも中国においては）このような形を認めないケースも存在。	継続	・前工程と後工程が異なる商品を海外に出荷する場合は、事前に輸入国における原産地決定基準を理解し正しい原産地を外装箱もしくはそのラベルに明記する。	
20	自動部品	原産地証明書要求の増加	・原産地証明書（COO）の要求が増加傾向。EPA管理品目が増えれば、定期的な原産確認の件数も増え、管理体制（人員・システム化など）を見直す必要があると考えている。	変更	・解決済（国際物流WGにて対応中）	
21	日機輸	原産地証明書発給機関の運用不透明なFTA原産地証明書取得要件	・ASEANや中南米各国（チリ、ペルー等）向けにFTAを利用するため、原産地証明書を発給機関から取得するにあたり、発給機関がFTAの条文とは異なる（または、条文に記載の無い）独自の要求を行うことにより、FTAが利用できない、またはFTAの利用に遅れが生ずる状況が散見される。 例えば、ASEAN-中国 FTAでは、その施行細則上に原産地証明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかし、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目について、中国各地の原産地証明書発給機関が自国（中国）のHSコードを記載するよう要求している。発給機関の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、または発給機関との交渉に時間を要しFTAの利用に遅れが生じる場合がある。	継続	・各地の原産地証明書発給機関に対し、条文に記載のない要求を行わないようにして頂きたい。	・ASEAN-中国 FTA 施行細則（REVISED OPERATIONAL CERTIFICATION PROCEDURES (OCP) FOR THE RULES OF ORIGIN OF THE ASEAN-CHINA FREE TRADE AREA） ・中国と中南米各国（チリ、ペルー等）とのFTA
22	日機輸	中国におけるRCEP関税譲許スケジュール	・2022年よりRCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効されたが、中国は対日本産品、日本は対中国産品に対してRCEP対象外や関税撤廃の対象外となっている品目が多い。また、関税撤廃（引き下げ）スケジュールが10年超を超える品目が多い。	継続	・5年毎の協定見直しの枠組の中で、特にカメラ用レンズを中心にRCEPの対象品目及び、関税撤廃（引き下げ）スケジュールの見直しを実施して頂きたい。	・工業化学品法2019
23	日機輸	年度HSコードの急な変更と即時発効	・年度HSコードの変更が行われているが、発表も実行も1月1日となっている。変更されるHSコードの確認と税関への登録が間に合わない場合が発生している。	新規	・HSコードの変更発表を実行の1週間前にして頂きたい。	
24	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・申告価額が低いとの指摘により書類差し替えを求められることがある。	継続	・相当価額を記載しているにもかかわらず指摘される。判断基準が不明。	
25	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・HSコードの適用判別に時間がかかることがある。	継続	・判断基準の統一。	
26	自動部品	輸入通関手続の煩雑・遅延	・輸入許可内容が変更になった場合、税関はネットで公布しているが、常にネットを確認しないと変更内容を把握できない。	継続	・変更内容が税関ネットの1ページ目で見て把握しやすくして欲しい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		延・不透明				
27	日機輸	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・一つのパッキングリストに複数の原産地証明書があり、その上、一つの原産地証明書に数百品番がある。輸入通関申告時に人手で原産地証明書の品番を『電子口岸』というシステムに入力する必要がある。かなり手間がかかり、入力ミスも出やすい。それによって通関効率下がり、通関費用(人件費)が高い。	継続	・中国と日本の間に原産地証明の電子データ交換の早期実現を期待している。	・区域全面経済パートナー関係協定(RCEP)の第三章原産地規則
28	日機輸	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・免税通関の回数が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。 ・一部の地域については簡易通関ができないため荷物受取までに時間がかかる。	変更	・通関の迅速化をして頂きたい。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	
29	時計協	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
30	時計協	一時輸入手続の煩雑・遅延	・中国はATAカルネ(Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しており、商品見本の用途制限はなくなった。しかし依然として大規模な展示会等を除き、商談用サンプルについてカルネでの通関が認められない場合があり、高額の関税が掛る。	継続	・大規模な展示会以外の商談用サンプルも、条約どおりの通関を望む。 ・また、現地側でのカルネ通関手続きに多くの時間が割かれるため(3週間前後)、手続き期間の短縮化を望む。	
31	JEITA	通関申告期間の厳格	・税関は、荷受人に荷物の空港への到着から、48時間或いは72時間以内に通関申告をすることを求める。週末や長期休暇中には、時間内に申告できないことも多い。もし、所定の時間以内に通関申告できなかった場合、説明資料の提出が必要となることがあり、税関が説明を受け入れないときは、貨物を返送しなければならない。そのため物流担当は常に残業や休日労働をして間に合わせている状況である。	継続	・週末や長期休暇など対応できない状況を配慮し、柔軟に対応していただきたい。	
32	JEITA	電池輸送の輸出仕向地により異なる書類	・弊社では香港から電池輸出を行っているが、輸出仕向地によって求められる書類等が異なり煩雑なため、統一して頂きたい(例:UNレポートのみ)。中国:「貨物輸送条件鑑定書(=Certification for Safe Transport of Chemical Goods)」の提示が要求される。	継続	・「貨物輸送条件鑑定書」は海上輸送用・空輸用でそれぞれの取得が必要、かつ有効期限も1年間のため省略したい。	・中国法令に基づく
33	自動部品	台湾製製品へのラベル表示の厳格化	・台湾製に対してインボイスに記載する台湾の表示「Made in Taiwan,China」または「Chinese,Taipei」の表記をするような指示を販売先中国法人から受けている。日本では書類や外装に(世界基準では存在しない)Made in Taiwan,Chinaと表示した場合、通関業務への影響があり輸出することができない。貨物保留・罰金の恐れがあるという話もあるが、公式の声明が確認できない点、厳格性、政治的観点から対応できていない。	継続	・台湾の表記のままでも今後も継続輸出。 ・また、対応事例があれば共有頂きたい。(Appleでは対応している記事があったが、他社でも事例があるのか)	
34	医機連	台湾製製品へのラベル表示の厳格化	・医療機器用モニタを中国に輸入する際に生産地表記の“台湾製造”に対して、修正指示を受けた。購入者に対してこの修正指示を受けたのは適切ではなく、購入者は修正できない。また、当該モニタはCCC認証品である。CCC認証取得する際にモニタの製造メーカーに対してこの修正指示をして欲しい。	継続	・今後改善して欲しい。	・中国製品輸入輸出法
35	日機輸	中文での通関書類提出義務	・国際物流において通関書類(送状やINVOICE等)の記載は英文であるが、中文翻訳の提出を要請される。	変更	・中文翻訳の提出に関する要請を解除していただきたい。	
36	日機輸	国際郵便荷物の輸入通関手続の煩雑	・中国/華南地区での国際郵便荷物輸入事情が他都市と異なり許可されにくい。必要とされる通関書類を税関へ提出しても許可が下りず、またその要因も開示されない。	変更	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
37	日商	安全データシートの100%成分開示要求	・中国上海向け、もしくは上海を経由する海上コンテナ輸送において、中国当局より安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)の組成成分100%開示・CAS番号開示を要求されている(長江保護法)が、特にバッテリー関連で危険品に該当する場合、バッテリーメーカーから必ずしも100%成分のSDSを入手できず、中国上海向け貨物のみならず、上海での積み替えが必要なルー	継続	・法規制緩和。	・長江保護法

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			トでの輸送を選択できないため、弊社のスムーズなグローバル物流に制限がある。			
38	印刷機械	安全データシートの100%成分開示要求	・危険品薬品の製品安全データシート（MSDS：Material Safety Data Sheet）において成分を100%記載しない場合は、船積みは不可で航空輸送をせざるを得ない。	継続	・危険品薬品のMSDSにおいて成分を100%記載する必要がある。	
39	日農工	DHL Cargo Attach Invoiceの制限	・中国、台湾から製品をDHLにて海外に輸出する場合、生産元が発行するInvoiceをCargo Attachとして添付する必要がある。生産元＝販売者の場合は問題ないが、商事品を顧客に販売する場合には販売者の利益が乗っていない裸の原価が顧客に見えてしまうため、DHLが使えない。	継続	・任意のInvoiceが添付できるようにしてほしい。	
40	自動部品	リターナブルパレット及び容器の税関法規制の不透明	・サステナビリティ活動および物流梱包資材費用逓減のために輸出入にて繰り返し使用できるプラスチックパレットやプラ箱の導入を進めている。中国のみ、税関手続きが極めて不透明で、導入の判断が非常に困った。一時輸出入をやる必要があるのかと思っていたが、今回該当の製品は一定の要件を満たした（中国生産＆中国調達部品なら良いそう）ようで、関税なしで自由に容器の行き来が許可された。詳細をJETRO、フォワーダー、現地担当に問い合わせたか、あまりよくわからなかった。	継続	・中国税関の最新状況を分かりやすく共有いただきたい。	・一時輸出入
41	日機輸	預裁定制度申請の却下	・税関商品分類の預裁定制度（事前教示制度）があるが、企業が迷った時分類の預裁定の申請を行うと、税関より各種の理由でよく却下される。一方で、企業が商品分類を間違えた場合は、追加課税や行政処罰をされる可能性がある。	継続	・税関の商品分類預裁定業務を改善して商品分類精度向上と企業リスクの低減をサポートしてほしい。	・中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法
42	医機連	通関時の不透明な開梱検査	・通関時に製品梱包を開梱して中身の確認が行われることがあるが、取り扱いが雑で、商品が汚れたり傷がついたりする事例が発生している。税関が弁償するわけでもなく、メーカーや顧客が泣き寝入りすることになる。	継続	・税関での開梱は避けてほしい。最低でも輸入者の立会いの下、検査を実施するように求める。	
43	日機輸	税関検査の長期化	・イオン電池の輸入に対して、属地税関よりサンプリングして検査を実施するが、税関の検査対応部門の業務量が多く、検査の順番を待つ必要があるため、待ち時間と検査時間を合わせて約1か月かかる。また、検査結果が出る前に使用が禁止されるので、供給や出荷納期に大きなリスクが存在。	新規	・税関から認証取得したAEO企業として、サンプル抽出率を下げるのが可能か、或いはエクスプレスウェイ対応ができるか交渉してほしい。 ・同じ品番、同じメーカーからの電池であれば、一度サンプリングして合格したら、有効期間1年以内にサンプルの再送付し検査することを免除し、直接通関できるように交渉してほしい。	
44	日鉄連	設備輸入の免税基準の不透明・遅延	・外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税率が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。	継続	・判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。	
45	日機輸	検証設備の旧機電製品輸入証明書の申請義務	・開発システムの検証用設備を日本から輸入している。検証用設備はほとんど試作品か手作りの設備で、輸入する前にも日本側にて使ったこともある。輸入申告時、税関がそれを旧機電に分類するが、旧機電は旧機電製品輸入証明書の提出が必要と規定されている。そうすると、申告手続きも複雑になり、コストも上昇する。	新規	・検証用の設備なので、日本と中国が共用で、必ず新品輸入とありえない。検証用で一次輸入の設備は、旧機電製品の対象外と対処してほしい。	・中古機械・電気製品輸入管理弁法
46	日機輸	サンプル・中古品の輸入許可の不透明	・サンプル品や中古品輸入の際、輸入許可の要否、中古品の認定について輸入港、また税関担当者によってバラつきがあり、事業計画策定や製品開発に大きな影響を与えている。費用面での負担増、開発遅延のリスクが発生している。それらを取り除くことが非常に重要であり、改善が必要。	継続	・輸入許可の要否基準及び、中古品の認定基準の統一化、税関官署への周知徹底をしてほしい。 ・判定基準を開示することにより、輸入者が輸入許可の要否、中古品の認定が可能となり、スムーズな輸入プロセスや輸入者の負担軽減につながるため、基準を開示してほしい。	・中国輸入管理法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
47	時計協	中古品機械・設備の輸入規制	・中古機械・設備の輸入規制がある。	継続	・中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。	・輸入中古機・電製品検査監督管理弁法(2002年12月31日付)
48	日機輸	中古品・リサイクル品・設備の輸入規制の厳格化	・中古品・設備の中国輸入規制が強化する傾向がみられ、リターンブル品(通箱、輸出入パレット、コンテナ)に対する個別税関判断による突然のペナルティ、補修、消毒依頼が発生している。	新規	・中古品・設備輸入規制に関する情報発信を強化して頂きたい。	・現在の所は具体的法規制等の影響は特になし
49	日機輸	タイ向け中古品出荷に必要な『中古品検定書』の発行機関の不在	・中国からタイに対して中古品の設備治工具等を輸出する際、タイ国当局が輸入者に要求する中古品検定書を検定・発行する機関が中国国内に見当たらない。	新規	・タイ国当局の要求に合致した、中古品検査書発行サービスを中国国内で提供して頂きたい。	
50	日機輸	保税区を活用した中古電気製品の輸出入運用の困難	・資源有効活用の観点で事務機器やその消耗品を中国国内で再生する場合、再生品は税関輸出入申告に際し旧機電産品(中古品の輸出入監督管理)を受けられることになる。これら再生製品を、中国内の保税工場から物流園区等の保税地域を利用して再度中国内へ輸入する場合、現状では実務上、輸出入申告が不可能である。 保税地域を経由した貨物の輸出入では、入区(輸出)と出区(輸入)の両者間で「HSコードが同一であること」「申告価格がマイナスではないこと」が知られているが、環境配慮への取組を進めようとした場合、新たな制約が加わることとなる。法令上の根拠が必ずしも明確とは言えない中で、長年そのような運用が続いていると理解している。	新規	・法令根拠を含めた活用条件の明確化と、条件を満たさない場合に例外的なルール整備を要望する。 ・中古品規制に再生品が含まれていることが背景の為、将来的には、再生品は中古品とは別の法律上の枠組みで管理することを要望する。	・輸入中古機電製品検査監督管理弁法など
51	電機工	輸出懸念国との信用状L/C決済の審査の煩雑	・トルコなどの懸念国への輸出に関する審査は非常に厳格で、信用状L/C決済の場合、銀行は業務ごとに通知、送り状、入金などの段階で少なくとも3-4回のデューデリジェンス提出を要求している。多くの時間がかかっていたが、トルコとの信用状決済について、デューデリジェンスの改善があった。	継続	・デューデリジェンスの回数を減らし、企業の業務負担を軽減し、銀行の業務効率化を図る。	
52	日鉄連	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	・1994年9月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、バーター取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。	継続	・制度の緩和・撤廃。	
53	医機連	免税制度の不明確化、免税商品枠からの排除	・過去、当社製品は免税商品として扱われていたが2021年は年度末の11月迄免税施策が公開されず、且つ、開示されてみると一部実験環境用保存機器、培養機器の商品は免税商品枠から除外されていた。	継続	・免税制度の年初での年次ルールの公開。 ・製品除外時の明確且つ論理的な説明。	・財政部、税関総署、国家税務総局の「第14次5カ年計画」期間中の科学技術イノベーションを支援する輸入税政策に関する通知 財政税[2021]第23号 ・「第14次5カ年計画」期間中の輸入科学研究、技術開発、教材の免税リスト(第1弾)
54	日鉄連	輸入規制	・1999年4月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(L/L)制度を実施。半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」(通称「四連単」)か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。大部分の鋼材で廃止となったが、2002年2月1日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに変更済。	継続		

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
55	日機輸	輸入規制	・書籍の数量規制がある。	変更	・書籍の数量規制の解除をして頂きたい。	
56	日機輸	就業証が365日未満の輸入許可不可	・中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない、もしくは全量課税での高額関税が課せられる。	変更	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
57	日機輸	個人消費の輸入貨物への課税	・新品中古に関わらず電化製品等に高額課税されている。 ・個人消費の輸入貨物（日本食や日用品等）につき、申告価格1,000円を超過すると、業務通関となり課税対象となることが高い。	変更	・個人使用の物に対しては免税扱いをして頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
58	日機輸	印刷物の輸入規制	・中国向け荷物送付（DHL等民間クーリエ会社利用時）において、印刷物（書物や社内刊行されたマニュアル等含め）の輸入規制（事前申告の上輸入許可取得）がかかり、荷物の輸入許可が下りない。会社で利用する荷物や書類の為、業務に支障をきたす。 また、同荷物輸入通関手続きにおいて会社備品とは判断されず、個人利用と判断され別送品輸入を強要されるケースがある。個人利用と判断された場合、別途個人の引越荷物輸入通関においては、全量課税を課せられ高額な関税支払を伴うこととなる。 ・中国側輸入荷物について、「書籍・雑誌・カタログ等」は「図書の輸入ライセンス」取得が義務付けられている。 ※会社で発行された業務マニュアルや会社資料等も同じ扱いを受ける。	変更	・左記の制限を緩和して頂きたい。	
59	日機輸	放射能による日本産食品の輸入規制	・食料品の輸入規制がある。 ・中国全土において、日本の処理水放出が原因とみられる食品類の輸入不許可（海産物以外も含む）が発生している。	変更	・食料品輸入規制の解除をして頂きたい。 ・左記輸入規制を解除して頂きたい。	
60	日化協	易制毒化学品を含む混合物の定義の不明確	・混合物は管理対象になるか否かの規定が「易制毒化学品輸出入管理規定」と「易制毒化学品管理条例」とで異なるため、易制毒（麻薬類）化学物質を輸出入する際に手続きが滞る事例が発生している。	新規	・輸出入と国内流通の易制毒の定義を統一することを要望する。	・易制毒化学品管理条例(国務院令第445号) ・易制毒化学品輸出入管理規定(商務部令第7号)
61	日化協	危険品輸出入規制の強化	・危険化学品鑑定について、 ①IMI鑑定の際に、所要サンプルの数量が多く、サンプル費用が掛かる。 ②IMI鑑定とGHS分類鑑定の有効期間が1年しかなく、毎年鑑定が必要、手間と費用が掛かる。	継続	・①できる限り、所要サンプルの数量を減らして頂きたい。 ・②有効期間を延ばす。あるいは危険性の変更がある場合のみ、再鑑定するようにして頂きたい。	・税関総署商品検験司に輸出入する危険貨物並びにその包装に関する検査の強化についての通知(商検函2019年41号)
62	日化協	危険品輸出入規制の強化	・危険化学品鑑定用サンプルや安全性試験用のサンプル等少量のサンプルについても輸入前に登記が必要となっている。	継続	・サンプルとしての危険化学品に関する登記を免除して頂きたい。	・旧国家安全生产监督管理局(第53号令)「危険化学品登記管理弁法」
63	日機輸	危険品の国内輸送規制の未整備	・中国で危険品（車載電池）の輸送包装に関する基準は、厳しく要求されている。車載電池は9類危険品で、海上輸出にII類包装規則が適用される。海上輸出梱包用の通い箱は、使用される都度に税関検査センターにサンプルを出し、落下検査を受けて「包装性能証明書」を取得する必要がある。検査期間が約2週間、且つ「包装性能証明書」は1通に当たり最大で通い箱10,000箱しかできない（10,000箱を超える場合、複数の申請が必要）。生産・出荷を確保するため、企業として実際使用量より1.5-2倍の通い箱を確保しなければならない。そのため、申請費用と梱包材コストも高額となり、安価で大量輸送が可能な海上輸送へのモーダルシフトが進まず、コスト競争力の向上につながらない。 【参考】 -中国で包装認証を取得する費用：約1000元/インボイス（輸出毎） -日本で包装認証を取得する費用：20万円/年（輸出毎の認証は不要）	継続	・使用される都度に検査を受けることから、四半期か半年間に使用対象通い箱を1回で検査を受けて「包装性能証明書」を取れば、期間中に再検査が不要という基準の見直しを要望する。 ・「包装性能証明書」のカバー対象数を拡大することを望み、例えば最大100,000箱の見直しを要望する。	・GB12463 危険貨物輸送包装通用技術条件 ・国際海運危険貨物規則
64	日機輸	希少金属輸出規制	・米国の中国産半導体規制の対抗措置として、中国はガリウム、ゲルマニウムを2023年8月より輸出管理（申請承認必要）の対象とした。	新規	・規制の撤廃や要件の緩和を実施して頂きたい。	・輸出管理法 ・対外貿易法 ・税関法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
65	JEITA	希少金属輸出規制	・レアメタル＝希少金属であるガリウムとゲルマニウムの関連品目について、輸出規制が行われており、入手困難な状況となる可能性がある。	新規	・輸出規制の緩和や撤廃をしていただきたい。 ・中国以外からも調達出来るよう鉱山開発等進めていただきたい。	・中国商務部・税関総署 2023年第23号「ガリウム及びゲルマニウム関連品目の輸出管理に関する公告」 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202307/20230703419666.shtml
66	日機輸	中国内へ水銀ランプの輸出禁止	・露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のトリウムが含有されており、中国輸入規制値を超えている。そのため本体出荷時に水銀ランプは同梱せず、現地調達で対応している。 水銀ランプメーカーは、中国のCALI（中国照明電気器具協会）を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されないため、その募集を待っている状況である。（予定では、2012年の9月だったが未だに結論がでない。） 進展なし。（2024年1月時点）	継続	・中国当局の2次募集開始を早めて頂きたい。	
67	JEITA	中国技術輸出規制	・日本の技術情報を中国へ輸出し、その技術情報を中国から日本へ持ち出す際（出張・出向・WEBミーティング等）、中国の技術情報を持ち出したと誤認される可能性がある。	新規	・規制の対象・対象外を明確に区別し、誤認や、対象外情報に対する規制緩和をしていただきたい。	・「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」の改訂版 商務部 科技部公告2023年第57号 「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」公告を公布 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202312/20231203462079.shtml
68	日機輸	中国からの無償輸出不可	・デモ機や工具を日本から輸出し、戻したいときに、無償での中国からの輸出が実質にできない。	継続	・制度、運用含めてできるようにして欲しい。	
69	日機輸	中国への輸出管理規制	・米国、オランダ、日本の三国間協議で中国に対する半導体露光装置規制につき、レベルプレイングフィールドを合わせたというような報道が目立つが、実態はそうではない。 オランダが一部のスペックを2023年9月から緩和したために、外為法では売れないハイスペックの機種をオランダからは販売可能となっている。 11月、米国規制がこれに対抗して差分については米国からオランダ企業にインフォームをかけると言っているが、実はこのインフォームは2026年からという問題がある。少なくとも2年ほど、日本企業は不利な状態で中国市場に臨むことになり、すでに中国企業からの評判はすこぶる悪い。	新規	・レベルプレイングフィールドが合わせられない事例が発生すると協調路線や囲い込みの主旨が失われる。政府、経産省にはしっかりとその点を確保して欲しい。	・外為法 貨物等省令
70	日機輸	輸入続きにおける法令の不明瞭さ	・中古品の輸入や申告価格のルールが法令と不一致、もしくは現地運用ベースであって、何が正しいか不明なまま、現地ブローカーに頼らざるを得なくなっている。（一度輸入した貨物の価格が次の輸入時に変わったとしても当初の価格で輸入しなくてはならないなど）	継続	・SEAJに個別相談しているが、不透明な部分があるため、制度、運用を明確化して欲しい。	
71	電機工	貿易保険付保	・弊社中国現法が弊社豪州現法の下請けとして豪州国内企業（客先）に機器供給する契約スキームがある。仮に中国が豪州へ禁輸措置を講じた際のリスク対策として、日本からの機器供給に変更した場合は、追加コストや損害が発生するが、中国に限らず機材調達先の輸出不履行や契約不履行、EPCやコンソのパートナーによる契約不履行に伴う賠償、履行遅延に伴う追加コスト負担が懸念される。	継続	・左記のような状況下でサプライチェーンやパートナーのリスクをカバーする保険が欲しい。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	JEITA	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に	・2020年施行の「輸出管理法」について、「再輸出」「みなし輸出」「法の域外適用による責任追及」などが定められているが、これらがどのように運用されるかが不透明である。これらは、運用の如何により、業界や企業のサ	新規	・下位法令、ガイドラインによる適用範囲明確化・合理化。	・中華人民共和国輸出管理法 第2条、第45条、第48条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		対する懸念	サプライチェーンを含めた既存の中国企業と国際ビジネスモデルへ大きな影響を与えるものであり、既存ビジネスの予見性の著しい低下および新規投資を抑制する大きな要因となっている。			
2	JEITA	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念	・再輸出やみなし輸出について、定義や具体的な対象範囲が明らかになっていないため、社内での管理体制にどのような対応を盛り込むべきか判断ができない。	新規	・細則・ガイダンスなどの拡充を通じて、規制の内容を明確にいただきたい。	・中国輸出管理法
3	日機輸	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念	・2020年12月に輸出管理法が施行されたが、不明確な点も多く、以下懸念点について共有する。 一内外への十分な周知と調整、また、段階的な規制導入の必要性。 一再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとし、規制の域外適用などが含まれるが、国際輸出管理レジーム合意に基づき、その原則に即しバランスのとれた制度・運用の必要性。 一規制リストの制定においては、平和と安全以外に産業振興や通商政策上の要素と思われる国際競争力等、また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める対等原則等が見受けられるため、WTO等の通商等に関する国際ルールに即した制度・運用の必要性。	継続	・左記、問題点の解消を政府・産業界レベルにおいて引き続き図って頂きたい。	・輸出管理法
4	自動部品	輸出管理法運用の不透明、再輸出規制に対する懸念	・2020年12月1日施行の「輸出管理法」の対象品目及び企業リストなどの運用が不透明である。 2023年時点でも状況変化なし。	継続	・対象品目、企業リストの明確化と移行期間の設定。	・輸出管理法 (2020年12月1日施行)
5	日機輸	技術輸出入管理条例更新による研究開発活動消極化の懸念	・2023年12月に技術輸出入管理条例における禁止技術及び制限技術のリストが更新され、一定の分野で明確化がなされたと理解できる。一方、不特定企業に対して、この分野における中国での研究開発活動を消極化させる懸念のある分野もある。	変更	・技術輸出入管理条例で定める制限技術リストについては、禁止技術及び制限技術のリストに掲載された技術分野については、研究開発等の企業活動を消極化させる材料となるため、継続的な見直しを期待する。	・中華人民共和国技術輸出入管理条例
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	役務対価・ロイヤルティ等の海外送金規制	・中国外への非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金額規制もあり、事務手続きが悪化。	継続	・ルールの簡素化。 ・規制の撤廃。	
2	日機輸	外国人個人両替限度枠、クロスボーダー送金規制	・「個人外 国 管理弁法」および「個人外 国 管理弁法実施細則」で定められている「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の制限。年間5万ドル制限により、クロスボーダー送金規制等で日本本社から人民元建てで送金ができず、外貨建てで手当てを支給せざるを得ない研修生等の生活に支障が出るケースがある。	継続	・「外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当」の引き上げ、あるいは撤廃。 ・クロスボーダー人民元送金規制の緩和、撤廃。	・個人為替管理弁法 ・個人外国為替管理弁法実施細則
3	日機輸	クロスボーダー送金規制	・中国国内取引において、中国以外の国に存在する企業から、当社売掛金に対する保証を取得して取引を行うケースがあるが、クロスボーダー規制（第三国からの保証金受取に対する規制）により、中国以外の海外の国から保証金を受取ることができない（と認識している）。	継続	・この規制の緩和（撤廃）についてご検討頂きたい。	
4	日機輸	非貿易送金関連規制の厳格・細則の不文律	・非貿易送金（コミッションおよび裁判関連費用等）について、対外送金可能な取引が制限されていることに加えて、関連規制による対外支払要件（取引内容およびエビデンス等）が細部まで明文化されておらず、業務遂行に支障をきたしている。	継続	・関連規制の撤廃および緩和をご検討いただくとともに、関連規制で求められる要件を具体的かつ文章で明示頂きたい。	
5	医機連	海外送金規制の厳格・手続煩雑	・海外から資金振り込み出来る金額が低い。海外から資金振り込み制限があり、資料提出も煩雑。	新規	・為替制限の制限額を更に緩和して欲しい。	
6	印刷機械	海外送金規制	・非貿易の取引で海外送金額が月額5万USドル超になると税務局に中文と日	新規	・海外送金の手続きを簡素化して欲しい	

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		の厳格・手続煩雑	本文の両方の契約書もしくは覚え書きの提出が求められ、送金の手続きに時間を要している。		い。	
7	日機輸	海外送金規制の厳格・手続煩雑	・中国外への非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金金額規制もあり、事務手続きが悪化。	継続	・ルールを簡素化して頂きたい。 ・規制を撤廃して頂きたい。	
8	日機輸	海外送金規制の厳格・手続煩雑	・海外貿易支払の場合、支払前に契約書、インボイスまたは税関申告書を裏付け資料として銀行に提出する必要がある。	継続	・当該手続きの撤廃・簡略化をして頂きたい。	・為替管理制度
9	日機輸	個人資産の海外送金手続の煩雑	・現在、中国の銀行にある個人預金を日本の銀行口座へ送金するためには、納税証明書を準備する必要があるなど、手続きが煩雑。	継続	・送金手続きの簡素化を期待する。	
10	日化協	中国籍駐在者の日本立替給与対外送金問題	・日本採用の中国籍社員を中国子会社に赴任する場合、本社立替えた日本社会保険・諸費用等の労務費が中国子会社が負担すべき。但し、中国外貨管理上、外国永住権のない中国籍社員の労務費立替送金が認められない。	新規	・日本採用の中国籍社員の労務費立替送金を認めることを希望する。	・多国籍企業の非貿易外貨売却管理に関する国家外貨管理局の通知(国家外貨管理局2004年第6号)
11	日機輸	人民元建て送金の制限・不透明	・中国から日本へ貿易取引及び配当に関わる送金をする際に、人民元建て送金については政府の規制により制限されるケースがあるが、その規制の実施が不安定かつ不透明であるため、計画的に為替ヘッジを行うのが困難である。	継続	・日本への人民元建て送金が安定的に可能になること、また規制についても計画的に実施されることを望む。	
12	JEITA	人民元転や立替金の回収困難	・中国内の企業が外国企業のために人民元で立て替えた費用を、外貨で回収することができない。取引契約を締結した上で、サービスフィー等の名目で回収する場合は、別途営業税が課税されることになってしまう。	継続	・人民元立替の外貨建請求の容認。	
13	日機輸	海外からのローン手続きの遅延	・中国における、中国域外からの借入(外債)規制のため、域外関係法人から中国法人へのローン手続きに約3カ月弱の期間を要し、当該ローンでは機動的な資金調達に難しい。	新規	・借入手続きの簡素化を期待する。	
14	日機輸	グループ内直接融資の金利規制	・グループ金融会社(財務公司)が直接行うグループ金融において、グループ最適の金利設定ができない。	継続	・金利自由化(預金)。	・人民元金利管理規程
15	日機輸	輸入決済管理の厳格化	・輸入取引にかかる支払の際に通関単の消込が義務付けられた。海外のA社から来た購入した貨物を保税地で中国の顧客Bに引渡し、顧客Bが通関を行う場合は当社⇒A社、B社⇒当社の支払の両方で通関単の消込が必要となる。一方で、システム上、同一通関単の消込は1回しかできないため、支払が滞るトラブルが発生している。また、場所によって外管局の指導にバラつきがある。→金額基準が大幅に緩和され、上記に該当するケースがほとんどなくなった。	変更	・(大幅な改善が見られた)	・銀行が展開する貿易書類審査関連業務の利便化についての通達(匯総発[2017]9号)
16	電機工	ドル安による為替差損の増加	・米中貿易摩擦によるドル人民元為替レートの下落が続いている、ドルの取引が継続的に行われ、ドル口座の資金が滞り、流動資金の使用に影響を与え、為替差損も増加している。2022年下期からドル高基調が顕著、ドルの為替差損がひとまず改善されたが、今後の変動を引き続き注視が必要。	継続	・貿易の双方ができるだけRMB取引をすることを努力する。	
17	電機工	両替の不便さ	・駐在員が現地でRMBから日本円(JPY)への両替はかなり不便である。中国国籍国民が年間50,000 USドルまで外国貨幣へ自由両替可に対し、外国人がRMB⇒JPYへの両替は毎回500 USドルまでしかできない、且つパスポート以外、就職証明書及び現地納税証明まで必要となっている。	新規	・両替金額上限を外せないか、または上限を5000 USドルまで見直して頂きたい。	
18	JPETA	金融機関の借入規制	・金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が常態化している中国においてこのような制度では資金を回す	継続	・制度を諸外国並みに緩和してほしい。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ことが困難。			
19	JPETA	三国間貿易の決済手続き厳格化	・三国間貿易の代金決済におけるエビデンスの厳格化等銀行向けの口頭指導による規制が強化され対応に苦慮している。例として中国メーカーへ前金にて支払後、仕上がり商品の欠落により過払い分の返金がされない（非常に困難）。	新規	・簡素な手続きのもと海外送金は可能となる政策、政令の施行を行ってほしい。	
20	JPETA	三国間貿易の決済手続き厳格化	・三国間貿易の代金決済におけるエビデンスの厳格化等銀行向けの口頭指導による規制が強化され、対応に苦慮している。	継続	・口頭指導という形での規制ではなく、法律・規則に基づき、書面、且つ、企業に十分な準備期間を与えたい。政策発表をしてほしい。	・口頭指導
5. 税制						
1	時計協	高率の消費税賦課による競争力の低下	・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。	継続	・消費税の削減。	・関税規則 ・条例
2	JEITA	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・中国から中国外へ輸出する鋼材・鉄鋼鉄類製品の13%の増値税の税金が還付されなくなり、中国から輸入している中高圧セラミックコンデンサやインダクタ用のCP Wire線(銅メッキをした軟鋼線)のコストが13%増加し、その結果、中国製のコンデンサやインダクタは、コスト優位な状態となっている。	変更	・中国から輸出される鋼鉄類鋼材・鉄製品を増値税還付(13%)の対象に戻していただきたい。	・国務院税関関税委員会公布 中華人民共和国輸出入関税 [2022]的公告 http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/31/content_5665850.htm ・国務院税関関税委員会 特定の鉄鋼製品の関税調整に関する告示(税制委員会告示 [2021]第4号) ・国務院税関関税委員会 鉄鋼製品の輸出関税の更なる調整に関する告示(税制委員会公告 [2021]第6号) ・中国鉄鋼輸出規制 関税還付取消項目の拡大 https://news.cnyes.com/news/id/4690331
3	医機連	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・Webを閲覧 (https://www.jmcti.org/mondai/top.html) したところ、その中の中国税制についての改善要望の記載がある。特に増値税不還付については、我々も以下の課題を抱えていると考えている。増値税不還付について、部材や製品の輸出入に伴い、HSコードに基づき関税率が決まっており、全額還付されないケースがある。運用面では都度の輸出入に際して所定の手続きを行っているが、煩雑である点が難点。	継続	・退税率の統一化が為される等の単純化を望む。	・増値税法
4	JPETA	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税>仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。	継続	・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。	
5	JPETA	増値税の未還付・遅延、手続の厳格	・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税>仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。	継続	・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。	
6	日鉄連	増値税還付率の不安定・変更	・2006年9月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、08年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの	継続	・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。	・財政部 関于取消部分商品 退税的通知 (財税 (2010) 57号)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。 -2010年6月22日、財政部は鉄鋼製品48品目(HS)で還付率(従来9%)の撤廃を発表、7月15日より実施。省エネ・排出削減に向けて、資源・エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。 -2013年1月1日、増値税還付率の一部拡大(9%→13%:旧コード:722790から細分し新設した7227.9010、7227.9090が対象)。(改善) ・2015年1月1日、ボロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止。但し、合金鋼鋼板類については、制度が存続。 ・2021年5月1日、一部品種(冷延コイル、めっき鋼板、合金鋼鋼板、レール、継目無鋼管)を除き増値税還付を取消し。 ・2021年8月1日、残存していた一部品種の増値税還付も取消され、鉄鋼製品に対する輸出増値税還付は全て取消し。			
7	日機輸	増値税還付の不可	・中国国内貿易会社(上海自由貿易試験区企業)経由、中国サプライヤー名義で輸出通関後、直接港から海外へ輸出したが、外貨が中国企業からの支払いとなるため、中国サプライヤーは増値税の還付を受けられない(昆山、無錫、大連など)。 外貨制度は緩和されているが、税制にリンクしていない。また、地方税務局により見解が異なるため、企業は新制度を十分に享受できない。	継続	・新制度を明確にして頂きたい。	・財税[2012]39号
8	日機輸	増値税還付の不可	・自由貿易区によっては、海外へ輸出する製品の増値税が還付できないケースがあり、各地にバラツキがある。 例えば、他のところで調達した製品を輸出する際に、ある地域の税関では、支払い方は当社中国拠点であるため、調達先に税還付できないケースが発生した。	新規	・増値税還付規定の統一を期待。	・財税[2012]39号
9	JEITA	レアアースと磁石の増値税還付の差異	・中国産の磁石の輸出には増値税(13%)が還付されるがレアアース等原料の輸出には還付されない。つまり、日本など中国以外の国で磁石を製造する際、中国から輸入した原料の増値税は還付されない不公平な状態となっている。その結果、中国製の磁石はコスト優位な状態となっている。	継続	・より下流の自国製品の輸出競争力を高めるために、原材料の輸出増値税還付制度を認めないなどの恣意的な増値税の還付の差異をなくしていただきたい。	・中華人民共和国増値税暫行条例 http://hd.chinatax.gov.cn/nszx/InitChukou.html
10	日機輸	グループファイナンスへの増値税賦課	・現行規定上、銀行から借りた資金(または社債発行で調達した資金)を同じ金利条件で同企業グループに属している会社へ転貸する場合のみ、増値税が免税扱いとなる。 また、スプレッドを付加して転貸する場合には金利総額に対し増値税が賦課される。	継続	・グループ企業間の財務・資金運用を円滑に行えるようにするため、金利への増値税賦課の廃止又は仕入税額控除をご検討いただきたい。	
11	日機輸	クロスボーダー資金預入時の増値税賦課	・中国国内の子会社が国外関係会社より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課されている。(参考:中国国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引であるため、増値税が課されない。) -2016年発36号通達によると、預金利息は増値税の対象とならないこととなっているが、実際に増値税が課されないのは以下の預金利息のみである: ①銀行 ②中国人民銀行によって承認された預金取扱機能を保有する組織 -よって、多くの多国籍企業が効率的な資金管理のために行うグループ内でキャッシュ・プーリングに係る利息には増値税がかかってしまい、中国内で事業活動を行う多国籍企業の費用が不当に増加することとなる。	変更	・効率的なグループキャッシュマネジメントを促進できるよう、クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる増値税を撤廃して頂きたい。	・増値税暫定施行条例 ・2016年発36号通達
12	JPETA	保税區企業の増値税の仕入税額控除の限定	・保税區企業においては人民元建て調達した材料・資材及びその他費用支払い時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税區(自貿区)に進出するメリットがない。	継続	・日本と同様、未収増値税は確定申告により、還付を受けられるようにしてほしい。	
13	JPETA	保税區企業の増値税の仕入税額控除の限定	・保税區企業においては人民元建て調達した材料・資材及びその他費用支払い時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税區(自貿区)に	継続	・日本と同様、未収増値税は確定申告により、還付を受けられるようにしてほしい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			進出するメリットがない。			
14	自動部品	役務提供・出向者へのPE課税の拡大解釈	・日本本社から中国現地法人への出向者の労務費について、日本口座への支払い分は本社が一旦立替え、中国現法が本社へ支払うことによって精算するが、2023年7月から、中国外貨管理局の規制により、送金が停止されている。送金実施には出向契約及び納税証明書の提出が必要となっているが、その提出により、出向者労務費の支払いが役務提供取引の対価とみなされ、PE認定されるリスクが生じている。(PE認定された場合、中国において日本本社の企業所得税および増値税等の納付が必要となる。)	新規	・出向者労務費の精算は出向契約に基づくものであり、役務提供取引には該当しないため、PE認定しないでいただきたい。	
15	日機輸	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	・日本から中国への役務提供に係るPE (Permanent Establishment=恒久的施設) 認定の基準が不明確であり、中国における連続的な活動を伴わないにもかかわらず、PE認定を受け、対価の支払いにおいてみなし利益率を乗じた推定課税により法人所得税の源泉徴収が要求される事例が発生している。また、中国の各管轄区域が各状況においてPEの存在をどのように決定されているかが不明で、実際にPEによる税務申告義務をどのように進めるかについての明確なガイダンスもない。	継続	・役務提供に係るPE認定の基準についてより明確にして頂きたい。 ・PE申告要件を統一し、明確なガイダンスを設定頂きたい。	・PE課税(法人税) ・日中租税条約
16	日機輸	PE課税の不合理	・日本企業の中国での国内源泉所得に関する課税方法が合理的ではない。現在、PE (Permanent Establishment) が存在するか否かは各企業判断となっているが、企業がPE無しと判断した場合でも数年後の税務調査の際にPEの存在を認定される可能性がある。税務調査で指摘され、追徴課税を受けた場合、少なくとも延滞金分について、日本で外国税額控除を取れる仕組みになっていない。進展なし。(2024年1月時点) ※PE:主に税収協定締約国間の課税権を解決するための概念で、外国企業が中国国内に設立した営業のすべてまたは一部を行う定着した場所。	継続	・役務完了後、役務提供先(中国企業)から役務提供元(日本企業)への送金の際に、中国税務当局はPEか否かの判定をして頂きたい。 ・そしてその判定を後々の税務調査で覆すことがない制度設計を実施して頂きたい。 ・また、日本側も中国でPEと認定された場合は、疑義があったとしても、日本で追徴課税をしない制度設計をすべきである。 仮に日本税務当局が中国税務当局のPE認定に疑義があった場合、日中双方の税務当局間で解決を図るべきである。	・日中租税条約 ・企業所得税法第58条
17	日機輸	大湾区の高度、不足人材の個人所得税優遇施策の運用	・後出しでの政策変更が多く、事業への影響が大きい。 ・大湾区の高度、不足人材の個人所得税優遇政策について、各地で異なる運用となっており、申請サイトも非常に煩雑で、申請にかなりの時間を要する。 ・2021年、2022年の申請対象について、新政策となり自社が申請対象になった点は改善点。一方で、帰任者については申請対象外となっている。	変更	・政策は計画的に実施頂きたい。 ・各地域で異なる運用を統一して頂きたい。とりわけ深圳市の申請サイトは、サイトの登録から非常に煩雑であり、広州の申請サイトのよう簡素化して頂きたい。 ・円滑な申請業務に支障をきたさないよう、申請サイトの改善をして頂きたい。 ・帰任者についても申請対象とし、補助金も会社が受け取れるようにして頂きたい。また、2023年の新施策についても対象を継続頂きたい。 ・上海や北京などでも同様の政策を進めて頂きたい	・広東・香港・マカオ大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知
18	日機輸	個人所得税優遇措置の廃止	・個人所得税優遇政策(「年一回賞与等の個人所得税優遇、外国籍個人手当等、関連個人所得税優遇)において、2027年まで延長することが確定し、改善された。	変更	・2027年以降の税優遇の実施を要望する。	・中華人民共和国個人所得税法
19	日機輸	個人所得税等還付の銀行口座の維持	・【税務当局ルール】 会社が代理納付した外国人派遣員の個人所得税が還付ポジションとなる場合、派遣員の「個人口座宛て」に還付(送金)されることとなっており、「会社口座宛て」など送金先の口座を指定することは認められていない。 【金融当局ルール】 このため、外国人派遣員は帰任後に還付金が発生する事態に備え、帰任後も中国の個人口座は閉鎖せず維持しておく必要がある。(還付金を会社に返戻	継続	・斯様な状況を改善するため、政府部署間ルールの齟齬を解消していただきたい。例えば、税務当局には個人所得税の還付金の口座指定(所属会社の口座)が可能となるように、金融当局には事情に応じて国外からでも簡易的な手続きにより口座再開が可能となるよ	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			するため) 口座を維持していた場合でも、VISAやパスポートの有効期限が切れてから6カ月以上経過すると当該口座が「Invalid」となり使用不可となることから、本人が出張等で再度中国へ出向き、手続きを行わない限り、会社として還付金を回収できなくなる可能性がある。(当然ながら派遣員個人の口座維持や返還手間も掛かる)		うに是非検討をお願いしたい。	
20	日機輸	個人所得税等還付の銀行口座の維持	・個人所得税の還付、返金が個人の銀行口座にしか振り込めない。還付や返金は本人の帰国後行われることも多く、帰国後も口座を維持し、所得税、社会保険料を負担した会社へ振込しなければならない。	変更	・個人所得税や社会保険納付を負担する会社(口座)に返金できるようにして頂きたい。	・2019年度個人総合所得税の確定申告及び精算に関する公告
21	日機輸	繰越欠損金の短い繰越期間	・税務上の繰越欠損金の繰越年限は5年とされており国際的に見ても期限が短い。	継続	・繰越期限の延長を希望する(たとえば米国や香港では無期限)。	
22	日機輸	過小資本税制における損金処理の困難	・過小資本税制において、国内関連会社からの借入も含めた関連会社借入が、その純資産の2倍を上回る部分に係る利息を損金処理できない規定となっており(損金処理する場合の手続も非常に煩雑)、グループファイナンス展開の支障になっている。	継続	・国内関連会社からの借入の過小資本税制対象の負債からの除外を希望する。	
23	日機輸	間接持分譲渡確認の煩雑	・事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編(合併等)を検討する場合に、被合併法人の傘下にある中国子会社の持分譲渡にあたるとして、中国で課税が生じる可能性があり、確認の事務負担及び実際の課税が生じることになる。 2009年発59号通達の第7条には、これが免税となるための税制適格再編成も規定されているが、シナリオが非常に限られている。	継続	・グループ内再編に係るセーフハーバールール(課税の繰延)の運用を認めるなど適用条件の緩和をして頂きたい。	・企業所得税法に係る7号公告(2015年) ・2009年発59号通達の第7条
24	日機輸	親子間配当への源泉徴収課税	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税(0%)にして頂きたい。	・租税条約
25	日機輸	高い配当源泉税率	・日中租税条約における配当所得の制限税率は現状10%だが、これは中国が他国と締結している租税条約と比して高い水準である。	新規	・例えば、中国がオランダやシンガポールと締結している租税条約(ex.5%)の水準に軽減して頂きたい。	・日中租税条約第10条
26	日商	優遇税制の翌年度の税務処理	・中国企業において年度決算で経常損失が発生した場合、その損失が解消されるまでの期間(最大5年間)所得税が減免される。 この優遇税制の取り扱いについて、その減免処理は当年度(発生年度)ではなく翌年度に還付となるため、各年度の決算が実態と乖離する。 例えば22年に損失-2億円計上、23年に1億円の利益を出した場合、23年に一旦25百万元の所得税を支払い、24年に25百万元が還付される。	継続	・当該年度内の税務処理。	
27	日機輸	連結納税制度の不在	・諸外国で導入されている連結納税制度の中国への導入を検討いただきたい。在中国企業に対して諸外国と制度格差が存在することは国際競争力の低下も懸念され、また、導入により外資系企業の中国への投資促進も期待できる。	継続	・企業所得税に関し、連結納税制度の導入。	
28	日機輸	税務訴訟の救済措置運用の未整備	・税務調査を受けた結果の更正内容に不服がある場合において、中国の救済措置は他国と比べ弱い。初級人民法院に税務訴訟を提起することは可能であるが、税務の本質ではなく、手続上の問題を焦点とすることが多く、結局、税務当局との交渉で解決することが多くなり、納税者の主張が通りにくい状況にある。	継続	・より公正な税務訴訟の運用をして頂きたい。 ・さらに、簡便な審査機能の拡充をして頂きたい。	・中国の裁判制度
29	日機輸	Beneficial Owner要件の厳格	・非居住者の株主は、中国との租税条約に規定されている優遇源泉徴収税率を享受する資格を得るために、Beneficial Owner(BO)要件を満たす必要がある。 中国のBO決定規則は、OECDのモデル租税条約と比較して、より厳格で、適用範囲が狭い。例えば、中国では、株主が優遇配当源泉徴収税率を享受するために、子会社のルーティン業務への積極的な関与など投資後の事業活動への関与が想定されている。	変更	・OECDに含まれているモデル租税条約に合わせて頂きたい。 ・Beneficial Owner要件の判定を明確にするための解釈規定の発行や、当局との事前確認制度(事前ルーティング手続)の制度を整えて頂きたい。	・租税条約におけるBeneficial Ownerに関する問題について公告(9号公告)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			また、中国は2020年1月1日から、BOの判定を「納税者による自己判定」に変更した。不要な議論を避けるためには、BO判定要件と規定の解釈をさらに明確にすることが重要である。例えば、中国は国境を越えるキャッシュ・プーリングの取り決めをBO判定の否定的要因としてみなしているようである。また、事前ルーリング手続など、非居住者の株主が当局と正式に確認を行うことができる手続を整備するべきである。			
30	日化協	印紙税の納税手続の未整備	・海外企業が印紙税を中国で納税する場合、国内代理人で代替納税が可能だが、海外企業が自主納税する場合、実務上の各地電子税務局（Webサイト）に登録・操作が煩雑且つスムーズに行えない。	変更	・非居住者の場合、統一な中国税務Webサイトの整備を希望する。	・『中華人民共和国印紙税法』の実施等に関する事項に関する公告(国家税務総局報告2022年第14号)
31	日化協	印紙税法による二重課税	・2022年7月発効した「印紙税法」に、契約者の一方が海外企業である場合、当該企業も納税者になることが明確化された。貨物売買契約、技術契約などに関して、海外企業と中国企業との契約の場合、海外企業は原籍国で納税しているため、二重課税になる。	継続	・海外企業（例えば親会社）の二重課税を回避するため、外税控除を含む優遇政策の制定を希望する。	・財政部 税務総局公告2022年第22号
32	日機輸	税金計算根拠の異なる印紙税納税申告による追徴課税リスク	・印紙税納税申告時は、企業は会計科目を根拠として申告データを作成するため、税務局が税務システムから作成する印紙税法の税金計算根拠とは異なる可能性があり、企業として追徴リスクがある。	新規	・追徴リスク軽減のため、他地域（上海・成都・重慶など）同様、税務局システムデータの事前確認ができるよう要望する。	・中華人民共和国印花税法 2022年7月1日施行
33	日機輸	税務総局の大手企業に対する財務・各種情報の提出義務	・国家税務総局は、重点大手企業グループの管理を強化するため、「千戸集団名簿管理弁法（千戸集団名冊管理法）」を制定した。「千戸集団」（千戸集団とは、大手企業グループのこと）のリストは国家税務総局によって確定するが、「千戸集団」のリストに入った企業本社及び中国で投資した子会社は、毎年要求に従い、各種財務税務情報、更にその年度の税金関連の電子財務データ、即ち会計計算書類、報告書類を含むすべての財務データを提供しなければならない。その他、国家税務総局によって開発されたデータ収集ツール、あるいは国家税務総局が制定したインターフェース規範に沿って、データは自動的に当局の提供したデバイスにダウンロードされ、提出される。各企業の採用する財務ソフトはそれぞれ違うため、電子財務データの収集要求は、企業に莫大な作業量をもたらしているほか、企業が税務機関のデータ収集の背景および目的が分からないため、すべての財務データの明細を収集せざるを得なくなり、企業のデータ管理の仕事にも大きな負担をもたらしている。	継続	・国家税務総局は「千戸集団」企業に対する電子データの収集の要求を取消して頂きたい。	・千戸集団企業名簿管理弁法
34	日機輸	税務局の大手企業に対する財務・各種情報の提出義務	・中国税務当局が大手企業管理体制を導入しており、その一環として千社グループ企業管理体制を立ち上げた。主旨は中国税収の40%以上を占める少数の大手企業グループを集中的・重点的に管理することにより、効率を高めると同時に税収を確保することにある。だが、本部のみならず、支店支社を含む千社グループ企業範囲にある企業にとって、月次財務諸表の提出、年度すべて財務データ明細までの提出、重点的にモニターすることで、一般企業と比べて大変業務負担をかける。常に同じ情報が日常管理部門以外に、大手管轄部署にも提出する必要で、各種種類の速報やアンケートに協力しなければならない。	継続	・業務負担の面からすると、大手であり税収貢献が多い一方で、他のコンプライアンス負担を軽減することを呼びかける。 ・また、近年、特にコロナ以来、中国政府が企業救済・経済促進の措置として一連の免税・減税措置を講じたが、いずれも、中小型企業向けの政策だった。大手が救済・税収優遇のベネフィットが少しも享受できなかった。税収の主力・柱として、特に経済不振の中、よりよく大手が発展させるため、大手向けの優遇措置・奨励措置を実施して頂きたい。	
35	製薬協	税務執行及び移転価格事前確認制度(APA)の活用 の困難	・中国子会社との取引について約10年前より日中バイラテラルAPAを複数回申請しているが、中国側での審査がスムーズに進まず日中両当局による相互協議が未だに開始されていない。中国子会社とのロイヤルティ取引について、現地税務当局へ届出書を提出する必要があり、当該届出書がなければ銀行送金ができない。かつ、高いロイヤルティ料率は中国税務当局に許容されないため、適切な資金回収の弊害となっている。当該事象を解決したいが、APA申請を行った場合においても、	変更	・中国への投資が税制面の問題で妨げられることがないように、日中双方の当局に対してAPAの審査・相互協議手続をスムーズに進めていただける様、要請頂きたい。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			日中両当局による相互協議が機能しておらず、企業側の二重課税リスクが生じる可能性が高い。			
36	日機輸	移転価格事前確認制度(APA)の活用の困難	・中国における日中二国間APA(Advance Pricing Arrangement=事前確認制度)の申請は、市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっているが、複数の確認対象法人が一つのAPAに含まれる場合には、国家税務総局(SAT: State Administration of Taxation)が主体的に関与し、支援、指揮を行う。この場合、正式申請前に長期間にわたる調整及び実質的な審査が必要となり、その間、地方当局による移転価格税務調査が停止されないことも懸念される。	継続	・二国間APAが両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA窓口の一本化、またはSATが、積極的かつ主体的に調整を行って頂きたい。 ・APA申請期間中は地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA審査を優先するような手当をして頂きたい。 ・正式に受理したことを確認できるような手続き(書面を発行する等)にして頂きたい。 ・地方当局が正式に受理を認めた後、地方当局がSATへ申請を上げることが国内法で求められているが、その期限が短い等の制約により、地方当局が正式に受理したことを確認できるような手続き(書面を発行する等)をしたがらない傾向がある。納税者へのAPA申請正式受理の通知が阻害されないようにして頂きたい。 ・相互協議が長期化する背景として、各国で広く受け入れられている四分位法レンジの考え方を中国当局が受け入れない傾向が強いことがある。国際的に協調する立場をとり、四分位法レンジを受け入れる姿勢を示すようにして頂きたい。	・企業所得税法42条 ・企業所得税法实施条例113条 ・税収徴収管理法実施細則53条
37	日機輸	移転価格事前確認制度(APA)の活用の困難	・移転価格事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。	継続	・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重して頂きたい。	
38	日機輸	移転価格文書の検証対象期間の不透明	・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。	継続	・OECD原則に則り最低3年程度の通算検証を認めるよう法律により明確化して頂きたい。 ・いわゆる四分位法に基づく検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
39	自動部品	移転価格調査の恣意的実施及び地域格差	・独自解釈に基づく移転価格税制の徴税あり。また、地域によりその指摘内容や基準に同一性が欠ける。	継続	・同一基準に従った適正な税務調査の実行。	
40	JEITA	BEPS対応による移転価格税務文書化義務の強化・手続き	・OECDが取りまとめているBEPS対応により、移転価格税制への対応が大きく変化している。マスターファイルや国別報告など具備資料の増加や移転価格文書(従来の同期文書)の更なる情報開示など、企業負担の増加が顕著である。	継続	・二重課税解消をより円滑に実施してもらえようとする制限や義務の制定。	
41	日機輸	BEPS対応による移転価格税務文書化義務の強化・手続き	・BEPS(Base Erosion and Profit Shifting=税源浸食と利益移転)に対応するための情報提供義務が過剰である。OECDのガイドラインでは定められていない記載事項として、マスターファイルでは研究開発活動の人員状況等、ローカルファイルではバリューチェーン分析が求められている。	継続	・移転価格コンプライアンスに関する多くの情報提供義務等について、OECDガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行を行って頂きたい。	・特別納税調整実施弁法(試行)(国税発[2009]2号、42号)
42	医機連	移転価格税制の曖昧・不透明	・Webを閲覧(https://www.jmcti.org/mondai/top.html)したところ、その中の中国税制についての改善要望の記載がある。特に移転価格については、我々も以下の課題を抱えていると考えている。移転価格の設定やロイヤリティの扱いについて、現状は当局とのコミュニケーション強化と、取り決めに即した対応を行っているが、Web記載の通	継続	・移転価格について、日中二国間での取り決め、統一化を望む。	・企業所得税法

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			り、日中両国の税務当局との綱引きとなる感は否めない。			
43	日機輸	長期に及ぶ相互協議合意	・過去申請した二国間APA (Advance Pricing Arrangement=APA) は合意に至ったものの非常に長い期間を要した。現在申請している年度についても合意までのプロセスの予見が難しく、期間が長期にわたることが予想される。関連する過去の履歴を含む管理が膨大であり、かつ、制度の法的安定性や予見可能性を欠いている。	変更	・OECDの推奨する合意短縮に向けて取り組んで頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
6. 雇用						
1	印刷機械	賃金の上昇	・賃金の上昇。月最低賃金基準9.2%上昇。南通職業大学大専卒 初任給平均4,800元。	新規	・諸会社負担税制の軽減。 ・雇用継続による融通税制。	・江蘇省人力社会保障庁
2	日機輸	厳格な残業時間規制	・現行労働法で決められた残業時間の制限が急激に発展している経済市場の現状と合わず、顧客に十分満足いくようなサービスが提供できない。強制代休ルール実施のため、現状は毎月ほとんど労働法で決められた残業時間制限におさめることはできた。今後はリモートサービスや24時間サービス体制の見直しにより社内で改善を行う予定である。(2024年1月時点)	継続	・企業側に柔軟性を持たせられるようなルールに変更して頂きたい。	・中華人民共和国労働法第41条
3	日機輸	派遣工の扱い規制強化	・労働契約法の改正(労務派遣に係る若干の規定)により、補助的業務の職位に対する雇用比率制限(10%)が設けられた。	継続	・雇用比率制限(10%)を撤廃、または緩和して頂きたい。	・労働契約法(派遣)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	就労ビザ、居留許可取得手続きの煩雑・遅延・不明確	・ビザ取得要件について以下の問題がある。 -各地域の公安・労働局では、実際のビザ取得の運用、基準が統一されておらず、徹底の度合いが地域によって異なり、通知内容と公安・労働局での実際の運用に齟齬が起きている。また、中国国内の異動に際しては、都市間の運用の違いにより、円滑な手続きに支障をきたしている。 -外国人のパスポートに代わる身分証が存在しない。 -2018年以降に発行されたパスポートでビザを申請する場合は旧パスポート原本の提出が必要であり、提出できない場合は理由書の提出が必要である。 -入国毎に指紋採取&顔写真撮影が実施されているのに加えて、ビザ申請時の指紋採取&顔写真撮影のためにビザ申請センターへの出頭が必要となっている。	変更	・基準を明確にし、各地域及び担当官により異なる運用を統一して頂きたい。 ・移籍する場合は、居留許可を抹消するのではなく、より簡易的に切り替え手続きができるように改善して頂きたい。 ・旧パスポート原本の提出を不要として頂きたい。または旧パスポート原本が提出できない場合でも理由書の提出を不要として頂きたい。少なくとも2回目の申請を原本提出不要として頂きたい。 ・諸外国で使用されている個人証明証(カード型)の配布等の措置を検討して頂きたい。 ・入国時の指紋採取&顔写真撮影のみとして出頭はなしとして頂き、申請者への負担を軽減して頂きたい。2023年8月11日からはM(商業・貿易)、L(観光)など一部のビザについては指紋採取が免除されているが、2024年12月31日までの一時的な措置である。他のビザカテゴリーも含めて免除を恒久化して頂きたい。	・外国人訪中就労許可制度の全面的実施に関する通知(外專発[2017]140号) ・外国人出入管理法
2	日機輸	猶予期間の無いビザ発給規定変更	・防疫措置以外のビザの発給規定変更など、新たな規定等の施行開始までの猶予期間がなく、即日実施となる。	継続	・防疫措置を除き、ビザの発給規定変更などの場合、少なくとも1週間程度の猶予を設けて、十分な告知後に実施運用して頂きたい。	
3	日機輸	ビザ取得手続きの煩雑、地域差・不統一	・都市により(時には同じ都市でも)手続書類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。 新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また、書類の中国領事認証を求める等、手続きに費用と工数がかかる。	継続	・都市による差、担当官による差・裁量の余地を出来る限りなくし、平準化を図る事をして頂きたい。 ・中国領事館の認証は省略できるなど	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					手続き簡略化を要望したい。	
4	JEITA	短期滞在ビザ免除措置の停止	・日本を含む一部の国に対して、中国へ入国する際 依然ビザが必要な状況が続いており、緊急出張時等の障害となっている。	新規	・中国ビザ制度の緩和・撤廃をしていただきたい。	
5	JEITA	短期滞在ビザ免除措置の停止	・コロナが終息し、中日間の経済往来・技術交流のニーズが高まっているが、両国の経済往来のためにビザ発行に要する手続き・時間がかかり円滑な経済往来・技術交流に支障をきたしている。	新規	・中日間における相互ビザ免除協定の締結。 ・その他両国の経済往来に適用されるビザ制度の見直し。	
6	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・2023年5月にPCR検査の陰性証明の提示が不要になり中国-本邦を往来する出張者の負担は以前より軽減されたが、依然ビザ取得は不可欠であり、申請から取得まで最短で1.5ヶ月程度かかってしまっている。この手続きもあって日本からの出張者の足が遠のいてしまっている現状がある。	新規	・コロナ以前のように査証免除措置の再開を要望する。	
7	電機工	短期滞在ビザ免除措置の停止	・これまで、ノーVISAで2週間滞在可能であった中国への移動が、VISA申請が必要となり、タイムリーなF to Fでの商談や、サイトのトラブルでの技術者派遣などが出来なくなった。（申請から取得まで1ヵ月程度必要）	新規	・規制緩和。	
8	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・2020年の新型コロナ感染拡大以前までは、滞在期間15日以内のビザ免除措置が適用され、短期間の滞在にはビザ取得が不要であった。現在はビザ取得に様々な情報が必要であり、手続きに時間を要している。	継続	・ビザ免除措置を再開して頂きたい。	・査証制度の運用
9	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・コロナ禍と比較すればビザ取得手続きは容易になっているが、未だ、ノービザでの短期滞在は不可能なまま、目的に応じたビザを取得せねば渡航が出来ない。	継続	・日中間での出入国管理に対する調整が行われ、コロナ禍以前の入国手続きに戻ることを期待する。	
10	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・現在、日本国籍の渡航者も、全件ビザの申請・取得が必須となっている。	継続	・日本国籍の15日以内滞りのビザ取得免除を再開して頂きたい。	
11	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・日本人出張者が来中される際、毎回招聘状を作成必要で業務量が増加。ビザ申請にも時間がかかり、業務に影響が出る。そしてほとんどシングルビザ申請しかできない。	新規	・以前のようにビザなしで来中になって欲しい。若しくはの複数回数ビザ申請できるようになって欲しい。	
12	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・現状、ビジネスにおける中国入国に際しては、短期間で滞る場合においても自国内での事前VISA申請もしくはアライバルビザ申請が必要な状況であり、コロナ前と比較すると事前の資料準備や審査手番なども含めて不透明な部分や往来の利便性という意味で不自由な部分が残っている。（2024年1月現在）	新規	・迅速な顧客対応によるサービス向上を実現させるため、短期間の滞在時における、短期滞在ビザ免除措置を再開して頂きたい。	
13	日機輸	短期滞在ビザ免除措置の停止	・2024年1月現在、日本国民に対する中国短期滞在（15日以内）のビザ免除措置がコロナ禍以降停止されたままになっている。これにより、日本残留の出向者家族などが短期滞在するためにLビザの申請が必要となっており、ビザ申請センターの訪問、招聘状の手配など手番が増え、煩雑化している。	新規	・ビザ免除措置の再開して頂きたい。	
14	印刷機械	短期滞在ビザ免除措置の停止、申請書類の個人情報提供の多さ	・入国に際しビザが必要となった。ビザ申請書類の内容があまりにも個人情報提供となっている。またビザ取得日数が長い。	新規	・コロナ前の入国条件に戻してほしい。	
15	自動部品	出向者の就労許可取得要件の厳格化	・海外勤務で中国へ渡航する場合、居留許可申請時に「外国人体格検査記録」を提出しなければならず、その際、中国大使館の指定医院で受診しなければならない。	継続	・最寄りに指定病院がないケースも多く、駐在予定者が遠方で受診するケースがあるため、健診項目を満たせば、最寄りの病院でも受診可能になると助かる。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
16	電機工	出向者の就労許可取得要件の厳格化	・ 出向者の就労許可取得要件について、以下の問題がある。 ①大学未満の学歴（例：高専）で中国に出向の場合、就業ビザ（外国人来華工作許可）の取得は基本的に認められない。特別申請にて当初認められても、年度更新の時に認められないリスクがある。 ②60歳以上の出向は基本的に認められない。同じく特別申請で当初認められても、年度更新の時に認められないリスクがある。	継続	・ 工場では現場対応できる技術者、技能者が必要なため、最低でも高専（できれば高校卒）の受入を認められれば有難い。 ・ また、専門業界経験者も必要で、年齢面も延長して頂ければ有難い。	・ 浙外專発[2019]9号浙江省外国専門局より「浙江省外国人来華工作許可服務案内」に関する通知
17	日機輸	居留許可に関する制限	・ 出入国管理機関で居留許可の新規取得、変更、延長、抹消等の手続を行う際に、パスポートの原本を行政機関に預けなければならない期間が長く、その間行動が制限されてしまっている。	新規	・ 所管機関でパスポート原本を預からずとも、若しくはより短期間で手続きが完了するような運用を要望する。	
18	日機輸	居留許可を条件としたE-Channelの申請条件	・ E-Channelの申請は、外国人の場合、半年以上有効な居留許可を所持していることが条件になっている。	継続	・ 短期の居留許可でも、E-Channelが申請できるよう、条件を緩和して頂きたい。	・ 出境入境管理法
19	日機輸	居留許可による入学要件	・ 勤務地と居住地の市・省が異なる場合、居留許可の発行地は勤務地で発行される。学校によっては、政府の指示により、学校の所属する市・省の居留許可がないと入学・入園が出来ない場合があり、状況によっては居住地を変更させなければならない可能性がある。	継続	・ 居留許可に関する入学要件の緩和を期待する。	
20	JEITA	戸籍制度による転勤・海外出張の困難	・ 現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない（抵抗がある）。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。	継続	・ 戸籍制度の改定。	
21	日機輸	銀行口座の開設・維持要件の厳格	・ 居留許可を取得するまでの期間、中国内での銀行口座を開設することができない。ほぼ電子決済に対応する中国内において、銀行口座が開設できないことで、赴任当初の生活立ち上げが難しい状況にある。現在、口座開設時に登録したパスポート期限や居留許可期限が失効すると、口座が凍結されるという状況にある。帰任時に個人資産をすべて引き出し帰国することが対策ではあるが、緊急で帰国する必要がある場合など、対応ができないこともあり、中国に戻ってこられない場合は個人資産を引き出すことが出来なくなり、相当な不便を強いられている。口座の凍結解除には新たに居留許可や商用ビザを取得するなど、現実的なハードルが高く、事実上不可能。中国での銀行口座維持への配慮を望む。	継続	・ 銀行口座開設要件の緩和。	
22	日機輸	在留外国人の社会保険制度強制加入義務による二重払い負担	・ 日中社会保障協定が2019年9月1日に日中間において発行されたことを歓迎する。但し、対象となるのは養老保険のみ、かつ5年間を上限としたものである。	変更	・ 中国においては、日中社会保障協定の適用の範囲は被用者基本老齢保険のみとなっているが、他に、被用者基本医療保険、労災保険、失業保険料及び生育保険にも適用して頂きたい。	・ 日中社会保障協定
23	電機工	内陸から来た従業員子供の登校資格問題	・ 内陸から来た一般従業員の子供の登校は難しい、地元の子供とは差別があるようである。実際学校側の受け入れ優先順位は：①現地戸籍、②現地で家を買った家庭、③親の名義で賃貸アパート契約あり、④政府が評価した人材の子供。出稼ぎにきた一般従業員はほとんど上記の条件を満たせないため、最寄り学校ではなく、席が空いている学校しか入れない。	新規	・ 入校試験受けでもよいが、地元子供の差別をなくしたい。	・ 法律がなく、各地方の教育機関が決めているよう。
8. 知的財産制度運用						
1	JEITA	模倣品の横行・国際的拡散	・ 模倣品について、以下の問題がある。 一弊社製品の模倣品がインターネットや、非正規の流通チャンネルにおいて発生している。 一弊社商標を無断使用する製品ラベルが弊社類似品に貼付され、模倣品として市場に流通している。 一店舗に在庫を極力保有せず、かつ、商品受け渡しの直前まで製品ラベルを貼付しない巧妙な手口が増えている。 一製品ラベル上の一部記載を消去することにより、真贋判定を容易に行えないようにしている。	継続	・ 製品ラベルの一部消去のように、商標権利者が製品品質を保証しかねる状態で販売する行為についての明確な罰則規定を設けてほしい。 ・ 税関の取締りにおいて、被疑侵害製品（模倣品）の輸送の依頼主、すなわち模倣品業者の業者名を、商標権利者に通知してほしい。	・ 中国商標法52条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			－税関取締りにおいて、被疑侵害製品（模倣品）を発見して、海関から権利者へ「確認知識産権侵害状況通知書」が通知される際、業者名は輸送業者（通関業者）の名前だけが提供される。被疑侵害製品（模倣品）の輸送の依頼主、すなわち模倣品業者の業者名は通知されず、根本的な対策が困難である。			
2	時計協	模倣品の横行・国際的拡散	・【〇】 多くの模倣品がインターネット（商取引プラットフォーム、独立サイト）で販売されている。	継続	・当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。	
3	時計協	模倣品の横行・国際的拡散	・【〇】 商取引プラットフォームが提供する侵害品削除プログラムにおいて、権利者側に過大な証明を求めるなど、権利者側に厳しくなっている傾向がある。	継続	・商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵害品の削除プログラムの改善を要望する。	
4	自動部品	模倣品の横行・国際的拡散	・多数存在するECサイトに企業の名称、ロゴが無断で使用されている。中国でも商標登録は完了しているが、無断で使用されており、また販売品目が模倣品であることが強く疑われる。商標侵害を理由に削除の申し入れを行うも、同様の判例を要求され削除できない場合がほとんどである。	継続	・日本と中国の商標関連の法規の違いによる企業への注意喚起、および対策案の周知など。	
5	製薬協	模倣品の横行・国際的拡散	・偽造医薬品は、単に知的財産権（特許権、商標権）の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。	継続	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	
6	時計協	模倣品の取締り不足	・①権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が不十分である。 ②広州駅西口時計市場の模倣品の販売方法が巧妙化している。一方で、一時期姿を消していたが、店頭による声かけ（Super copy、High quality copy）が盛んに行われている状況を確認している。 ③実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外のAIC/TSB等の行政機関は踏み込めない。 ④一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが(再犯)、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。	継続	・①一侵害内容(差押リスト) 一違反者への処罰(処罰決定書/証明書) 一侵害品の処理(廃棄)の確認(廃棄証明書)。これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。 ②2階のクローズされたショールームの取締り強化（店頭での声かけを含む）。 ③AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。 ④身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。	・反不正競争法第5条
7	時計協	模倣品の取締り不足	・中国税関での水際取締り： 権利侵害疑義貨物の発見について、模倣品の輸出差止件数は激減。未だ海外の税関及び市場において中国製の模倣品の摘発件数の増加と模倣品が大量に発見されており、取り締まりは不十分である。	継続	・検査方法の見直し、検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。	・知的財産権海関保護条例(条例) ・条例実施弁法（弁法）
8	医機連	模倣品の取締り不足	・中国のローカル企業の生産している、模造品（純正品ベースではあるものの、ラベル・添付文書を改造した製品の流通を含む）はビジネスに影響している。	継続	・模造品メーカーに対する罰則を強化する働きかけを行って頂きたい。	
9	時計協	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	・中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名度が必須要件であり、新しい商品の形状模倣品に対しては実効性がない。	継続	・中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号（デッドコピー条項）と同様な条項を盛り込むことを要望する。	・反不正競争法第5条2号
10	日機輸	製品形状模倣	・中国政府は不正競争防止法や電子商取引法や商標法などの整備を通じて、	継続	・損害額の高額化、摘発キャンペーン	・中華人民共和国商標法等

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		品に対する法的防止策の不足	知的財産権保護の強化を進めているが、模倣問題が残っている。		の強化、厳罰化事例の蓄積、部分意匠の保護等、模倣行為の取り締まりが強化される傾向にあるが引き続き再犯防止策（e.g. 摘発強化）等の効果を示して頂きたい。	
11	時計協	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ 商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。 1) 罰金額が極めて低い。 取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。また、タグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。 2) 罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質的に逃げ得状態になっている。 取締り行政機関より出頭命令が出ても罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。	継続	・ 1) ①再犯が起きないように厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万円以下でも刑事罰の適用を要望する。 ②再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。再犯者は自動的にPSB案件へ移送を要望する。 ③タグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品（真正品）の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。 ④行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。 2) 未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。	・ 商標法第六十三条
12	時計協	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ 従来、知的財産権侵害における損害賠償額が低額なため、模倣業者が敗訴し、損害賠償を支払った後に再度、模倣業者が模倣行為を繰り返すなど、同一主体における度重なる侵害行為が見受けられた。 すなわち、損害賠償の支払いが侵害行為の抑止力につながらないケースが見受けられた。	継続	・ 中国専利法 第4次改正法における故意侵害、侵害行為に見合った損害額の認定、書類提出命令の各規定の厳守、積極的な適用を要望する。	・ 専利法71条 ・ 専利法72条
13	日機輸	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・ 2019年の商標法改正以降も商標の冒認出願が多数ある。これらを放置するわけにはいかず、対応に追われている。	継続	・ 中国当局も改善に向けて努力していたいただいているなかでの更なるお願いであるが、審査を強化するなど先行権利者の負担の軽減を図っていただきたい。	・ 中国商標法4条、15条
14	日機輸	税関での水際取締りの不足・不備	・ 税関の水際取締りについて、以下の問題がある。 ①税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 ②侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。 ③疑義品の写真提供枚数が少なく、鑑定に支障をきたしている。	継続	・ 以下を要望する。 ①押収品処分結果の権利者への確実な通知の仕組み構築。 ②税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。 ③最低でも、違う角度から3枚程度は提供して欲しい。	
15	時計協	差押え担保金申請手続の不合理的	・ 担保金： ①総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 ②総担保は、最大1年間（申請が認められた日から同年12月31日まで）有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。	継続	・ ①算定基準の明示を要望する。 ②継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるような事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような（日本や欧米のような）システムの変換を要望する。	・ 条例第14条 ・ 弁法第22条 ・ 知的財産権税関保護における総担保の受付について（税関総署公告2006年第31号）
16	時計協	差押え申請手続期間の延長の必要	・ 3労働日以内の差押え申請： 税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押えの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。	継続	・ 必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ・ 真贋鑑定のために、多くの税関ではデジタル画像をメールで送付してくれるが、地方を含めて全ての税関で同様	・ 条例第16条 ・ 弁法第21条

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					の対応をしてもらいたい。 ・そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真でお願いしたい。	
17	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・差押え後の処理について以下の問題がある。 ①税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 ②侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 ③最終決定（侵害品処理）までの時間が掛かりすぎている。	継続	・差押え後の処理について以下を要望する。 ①左記に関する実施の徹底を要望する。 ②侵害貨物の処分内容公開を要望する。 ③効率化を図り最終判断のスピードアップを強く要望する。	・弁法第35条 ・条例第20～27条 ・弁法28条
18	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用等を負担しなければならない。	継続	・貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。	・条例第25条 ・弁法第31条
19	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・中国税関で差し押えられた貨物について、現在仕向地国しか開示されない。	継続	・国名のみならず、海外の荷受人も開示して欲しい。	
20	時計協	差押え後の処理の不透明・遅延	・海関の廃棄ルールは明文化されているが、AIC/TSB/PSBの廃棄ルールが不明確。	継続	・行政機関の廃棄処理ルールを明確にすることを要望する。	
21	時計協	不正・不良製造業者の常習犯化	・商標法違反、意匠権侵害、冒認出願などを犯し摘発された業者が簡単に別会社を設立したり、他人名義を借用したりして、再犯を繰り返す。	継続	・不正・不良業者の排除を目的とした管理登録制度の導入と、さらなる取り締まり強化を要望する。	・商標法 ・意匠法 ・特許法 ・業者登録制度（あれば）
22	日機輸	特許クレーム補正の制限の厳格	・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。	継続	・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして欲しい。 ・また、OA応答時にもクレームを追加する補正を認めて頂きたい。	・特許法第33条 ・審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求 ・実施細則第51条第3項
23	自動部品	特許クレーム補正の文言の限定	・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。 特許審査ハイウェイ（PPH）申請時に補正が認められないと、早期審査の目的が果たせない。 例えば、第1庁（先行庁）で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国（後続庁）においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。	継続	・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をしていただきたい。 ・また、OA応答時にもクレームを追加する補正を認めていただきたい。 ・PPH申請時に補正の機会を与えていただきたい。	・特許法第33条 ・審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求 ・実施細則第51条第3項 ・実施細則第51条
24	日機輸	特許分割出願の親出願係属要件	・親出願が係属していないと、その分割出願（子出願）が係属していても、更なる分割出願（孫出願）ができない。	継続	・親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしていただきたい（所謂、係属している子出願からの孫出願を認めて頂きたい）。	・審査指南 第一部第一章5.1.1
25	日機輸	特許協力条約出願段階での審査精度の不明瞭	・中国を受理官庁とした特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）出願を行った場合に、PCT出願段階では安易に進歩性が否定される一方、国内段階では、進歩性が認められるケースが散見される。	継続	・PCT段階での審査は各国移行の根拠とできる信頼性の高い審査をして頂きたい。	・中華人民共和国専利法
26	JEITA	特許実施許諾に関する中国の特殊事情	・特許ライセンスについて中国は下記の特特殊なルールがあり、ライセンサーの責任が重すぎ、結果として無ライセンスの状態を放置せざるを得ない。 1. 技術譲渡、ライセンスに関する「技術輸出入管理条例」に従わなければならない	継続	・ライセンサーの責任に関する中国に特殊なルールを撤廃するよう条例改正いただきたい。	・技術輸出入管理条例

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(a) 条例24条1項 (権利保証) ライセンサーは、自らがライセンス技術の適法な保有者であることまたはそのライセンス権限を有することを保証しなければならない。 (b) 条例24条2項 (第三者権利の侵害に関する責任) ライセンサーは、ライセンス技術をライセンス契約に従って使用したにもかかわらず第三者からその権利を侵害されたと主張された場合、その旨、直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは、当該通知受領後、ライセンサーに協力して障害を排除しなければならない。 (c) 条例25条 (技術保証) ライセンサーはライセンス技術が完全で、誤りが無く、有効で、合意した技術目標を達成できることを保証しなければならない。			
27	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業には非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件も発生しており、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・実施細則第14条 ・特許実施許諾契約届出弁法第5条、第14条、第15条
28	日機輸	実用新案権行使時の権利者の注意義務化の不実施	・第4次専利法改正において、権利濫用防止規定(第20条)が追加されている点については、権利者の利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されていると理解できる。 但し、評価報告書の提出が義務化されているわけではない。 侵害被疑者の負担を軽減する方策が十分であるか、引き続き確認が必要である。	変更	・実体審査なしで登録される実用新案において実用新案権を用いての侵害警告時や同権利侵害の訴訟等における権利行使時において、権利者に対して、中国特許庁による評価報告書を提出させるよう義務化して頂きたい。	・中華人民共和国専利法
29	自動部品	実用新案権行使時の権利者の注意義務化の不実施	・第4次専利法改正において、権利濫用防止規定(第20条)が追加されている点については、権利者の利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されていると理解できる。 但し、評価報告書の提出が義務化されているわけではない。 侵害被疑者の負担を軽減する方策が十分であるか、引き続き確認が必要である。	継続	・実体審査なしで登録される実用新案において実用新案権を用いての侵害警告時や同権利侵害の訴訟等における権利行使時において、権利者に対して、中国特許庁による評価報告書を提出させるよう義務化して頂きたい。 ・評価報告書の申請は実用新案の権利者のみならず、第三者(侵害被疑者)も行なえるようにして頂きたい。	・中華人民共和国専利法
30	自動部品	実用新案権の無効化の困難	・実用新案権の無効化の困難性： ①諸外国における既製品(又はパンフレット等に開示済みの製品)の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。 ②一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数に制限があり(1つor2つ)、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。	継続	・①製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。 ②中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示(日本の実用新案法第29条の2)が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によって権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	
31	時計協	実用新案権の無効化の困難	・実用新案権の無効化の困難性： ①諸外国における既製品(又はパンフレット等に開示済みの製品)の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。 ②一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数に制限があり(1つor2つ)、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権	継続	・①製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。 ②中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示(日本の実用新案法第29条の2)が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によっ	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。		て権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	
32	時計協	実用新案権の審査の不備	・【〇】 審査の品質に関して、2019年1月10日、中国国家知的財産権局（CNIPA ₁ ）発表によると、実用新案権の登録件数は187.4万件（昨年は168.8万件。約11%増）であり、中国では最近実用新案に対しても初歩的な先行技術調査を行って新規性を審査するようになり、登録にかかる期間も長期化しているとのことであった。しかしながら、先行技術とほぼ同一の技術について登録されている案件が散見される。従って、さらに審査の品質を高め、上記初歩審査で拒絶にする実務を強化して頂きたい。	継続	・初歩的審査の強化。	
33	時計協	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査（サーチレポート提出-開示の義務化）について、実用新案登録出願は実態審査を経ずに登録されてしまうため、日本での他人の出願や、20年以上前の技術が近年中国において実用新案登録出願され、実用新案権として登録される案件が散見される。 このような事実は、権利の濫立や将来的な権利濫用につながるため、未然に防止することが必要。 現時点では、SIPOは、実用新案登録出願について、上記公知技術に関する出願を防止するため、保護対象か否か、新規性及び記載要件について審査していると言っているが、審査結果について開示されておらず、適切な審査がなされているか不明。 出願例を見ても、審査がなされているとは思えない。	継続	・サーチレポートの義務化（先行技術調査の義務化） 国家検索センター（SIPO下の検索センター、 http://www.patent.com.cn/ ）による先行技術調査の提出を出願人に義務付け公開するか、又は、SIPOにより調査を行い調査結果を公開し、権利の有効性について一定の判断基準を示すようにして頂きたい。	
34	自動部品	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる（専利法第40条）。条文中、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題も改善しようとして、強化方式審査が行われている（実施細則第44条第1項第2号）。しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。 実用新案の審査（サーチレポート提出-開示の義務化）について、実用新案登録出願は実態審査を経ずに登録されてしまうため、日本での他人の出願や、20年以上前の技術が近年中国において実用新案登録出願され、実用新案権として登録される案件が散見される。 このような事実は、権利の濫立や将来的な権利濫用につながるため、未然に防止することが必要。 現時点では、中国特許庁(SIPO)は、実用新案登録出願について、上記公知技術に関する出願を防止するため、保護対象か否か、新規性及び記載要件について審査していると言っているが、審査結果について開示されておらず、適切な審査がなされているか不明。出願例を見ても、審査がなされているとは思えない。	継続	・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。 ・サーチレポートの義務化（先行技術調査の義務化） 国家検索センター（SIPO下の検索センター、 http://www.patent.com.cn/ ）による先行技術調査の提出を出願人に義務付け公開するか、又は、SIPOにより調査を行い調査結果を公開し、権利の有効性について一定の判断基準を示すようにして頂きたい。	・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号
35	時計協	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる（専利法第40条）。条文中、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題を少しでも改善しようとして、強化方式審査が行われている（実施細則第44条第1項第2号）。しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。	継続	・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。	・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号
36	日機輸	遅延審査件の延長されない自発補正期間	・通常は、自発補正が可能な期間は「実体審査開始通知が発行されてから3か月」。2019年より新設された遅延審査制度は、申請した期間分（1-3年の間）審査開始時期を遅らせることができるが、自発補正期間は通常件と同じで「実体審査開始通知が発行されてから3か月」。 【現行、遅延審査制度のタイムライン、イメージ】 ①審査請求、及び遅延審査請求を出願人が申請	継続	・実体審査開始通知が遅延期間満了後に出されるように運用変更することで、遅延審査件については、自発補正期間を遅延審査請求した期間の分、通常件より延ばすべきである。実体審査開始通知が遅延満了後に出すことで、	・審査指南 第5部第7章第8.3節

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			② (①の数週間後に) 実体審査開始通知が発行⇒自発補正期間はここから3か月 ③ (遅延審査した期間経過後に) OAが発行		通知本来の意味を成す。自社や市場の技術動向等を十分に見極め、適切な権利範囲の権利を取得するために遅延審査を請求しているため、そのような動向を権利に反映させるためにも補正期間を延長して頂きたい。	
37	日機輸	自発補正期間の限定によるPPH対応不可	・ PPH (日中特許審査ハイウェイ) 申請時に補正が認められないと、早期審査の目的が果たせない。 例えば、第1庁 (先行庁) でクレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて中国 (後続庁) において PPH 申請を行う場合、PPH 申請の際に補正ができないと補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。	継続	・ PPH 申請時に補正の機会を与えて頂きたい。	・ 実施細則第51条
38	日機輸	知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容公開の不足	・ 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、公開の促進が図られているが、必ずしも全てが公開されている状況ではない。 前記の審理においては、期日が直前に指定されることがあり、対応が困難な場合がある。 審理における応答期間や公証については、外資企業は多大な負担を強いられている。	継続	・ 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について引き続き更なる公開の促進、透明性の担保を図って頂きたい。 ・ 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理における期日の指定、及び応答期間や公証について緩和頂きたい。	・ 中華人民共和国民事訴訟法
39	時計協	損害賠償額の認定及び侵害利益算出の困難	・ 従来の損害賠償額の認定では、法定賠償額より高額な損害賠償額が認められる権利者の損失等が認定されるためには、侵害者の帳簿の提出等、原告 (権利者側) では入手困難な証拠の提出が求められる結果、かかる証拠を提出できず、法定賠償額しか認められないケースが散見された。 上記問題を解決するために、中国専利法 第4次改正法が2021年6月1日に施行され、 一 故意侵害に対する懲罰的損害賠償 一 法廷損害賠償額の引き上げ 一 書類提出命令 の各規定が整備された。	継続	・ 中国専利法 第4次改正法における故意侵害、侵害行為に見合った損害額の認定、書類提出命令の各規定の厳守、積極的な適用を要望する。	・ 専利法71条 ・ 専利法72条
40	日機輸	意匠分類による調査の負担大	・ 中国の意匠分類は、32の物品分野を示す大分類と223の物品群を示す小分類から構成されるロカルノ分類を用いている。ロカルノ分類は分類が細かいため、意匠登録件数が他の主要国に比べて格段に多い中国における他社権利調査では、所望の物品以外の権利についても幅広い確認が必要となり、調査の負担が非常に大きい。一方、日本など他の主要国では、独自の細かい意匠分類を設けている。	継続	・ 細かい分類を有する中国独自の意匠分類を新たに設けることを要望する。	・ 専利実施細則 ・ 審査指南第一一部分第三章など
41	時計協	意匠権取得に係る制度の不備・不足	・ 意匠権取得に係わる問題点として、以下が挙げられる。 ①意匠出願における実体審査の導入： 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。 専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。 ②意匠権の権利期間： 中国の意匠権の権利期間は、第4次専利法改正により出願日から10年から15年に変更になったが、日本は、設定登録から20年であったが意匠法改正により出願から25年に変更になった。なお、欧州25年、米国15年、韓国20年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。 ③新規性喪失例外規定適用拡大の導入： 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合や国が緊急事態又は非常事態の状況下であり、公共の利益のために初めて公開された場合に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。	継続	・ ①早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。 先願意匠権との類似に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。 ②国際水準に合わせて、より長期間の権利保護を要望する。 ③適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して告知となった場合」などにも適用できるよう範囲を拡大して欲しい。	・ 専利法 ・ 専利法第23条 ・ 専利法第42条 ・ 専利法第24条
42	日機輸	意匠権取得に係る制度の不備・不足	・ 第4次専利法改正において、意匠権の存続期間の延長や、部分意匠の導入がなされた点については、一定の評価ができる。 一方、実体審査がないため明らかな無効事由を有する意匠登録が濫立する懸	継続	・ 秘密意匠の導入に言及が無い点、新規性喪失の例外の適用範囲限定である点、意匠保護期間が他国と比べると短	・ 中華人民共和国民事訴訟法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			念や、冒認出願を誘発する点には懸念が残る。		い点についても改善頂きたい。 ・ 意匠の保護制度において一層の拡充を図って頂きたい。 ・ 意匠出願を登録するにあたり実体審査を導入する事、意匠保護期間（権利期間）のさらなる延長、秘密意匠の導入、自己開示による新規性喪失の例外の適用を拡大頂きたい。	
43	時計協	商標登録審査の不統一	・ 審査官によって商標登録審査の質にばらつきがある。図形の審査に顕著で、互いに類似度が高い併存商標を引例として示して、比較的類似度の低い本願が類似とされて拒絶されることがある。	新規	・ 審査の質の向上。	
44	日機輸	商標の類否性基準の不統一	・ 商標審査の類否判断が審査官によってバラついており、予見可能性が不十分となっている。中国の商標審査官は、審査の結果は審査官によって異なると言っている。 例： ①指定商品をXとした自社の登録商標Aがある。登録商標Aでは指定されていない指定商品Yを追加して商標登録出願A+を行った（もちろん、商標登録出願A+のマークは、登録商標Aのマークと同一）。 ②商標登録出願A+の審査において、商標登録出願A+は審査引例である他社登録商標B（指定商品X）に類似すると判断された。 ③他社登録商標Bは登録されているので、先願である登録商標Aとは非類似として判断された。 ④そこで、商標登録出願A+の拒絶査定不服審判では、商標登録出願A+は他社登録商標Bと非類似として判断されるべきである、との理由で争った。ところが、審判部は商標登録出願A+と他社登録商標Bを類似として結論した。 ⑤同じマークの類否判断で、引例の審査では非類似と判断され、今回の審査では類似するとの判断は、審査官ばらつきに他ならない。	継続	・ 類否判断が審査官次第というケースバイケースの審査ではなく、予見可能性の高い一貫した基準で運用して頂きたい。	・ 商標法第30条
45	日機輸	冒認出願の頻繁な広告	・ 中国の商標出願が増えるにつれ、未だに悪意の冒認出願が頻繁に公告される。異議申立費用で多額の費用負担がかかり予算が圧迫されている。	継続	・ 以下を要望する。 ①悪意の冒認出願の積極的な拒絶。 ②再発防止のため、同一出願人の新規出願への規制。 ③異議申立時、悪意の冒認出願を優先的に迅速に登録不許可。	
46	日機輸	故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切	・ 2021年1月1日施行の民法典および2021年6月1日施行の改正専利法において、それぞれ故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い専利権（とりわけ特許権および実用新案権）については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な専利権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、専利権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。	継続	・ 懲罰賠償を定めた条文を削除して頂きたい。	・ 民法典第1185条 ・ 第四次改正専利法第71条1項
47	製薬協	医薬品分野の知財制度整備の遅延（新薬申請データ保護（RDP）の導入）	・ 2017年10月の国家政策公表、2018年4月の国務院常務委員会の発表には、新薬申請データ保護（RDP）の導入が含まれており、同年4月に薬品申請データ保護実施弁法（暫定）（意見募集稿）が公表された。実施弁法が制定されないため、新薬の承認後、1年～数年後に後発申請がされる事態が続いている。 2022年5月に公表された医薬品管理法实施条例（修正案意見募集稿）には、RDP関連条項が含まれている。しかし、第40条によれば、RDPの対象は一部の医薬品（部分☑品）と曖昧な上、期間は6年であり、innovative therapeutic biologics（☑新治☑用生物制品）に12年を付与するとして2018年4月の実施弁法案よりも後退している。pediatric exclusivityと orphan exclusivityは、各々第28条と29条に“no more than 12 months”、“no more than 7 years”と規定され、曖昧である。	変更	・ 早急な法整備とステークホルダーへの意見提出の機会をお願いしたい。 ・ 中国で初めて承認された低分子化合物について、外国での承認時期を問わず、6年のRDPを付与して戴きたい。 Biologicsについては、10年～12年のRDPを付与して戴きたい。RDP期間中は後発申請を受け付けなくて頂きたい。 ・ 新たな効能や投与形態、剤形にも日本（4～6年）や米国（3年）のようにRDPを付与して頂きたい。 ・ pediatric exclusivityと orphan exclusivityは、中国で初めて承認された有効成分について、外国での承認時	・ 国家政策公表 http://www.gov.cn/xinwen/2017-10/08/content_5230105.htm ・ 国務院常務委員会発表 ・ 新薬申請データ保護実施弁法（暫定）（意見募集稿） ・ 中華人民共和國医薬品管理法实施条例(改正意見募集稿) https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/zhqyj/zhqyjyp/2022050922223134.html

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					期を問わず、各々12月と7年を付与して頂きたい。	
48	製薬協	医薬品分野の知財制度整備の遅延（医薬品専利存続期間の補償）	<p>・2021年6月1日施行の改正専利法には、第43条2項として、新薬の販売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で販売許可が得られた新薬に関連する発明専利について、國務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与えるが、補償の期間は5年を超えず、販売承認後の合計存続期間は14年を超えないものとする旨が規定されている。2023年12月21日に専利法実施細則と専利審査指南が各々公表された。以下の点が不明確或いは改善が必要である。</p> <p>専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」には、画期的な新薬と規定を満たす改良型新薬について専利存続期間補償を付与できるとされ、対象となる改良型新薬は化学薬品の第2.1類と第2.4類、予防用生物学的製剤の第2.2類、治療用生物学的製剤の第2.2類及び漢方薬の第2.3類のみと規定されており、外国では上市されているが中国では未上市の有効成分に係る化学薬品や生物学的製剤は含まれない。改正専利法第四十二条には「中国で上市の承認を得た新薬」（在中国区得上市区可的新区）に対して存続期間の補償が与えられ得るとされており、審査基準において國務院薬品監督管理部門の関連規定を参照して限定的に解釈する根拠はない。「3.4適用範囲」には「薬物活性物質の製品専利、調製方法専利又は医薬用途専利について、医薬品専利存続期間補償を与える」と規定されており、医薬組成物専利が対象となるか不明である。</p> <p>専利法実施細則第83条には「薬品専利期限補償の期間内において、この専利の保護範囲は、國務院薬品監督管理部門が販売を許可した新薬に限られ、かつこの新薬の許可された適応症に限られる」、専利審査指南の「3.5保護範囲に入るかの審査」には「医薬品専利存続期間補償期間中、当該専利の保護範囲は國務院薬品監督管理部門が市販を許可した新薬及び当該新薬の許可された適応症に関する技術的解決手段に限られる」と規定されているが、許可された適応症とは、初回に許可された効能のみを指すのか、追加効能として許可された適応症も含まれるのか不明確である。専利法実施細則第81条第3号や専利審査指南の「3.1補償条件」に「専利がまだ医薬品専利期限補償を受けたことがない」との要件が規定され、追加効能の許可に基づく新たな存続期間の補償が得られないため、追加効能として許可された適応症が含まれないとすると不合理である。</p>	変更	<p>・左記意見を反映した専利法実施細則、及び、専利審査指南の改訂をお願いしたい。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」において、中国での初回の販売許可であれば医薬品専利存続期間の補償の対象となることが望ましく、中国での初回の販売許可であるか否かは有効成分と用途から判断されるべきである。 2. 専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償、「3.4適用範囲」において、「製品専利」に物質特許のみならず、製剤特許、組成物特許等も含むことを明確化して頂きたい。 3. 専利法実施細則第83条及び専利審査指南の第五部分第九章、3.医薬品専利存続期間の補償「3.5保護範囲に入るかの審査」において、追加効能として許可された適応症を明示的に含むようにして頂きたい。 	<p>・第四次改正専利法</p> <p>・専利法実施細則（2023年改訂）（2023年12月21日公表） https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html</p> <p>・専利審査指南（2023）（局令第78号）（2023年12月21日公表）第五部分第九章3.医薬品専利存続期間の補償 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html</p> <p>・専利審査指南（2023）改訂解説－（2）特許期間の補償（2024年1月18日公表） https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_66_189848.html</p> <p>・特許期間補償に関する通知（2024年1月18日公表） https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_75_189871.html</p>
49	製薬協	医薬品臨床試験に対する中国に有利な知財保護	<p>・2019年7月1日より施行された中華人民共和人類遺伝資源管理条例において、外国の組織および個人（現地子会社を含む）は中国の人類遺伝資源（HGR）を中国国内で収集・保管してはならず、また中国HGRを中国国外に提供してはならない旨が定められ（第7条）、日本の製薬企業が中国での研究や臨床試験を行なう際には現地機関との共同研究が必須となる。中国HGRを用いた国際共同科学研究（共同研究）を行なうにあたっては、同条例では以下のような規定・制限が設けられている：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一明確な研究成果のOwnershipと利益配分計画を含む事前の申請が必要である（第22条） 一臨床試験で中国HGRを利用する場合、実施前に國務院科学行政部門に使用する中国HGRの種類と量、用途を申請する必要がある（第22条） 一共同研究には中国側機関（共同研究相手の企業ないし研究機関）およびその研究者が実質的に関与する保証が必要である（第24条） 一共同研究のすべての研究データは中国側機関に開示され、中国側機関ではそれらデータのバックアップコピーを有することができる（第24条） 一共同研究の成果のうち中国HGRを用いて得られた成果の特許は共同出願・共有とする必要がある（第24条） 一共同研究の完了後6か月以内に、國務院科学行政部門に研究報告を提出する必要がある（第26条） <p>日系製薬企業が中国で新薬を開発する際に、国内臨床試験が中国HGRの利用として規制されるならば、同国における日系製薬企業のビジネス上の正当な競争力や選択肢を制限するものであるうえ、中国側の共同研究相手による機密漏洩や共同研究成果の目的外使用の懸念を生じる。</p> <p>なお、2019年7月16日に遺伝資源管理局が行った中華人民共和人類遺伝資源管理条例の説明を目的としたシンポジウムの質疑応答セッションにて、第</p>	変更	<p>・①医薬品の承認を得るための臨床試験（国際共同治験を含む）については、中国遺伝資源の利用に該当しては、中国遺伝資源の利用に該当しては、中華人民共和人類遺伝資源管理条例第24条規定の知財権の共有規定は適用されないことを明記頂きたい。</p> <p>・②医薬品の研究開発を目的とした、中国国内企業、研究機関との共同研究および委託研究における発明の成果および知財権の取り扱いについては、中華人民共和人類遺伝資源管理条例第22条、第24条の規定に関わらず、契約で定めがある場合はそちらの規定が優先される旨を明確化して頂きたい。</p> <p>・③共同研究データのうち、外国企業の営業秘密にかかるデータは中華人民共和人類遺伝資源管理条例第24条規定の、中国側機関への開示の対象外として頂きたい。</p> <p>・④中華人民共和人類遺伝資源管理条例第22条、第26条および人類遺伝資源管理条例実施細則（意見募集稿）第42条、44条、第53条、第54条に基づく国際共同研究の許可申請過程で申請人から提出される情報や研究報告、安</p>	<p>・中華人民共和人類遺伝資源管理条例（國務院令第717号2019年） http://www.forestry.gov.cn/main/4815/20190610/173000411230498.html</p> <p>・中国ヒト遺伝資源管理Q&A http://www.most.gov.cn/tztg/202203/t20220304_179634.html</p> <p>・中国ヒト遺伝資源管理規則の実施規則（意見募集草案） http://www.most.gov.cn/tztg/202203/t20220322_179904.html</p>

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			24条の知財共有が、医薬品の承認申請を目的とした研究（臨床試験を含む）を対象外とする答弁が当局により行なわれたが、その内容は条例には反映されていない。 2022年3月4日に科学技術部がFQAを公表し、3月22日に中国ヒト遺伝資源管理規則の実施規則（意見募集草案）を公表したが、上述の問題は解決されていない。 2022年10月31日に公表された専利審査指南改訂案（意見募集稿）の第II部第1章3.2節専利法5条2項に基づき専利権を付与しない発明創造に「また、例えば、生物安全法及びヒト遺伝資源管理条例の規定に従い、…ある発明創造の完成が外国の組織に提供した中国のヒト遺伝資源情報に依拠し、関連の手続を踏まなかった場合、当該発明創造に対しては、専利権を付与しない。」と加筆されたが、遺伝資源管理局のQ&A等より厳しい。		全審査過程で申請人より提出される情報については、機密性が高いものであることに鑑みて、受領機関（国務院科学行政部門、遺伝資源管理局）は審査、研究終了確認以外の目的外使用を行わず、第三者（公共のみならず政府機関を含む）への開示を行わないとする、関連機関側の秘密保持義務を明記頂きたい。 ・⑤専利審査指南改訂案第II部第1章3.2節の加筆部分を削除して頂きたい。	
50	医機連	第三者試薬の販売の懸念	・当社は原則として専用装置・試薬にて検査品質を保証しているため、例えば優遇策により現地産のジェネリック試薬などが普及する可能性を強く懸念している。	継続	・検査品質保証の観点から、ジェネリック試薬の許可を慎重に行って頂きたい。	
51	日機輸	CNIPA(国家知識産権局)ウェブサイトのアクセス困難	・国家知識産権局（CNIPA）のウェブサイトで年金納付を確認しているが、しばしばアクセスが遮断された状態が続くことがある。また、ログインの際、携帯電話番号の登録、画像識別、SNSの受信等、が求められ時間がかかると加筆されたが、遺伝資源管理局のQ&A等より厳しい。	継続	・ウェブサイトのアクセス性を改善して欲しい。 ・また、年金支払い状況の確認にあたっては、ログイン手続きを撤廃もしくは緩和して頂きたい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	JEITA	製品品質法の不明確・未整備	・中国製品品質法において、以下の課題がある。 ①中国製品品質法により、中国国内で販売する製品または包装には、中国語で製造業名称と住所を記載する必要があるとされている。B to Bの最終消費者向けでない部品などについて、中国語の製造業名称・住所の記載を求められることも場合がある ②対象となる製品の範囲が不明瞭である。 ③損害賠償の行使期間について、20年は長く、事業者にとって過剰な負担となる。	変更	・最終消費者向けでないものにまで対象とするのは過剰な負担となるため、対象の限定を明確化していただきたい。	①改正中国製品品質法第14条 ②改正中国製品品質法第16条 ③改正中国製品品質法第80条
2	日機輸	製品品質法の不明確・未整備	・2023年10月18日に公布された「製品品質法」の改正案の要求は現行の要求と比較して、大きな改善点と変更点があるが、一部、不明点、及び改善が必要な点がある。	新規	・<第13条> 一 瑕疵の定義を明確化して頂きたい。 ・<第14条> 一 製品やその包装に準拠規格番号、製造日、連絡先を表示する要求を削除頂きたい。 一 輸入品の場合、総代理店も品質責任を負うことが多いため、記載する名称、住所、連絡先を国内輸入事業者のものではなく海外生産者に授權された代表（総代理店など）のものに替えることができるようにして頂きたい。 一 品質マーク、承認書番号あるいは許可コードの表示については、関連法律、行政法規の規定との整合性をとって頂きたい。 一 輸入品については一部の表示要求が免除されることを明記して頂きたい。 ・<第16条> 一 事故報告の期日につき「2日以内」「7稼働日以内」と異なる表記があるため、統一して頂きたい ・<第30条> 一 「法による許可の取得が必要な取引製品に対し、販売者に製品資格証明書の提供を要求しなければならない」と	・「製品品質法」改正案

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					あるが、「法による許可あるいは強制認証の取得」に変更頂きたい。	
3	医機連	外資に対する製品登録書の更新、新規製品の登録の厳格	・5年毎に必要な製品登録書の更新に価格費用が非常に上がっている。一部仕様の変更についても当局の判断により更新、新規登録となり、外資メーカーの製品に対する基準が非常に厳しく感じる。実質の外資製品規制であり、個別製品については撤退を検討中。	継続	・手続きの簡素化と費用の低減。せめて費用の固定化。今後も費用が上がる事を懸念すると、ビジネスのリスクとなる。	
4	医機連	製品技術要求(PTR)に関する評価方法	・製品技術要求(PTR)にて要求されている評価方法とは別に社内にて実施している評価方法がある場合は、評価方法が厳しい方を選択できるようにして欲しい。 現在は両方実施しているため検査本数が多くなっている。	新規	・メーカー側が選択できるようにして欲しい。	
5	日機輸	製品安全規格の短い準備期間	・中国国家标准規格(GB規格)の対応準備期間が短い。	新規	・適切な準備期間を付与して頂きたい。	
6	日機輸	不合理な製品安全規格	・白物の電気安全規格の強制GB規格が総括、統合予定。 通常使用状態での安全を保証する「安全使用年限」の設定と表示が新たに提案されているが、それを決める指針がなく、製造者は適切な対応が行えない。 新規規格発行に伴い、旧規格の適合製品は市場からの撤退が求められるが、全ての家電製品を対象としており、ライフサイクル全体での安全性確保を満足した規格適合製品を市場に流通させるまでの十分な猶予期間が確保されていない。	継続	・安全使用年限の設定・表示要求の撤回。 ・本規格の強制化を生産日起点を要望。 ・猶予期間を1年から3年に延長を要望。	
7	日機輸	国際安全規格に対する不合理な解釈	・製品安全規格IEC 62368-1 第3版の中国版であるGB 4943.1-2022について、National differenceに記載されていない複数の項目(現状は10項目)について、中国国家标准化管理委員会(SAC)が独自の解釈を行っており、影響が非常に大きい。 ※一例として、リチウムイオン二次電池の単電池を搭載する機器において、IEC 62368-1 第3版では、セルを防火エンクロージャとすることを認めているが、中国版では認められず、機器側で防火エンクロージャを備える必要があり、中国向けのみ設計変更が必要となる。	新規	・IEC加盟国のNational differenceのルールに則るよう要望。	・GB4943.1-2022 ・中国国家标准化管理委員会SAC/TC決議
8	日機輸	国際安全規格に対する不合理な解釈	・製品安全規格IEC 62368-1 第3版の中国版であるGB 4943.1-2022において、工場で実施する耐電圧試験について、National differenceに記載されていないにもかかわらず、IEC 62368-1 第3版で認められている、IEC 62911の引用が認められていない試験所が存在する(一部の試験所では認められている)。 ※IEC 62911は耐電圧試験電圧が低く、メーカーは商品の耐久性を考慮して、IEC 62911を採用するが、中国でIEC62911を使用できないため、中国向けとそれ以外で、検査ラインにおいて電圧値を変更する必要が生じ切替工数が増加する。	新規	・IEC加盟国のNational differenceのルールに則るよう要望。	・GB4943.1-2022
9	医機連	CCC取得手続きの煩雑・不透明	・中国から部品単品をサービスパーツ等で出荷する際、CCCマーク(中国強制製品認証制度)に関する規制が厳しく、発送の際に時間がかかったり、費用が発生したりする問題が多発している。取引先の中国ベンダーから直接出荷させようにも、そのベンダーも嫌がる。また、対象品の判断も年度により変化したり、商検局の担当でも異なる。	継続	・規制の緩和と明確化。	・強制的製品認証管理規定
10	時計協	リチウムイオン電池のCCC認証品目追加に伴う電池搭載製品の切替え対応期間の不足	・2024年8月1日より、リチウムイオン電池および電池搭載製品も含めCCC認証取得した電池の使用流通が求められている。 電池単体での認証取得から搭載製品の切替え、市場流通在庫の処置を実施する期間が不足している。	新規	・電池搭載製品および市場流通在庫のため、製品の切替え猶予期間を12カ月確保してほしい。	・2023年7月公表 国家市場監督管理総局(2023年第10号)

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	時計協	リチウム電池の煩雑な承認作業	・リチウム電池規制においてSDS（安全データシート）テストレポート（落下試験証明書）という一般的な書類の提出以外にCERTIFICATION FOR SAFE TRANSPORT OF GOODSと呼ばれる証明書の提出を求められ（中国政府指定機関の証明書）、その入手には検査に要する名目でサンプル提出が必須とされている。費用、時間において極めてロスが大きい。	継続	・特別な書類提出及びそのために必要な煩雑な処理の撤廃を希望。	
12	医機連	規格・法規制の複雑、不統一	・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	
13	医機連	規格・法規制の複雑、不統一	・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	・MDR等
14	日機輸	化学物質環境リスク評価及び管理条例案の過度な要求	・化学物質環境リスク評価及び管理条例案には、すべての既存製造/輸入/加工使用した物質について、物質名、量等を年度報告させる要求がある。化学品の処方（物質名、含有率）は高度な機密情報であり、そのすべてを開示することは、条例の目的を超えた過度な要求である。必要以上に厳しく、また非現実的である。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。	継続	・化学品の全成分を届出（開示）させるような義務は機密情報保持の観点から課さないで頂きたい。 ・仮に届出義務を課するのであれば、条例の目的に鑑み、対象物質を限定するなど、現実的な要求として頂きたい。 ・また、新しい法律を公表する前には、現行法と新法の関係性など、十分な説明をしてから意見募集を行って頂きたい。	・化学物質環境リスク評価及び管理条例案
15	医機連	医療機器に関する法規制の複雑・煩雑	・国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）などの法規制が複雑で、要求される資料も複雑なため、審査期間が長期にわたる。そのうえ、2014年1月1日からEMC規格適用が開始となり、新規申請分は、EMC実機試験報告書の提出が必要となり、更新申請でもEMC実機試験報告書の提出が必須となった。上記の試験期間により従来の認定スケジュールより、更に3ヶ月程度遅延が生じ中国国内向け生産への影響が発生した。特に、コロナの影響で試験官の外国派遣が許可されなかったことが要因で、中国国内の各試験所の利用が急増し、EMC暗室の予約が取れない状況となり、更に4～6ヶ月程度の遅延が生じた。	継続	・承認までの期間短縮をまずはお願いしたい。 ・早く試験官を外国に派遣ができるようにお願いしたい。	・NMPA認証
16	医機連	医療機器に関する法規制の複雑・煩雑	・製造会社は製品の第一責任者であることを強調している、上市前の審査における政府部門の関与が強すぎるため、NMPA認証審査が長期化する。	継続	・中国の法規制では、製造・販売プロセスと上市後の監督管理を強化することで、上市前のNMPA審査プロセス期間を短縮するよう改善して欲しい。	・NMPA認証
17	医機連	医療機器登録の煩雑・認証機関の長期化	・当局へ医療機器登録申請を行う際、EMC試験（電気安全性試験）に合格する必要がある。ロックダウンや人事異動等の影響により、試験のスピードが極端に遅くなり、長期間を要する様になった。国内企業優遇との動きもある様である。	継続	・透明性（公平性）、迅速化をお願いしたい。	・医療機器登録管理弁法
18	医機連	医療機器登録の無菌試験の不透明、菌株の入手困難	・中国に申請登録している医療機器では無菌試験を実施することが求められる。無菌試験については中国薬典に準拠して実施する必要があるが、中国薬典に記載されている菌株（CMCC）を入手することができない状況にある。一般的に無菌試験に使用される菌株は各国でも保有されているが、同等である旨が示されている（例、米国：ATCC=日本：NBRC）が、中国菌株CMCCにはその記載もない。中国の規制に準拠して試験対応したくても、現状ではできない状況にあり困っている。	新規	・他の菌株（ATCC,NBRC）との同等性について記載をして欲しい。 ・CMCC菌株はバイオセーフティレベル2以下の菌株であり危険性は極めて低いため日本国内でも入手できるようにして欲しい。	・中国薬典：2020
19	医機連	原産国承認制度による医療機器登録の困難	・中国外のメーカーが中国において医療機器の登録を実施しようとする場合、申請者又は製造所が所属している国・地域での承認を取得する必要がある（原産国承認）。既に申請者又は製造所が所属している国で承認を取得していたり販売していたりする製品であれば問題ないが、中国にしか導入予定がないにも関わらず、この原産国承認制度があるがために、わざわざ申請者又は製造所が所属している国・地域で承認を取得しなければならない。一部の	継続	・原産国承認がなくとも、中国外のメーカーが中国において医療機器を申請・登録できるようにして欲しい。	・医療機器監督管理条例

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			地域（特に欧州）では技術資料について定期的な改定（見直し）が必要で、販売していないにも関わらず、技術資料のメンテナンスに労力をかけることになる。			
20	医機連	中国独自の医療機器規制	<ul style="list-style-type: none"> 中国独自の規制があり、グローバルな観点でのharmonizationが出来ていない。 ①既承認品でも5年に1回はライセンスの更新があり、型式試験レポートなど初回申請時とほぼ同等の書類を準備する必要がある。また更新のために1年以上前には資料を提出する必要があるなど企業側の負担は大きい。 ②YY規格という中国独自の規格があるが、例えばコンタクトレンズにおける引張強度等、諸外国にはない規定が一部盛り込まれており、そのために他国で承認が取れている製品が中国で製品登録が出来ないなど一部の製品で弊害が生じている。 ③海外治験や検査の結果が活用しにくい。最近では海外治験データの提出も認められてはいるものの、中国の要求事項を満たしていなければならない、中国の要求事項に仮に1つでも満たしていない場合は、認められないケースがあり、ハードルは依然として高い。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 下記要望致す。 ①ライセンス更新期間の更なる延長または更新資料の簡略化。 ②ISO規格など国際規格にマッチングしたYY規格の見直し。 ③海外治験データ等、提出資料の更なる緩和。 	・医療機器監督管理条例
21	医機連	中国独自の医療機器規制	<ul style="list-style-type: none"> 中国独自の規制があり、グローバルな観点でのharmonizationが出来ていない。 ①5年に1回のライセンスの更新ごとに、型式試験レポートなど初回申請時とほぼ同等の書類を準備する必要がある。また更新のために1年以上前には資料を提出する必要があるなど企業側の負担は大きい。 ②YY規格という中国独自の規格があり、例えばコンタクトレンズにおける引張強度等、諸外国にはない規定が一部盛り込まれている。 ③海外治験や検査の結果が活用しにくい。最近では海外治験データの提出も認められてはいるものの、中国の要求事項を満たしていることが必須要件であり、以前として海外の治験データを活用できる機会は少ないと感じている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 下記要望致す。 ①ライセンス更新期間の更なる延長または更新資料の簡略化。 ②ISO規格など国際規格にマッチングしたYY規格の見直し。 ③海外治験データ等、提出資料の更なる緩和を要望。 	・医療機器監督管理条例
22	製薬協	中国独自の医薬品検査規制	<ul style="list-style-type: none"> 中国で医薬品（医薬品原薬を含む）を輸入申請する際、その品質を確認するのに、原産国（＝輸出国）における規格・試験法とは別に、中国の検査機関が設定した規格・試験法が中国薬典を元に設定されている。 また、初回輸入時にこの中国独自の規格・試験法で当局指定の検査機関での検査を行うことが求められているが、原産国と異なる規格・試験方法であるため、検査に適合するかどうかの判断が難しい。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 原産国で承認された規格・試験方法の採用に向けた主要国薬典（日本薬局方、US局方、EU局方）の導入（中国独自の規格・試験法設定の廃止）および初回輸入時の検査の廃止。 	・薬品輸入管理法：第三章
23	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> 2019年11月1日より国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）申請は電子申請に変わってから、受理までの段階におけるランダム式に複数名の審査官に回されて、何回（当社の経験は4回、他社の情報では7回）も指摘を受け、対応が負荷となり、時間も長期化する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> NMPAの電子申請システムの改善及び法規要求に合わせて指摘回数を1回限定すること。 	・NMPA医療器械登録管理方法
24	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> 2019年11月1日より市販前審査の申請は電子申請に変わってから、更新申請部門は従来技術審査センターより国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）受理センターの「項目管理」部門に変更されたが、技術審査は技術審査センターと異なった。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 申請者として指摘を受ける場合、対応せざるをえないが、基準を統一して欲しい。 	・NMPA医療器械登録管理方法
25	医機連	NMPA申請手続きの煩雑・遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> NMPA申請し、指摘対応を完了し、正式にNMPAに提出前に却下されないように予備審査の段階が設けられていたが、審査員によって、更に新しい指摘内容が入ったり、3回も問い合わせ等もあり、最終提出前に3ヶ月～5ヶ月ぐらい時間が掛かる事例が生じた。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 申請者として指摘を受ける場合、対応せざるをえないが、予備審査の時間及び再技術審査との関連性を統一して欲しい。 	・NMPA医療器械登録及び届出管理方法
26	医機連	NMPA申請手続きの担当者による個人解釈	<ul style="list-style-type: none"> 国産品関連の法規（2020年第104号令）について、当該104号令を利用する場合、認可取得してもその後の変更申請ができないNMPA担当の個人解釈があった。これらの法規に対して、個人解釈によりメーカーは対応できなくなるリスクがあることを想定している。公的機関であるNMPAより明確して欲しい。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> 個人的な解釈が多い。公的機関であるNMPAより明確して欲しい。 	・NMPA医療器械登録管理方法
27	医機連	NMPA認定書	<ul style="list-style-type: none"> 臨床試験要否の判断は中国法規にて、実施要否は申請会社で事前判断し、 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 臨床試験実施要否の判断をNMPA本 	・NMPA認証

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		取得の臨床試験要否の判断	最終判断は中国NMPA側より実施。最終判断はNMPA技術審査段階で実施するプロセスになっている。 会社の事前判断が間違っても、NMPA審査段階に入らないと明確にできない状況である。技術審査で、臨床試験実施必要と判断された場合は、申請会社がゼロから準備をやり直す必要となり、申請会社に対してはかなり労力を要する。また、是正資料提出期限は一年以内になる為、完成できなければ申請却下となり、申請手続き費用も2度発生する。		申請の実施前に審査部門との連携で、最終判断できるプロセスたとえば事前相談のプロセスを構築して欲しい。	
28	医機連	NMPAの実施細則の未発効、運用の不明確	・2020年4月から新強制規格GB9706.1-2020が発行し、2023年5月1日から強制適用になる中国3.1版新強制規格の対応について、2年以上に経ったが、NMPAは明確の実施細則が発行されない。且つ、法規の中国語の解釈問題があり、各地方NMPA等個人の解釈はメーカーと異なった場合が多いので、これらの重要対応事項に対して、NMPAは早い段階で対応方針を明確して欲しい。	継続	・NMPAは早い段階で対応方針を明確して欲しい。 ・また、NMPAよりこの対応方針に対する解説も発行して欲しい。	・NMPA医療器械登録及び届出管理方法
29	医機連	実機試験の試験官出張手続きの複雑・煩雑	・毎年決まる時期に試験所より来年に外国に出張する計画の提出依頼があり、企業も例年通りに来年に関する実機試験予定を提出している。実際、企業側の実調整によって、試験官も派遣してくれた状況でした。但し、今年になると、提出する予定の計画通りに実機試験を実施しないと試験官の派遣ができないとの突然の連絡が入った。この連絡を受けて、装置の調整、日程の調整等に大きく影響があったので、困っている状況。	新規	・試験官の派遣に関する各地方NMPAの方針を統一して欲しい。	・NMPA認証
30	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験レポート（実機試験で合格後）を添付したNMPA申請においてNMPA審査官より実機試験に関する指摘を受けることがある。この場合再度中国試験所の有資格者による実機試験（場合によっては資格者の海外派遣による実機試験）が必要となる。	継続	・詳細な審査基準の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。 ・有資格者試験レポート利用時の審査緩和措置。 ・製造業者/第3者機関による実機試験レポートの受入れ。	・医療器械監督管理条例
31	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験報告書（実機試験で合格後）、を添付したNMPA申請においてNMPA審査官より実機試験に関する指摘を受けることがある。この場合再度中国試験所の有資格者による実機試験（場合によっては資格者の海外派遣による実機試験）が必要となる。	継続	・実機試験/試験報告書に関する要求事項の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。 ・中国試験所有資格者試験報告書利用時の審査緩和措置。 ・製造業者/第3者機関による実機試験報告書（CBまたはILAC）の受入れ。	・医療器械監督管理条例(国務院令 第680号)
32	医機連	市販前審査基準の不一致	・中国試験所の有資格者による実機試験では、製品のオプション仕様を搭載して試験を実施した、当局へ医療機器登録申請を行う際、オプション仕様とは認められず全ての製品に搭載が義務付けられた。標準仕様での販売が認められない状況となった。	継続	・詳細な審査基準の明文化と非記載事項の審査基準からの排除。	・医療器械監督管理条例
33	医機連	突然の試験所業務停止による試験の困難	・中国政府の組織変更に伴う中国試験所の業務停止により、試験官の外国派遣困難を理由に延期、直前のキャンセルが発生した（2018年6月発生し2018年12月まで続いた）。 類似ケースとして試験所の費用の無償化に伴い中国試験所試験官の外国派遣がキャンセル（2017年4月発生し2017年12月頃まで継続）。	継続	・製造業者による試験報告書/第3者機関試験報告書（CBまたはILAC）の受入れによる、政策変更の影響の排除。 ・政策変更時の十分（3年程度）な移行期間設定。	・医療器械監督管理条例(国務院令 第680号)
34	医機連	臨床評価の厳格	・欧州同様に中国においても臨床評価の要求が厳しくなっている。中国で医療機器登録している機種は欧州同様日本での家庭用医療機器のため、やはり規制が要求するレベルの臨床評価報告書の作成が非常に困難になっている。そのため医療機器登録申請、変更申請、更新申請が困難となっている。	継続	・欧州と同じく、日本での医療機器の認証とWET機器としての実績によって臨床評価が免除されるよう交渉して頂きたい。一定の実績がある製品の臨床評価が免除されれば登録申請が出来る機種も増やすことが出来る。	・国務院令第739号
35	医機連	中国試験規格と中国当局の見解の違い	・医療機器（ガイドワイヤ、カテーテル）を製造しており、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌を行って中国に輸出している。EOG滅菌後の医療機器の残留物（EOG）の基準については中国規格GB16886-7に規定されてお	新規	・中国の規格とあった中国当局の指示であって欲しい。	・GB16886-7：2015 医療機器の生物学的評価-第7部エチレンオキサイド滅菌残留物

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			り、ガイドワイヤの残留物の評価も準拠するべきである。しかし、中国当局より医療機器（単回使用滅菌シリンジ）について要求されている規格GB15810に準拠するように指示されており、残留EOGについて10μg/g以下と厳しい管理基準を満たす必要が生じている（GB16886-7は4mg/device以下とISO規格と同等で一般的な管理基準）。中国規格の要求と中国当局の要求が異なっており困っている。			・GB15810：2019 単回使用滅菌済みシリンジ
36	医機連	薬事規制の厳格・不公平	・薬事規制に関して、障壁が高く、新商品上市に2-3年もの月日を要する。	継続	・薬事規制の緩和、公平性。	・薬事法
37	医機連	他国の薬局方と異なる中国薬典の試験法	・日本薬局方は米国薬局方(USP)や欧州薬局方(EP)とハーモナイゼーションされており、試験法はほぼ統一されているが、中国薬典の試験法は異なる点が多くみられるため、3局方の試験法と合わせて欲しい。 例：無菌試験において陽性対象を実施する点が他の局方と異なっており、手法の適合性検証で使用する菌株も他の局方と異なっている。	新規	・試験方法を3局と合わせて欲しい。	・中国薬典：2020
38	日機輸	60GHz帯の周波数帯の未開放	・60GHz帯レーダー技術は高い距離分解能及び透過性といった特性から民生機器だけでなく、産業機器等幅広い用途で活用が期待されており世界的にニーズが高まっているにも関わらず、中国において60GHz帯の周波数帯は開放されていない。 また、現行の2.4GHzおよび5GHzのWLAN帯域は使用者が多く、混んでいる。	継続	・60GHz帯の周波数帯を世界的な動向に合わせて中国においても開放して頂きたい。 ・現行の2.4GHz及び5GHzのWLAN帯域は混んでおり、通信速度および安定性を確保するためにも開放頂きたい。	・国家無線電管理局(SRRC)
39	日機輸	規定に適合するための負荷の増加	・2023年度改定の新しい「新企業標準化促進規定」の中には、下記の企業標準関連の要求事項がある： ①企業自身で企業標準を作成する際、機能&性能指標以外に、試験方法、検査方法あるいは評価方法を明確にすること。前述の「方法」について、まず国家規格、国家推奨規格、業界規格、あるいは国際規格を引用する。これらの規格において、適用できるものがない場合、自主作成すること。 ②自己作成の企業標準にある機能&性能指標が推奨規格（国家推奨規格と業界推奨規格など）より項目が少ない、あるいは指標値が低い場合は、その部分を明確にすること。 これらの要求に適合するため、膨大な推奨規格（しかも一部古いものもある）を精査する必要がある、企業にとって不要な負担が増える。	新規	・今回の規定自身の名称も「促進」ということなので、左記の要求を推奨要求に改定して頂きたい（その代わりに、中央政府と地方政府が補助金またはケース・バイ・ケースでの指導によって促進することにして頂きたい）。	・新企業標準化促進規定
40	医機連	化学品の多規制による不明確	・「体外診断用医薬品」として中国国家薬品监督管理局（NMPA：National Medical Products Administration）に認可されている化学品（試薬、洗浄剤、溶剤など）に対しても、化学品の分類等のGB規格に従い、安全データシートやラベルの表示が必要かという明確な法規要求はなくて、困っている。	継続	・他国の化学品関連の法規制では、「医療機器規則が優先する」と同じように明記して欲しい。	・環境法規制
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
2	時計協	環境法規制内容の不一致	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	継続	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
3	日鉄連	廃棄物処理能力の不足	・ISO取得のためにISO基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられたりしている。	継続	・ISO認定業者の全国的な増強。	
4	日機輸	汚染物質排出許可制度の厳格	・活性炭の交換頻度が高く、無駄が発生し、危険廃棄物の量が増加。 一部の汚染物質排出許可証では、排ガス処理の活性炭交換の頻度を年4回とすることが義務付けられており、活性炭の効果を十分に発揮することはできない。	新規	・活性炭交換の頻度は、圧力差に応じた設定できること。	・排污許可証

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日機輸	固形廃棄物環境汚染防止法遵守の困難	・含油鉄粉の廃棄に関しては、コンプライアンス要件を満たすためにフィルタープレスに導入する必要があるが、これはコストがかかり、コンプライアンスを100%遵守することは困難な場合がある。	新規	・政府が主導して、規制を遵守できる輸送・処理業者の開発が望まれる。	・固形廃棄物環境汚染防止法
6	日機輸	中国固体廃棄物汚染環境防止法と中国版WEEEの矛盾	・2020年4月に公布された本法の第66条において、「電器電子等製品の生産者は自社又は委託方式で、製品販売量と合った廃棄製品回収システムを構築すること」という要求が含まれる。一方で、廃棄電器電子製品回収処理管理条例(中国版WEEE)には、管理目録で指定された製品ごとに課金単価が設定され、その対象製品の販売量に応じた課金を徴収し、回収処理業者に補助金を配布する仕組みがある。なお、中国版WEEEでは、回収の役割は国の責務となっている。上述の2つの規制の要求が併存してしまうと電気電子製品メーカーには過剰(他国を見渡しても、要求されたとしてもいずれか一方の要求しか無い)な要求と言える。	継続	・EPR(拡大生産者責任)に基づくメーカーへの要求は、すでに中国版WEEEに存在しているため、「中国固体廃棄物汚染環境防止法」における回収システム構築要求は削除されることが望ましい。 ・中国固体廃棄物汚染環境防止法と中国版WEEEで矛盾がないようにして頂きたい。	・中華人民共和国固形廃棄物による環境汚染防止に関する法律
7	医機連	医療機器に対する危険表示の不明確	・化学薬品の危険表示に関して、「医薬品」は安全データシートやラベルの表示が必要でないが、「医療機器」については必要かどうかの明確な法規要求がなくて困っている。	新規	・各種安全・環境法規制に医療機器を対象外にすると明文化して欲しい。	・危険化学品安全管理条例
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法律・規則の曖昧、運用ルールの不明確	・データ安全法、サイバーセキュリティ法及び個人情報保護法により情報統制強化が言われており、また反スパイ法も強化されている。不明瞭なところが多々あり、対応に苦慮している。	継続	・早々に細則等を決めて頂きたい。	・データ安全法 ・サイバーセキュリティ法 ・個人情報保護法 ・反スパイ法
2	日機輸	法律・規則の曖昧、運用ルールの不明確	・既に施行されている中国輸出管理法を含む各種輸出入規制の情報が少なく、対応が難しい。	継続	・中国の輸出管理法等について引き続き説明会等による情報提供を要望する。	
3	日機輸	法律・規則の曖昧、運用ルールの不明確	・域外適用(PIPL第3条)、越境移転への該当性(第38条)、中国国内保存義務(第40条)等、弁護士に確認しても複数の異なる見解が出てくる議論のある論点がある。	継続	・実際に過去企業等から受けた質問を踏まえて適宜FAQを用意する等、企業に対してより明確かつ具体的な判断指針を適時かつ迅速に示して頂きたい。	・中国個人情報保護法(PIPL)
4	日機輸	法律・制度の頻繁な突然の変更・猶予期間の不足	・中国輸出管理法 中国商用暗号に係る輸出入規制リストなど公布から施行日までの猶予期間が短すぎており、法令そのもの、またはその改正の詳細が公布時点では明確になっていない。準備に必要な詳細が公表されていない。よって、準備・対応が施行日までに間に合わず、事後対応、あるいは緊急での対応が必要となる。	継続	・十分な猶予期間を持った公布をして頂きたい。 ・交付時点で詳細を公表して頂きたい。 ・詳細が固まっていない場合、施行延期、あるいは、猶予・救済期間を設けて頂きたい。	・中国輸出管理法 ・商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告
5	日鉄連	法律・制度の実施・運用の地域格差・不統一	・例：営業税から増徴税に変更するにあたり、海外売上100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。	継続	・制度運用の透明化。	
6	日機輸	行政登録手続の煩雑・不統一	・行政登録手続を行う際、窓口の担当者によって見解が異なる為、提出資料がその時の担当者の要求を満たせない場合があり、修正対応に時間がかかる。一つの案件への対応中であっても担当変更は生じるため、修正意見が異なり手続きに時間がかかる。	新規	・案件毎の受付担当固定、判断基準統一を希望する。	
7	自動部品	行政手続きの長期化	・合弁契約締結後、商務委員会と外商投資企業認可取得を行う際に、多数回にわたる資料の提出要請あり、時間を要す。一方、担当が変更になると急速に手続きが進むケースあり、基準が不透明。	継続	・人による対応格差の改善。 ・同一基準での運用。	
8	日機輸	会社登記の困	・一部地域の会社登記機関は、会社登記において、指定フォーマット通りの	継続	・法令違反でない限りにおいて、当事	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		難	会社定款しか認めず、会社法上明文的な根拠がある条項でさえ、見たことがないとの理由で会社定款に盛り込むことを認めず、案件に支障をもたらす事象が発生している。		者が任意に会社定款の作成を認めて欲しい。	
9	日機輸	会社設立手続の煩雑・不統一	・会社設立手続きについて、以下の問題がある。 ①経営範囲を自ら定義するにあたり、システム上、規定のもの選択式となっており、適切な表現で経営範囲を登録することができない。 ②各市場監督管理局が登記に際して要求する書類の要件が、都市によって異なる。 例：会社新設時に、新任海外董事身分証明の要件（認証等）が異なる。 外資投資の便利化のため必要な書類要件を統一化して欲しい。	継続	・①システム上の選択肢から選ぶだけでなく、企業が自らの経営範囲の内容を適切に記載できるようにして欲しい。 ・②各都市の市場監督管理局登記に必要な書類要件を統一化して欲しい。	・①市場監督総局弁公庁より発行する全面的に経営範囲登記規範化仕事を展開との通知 ・②市场主体登記管理条例実施細則
10	印刷機械	会社法改正に伴う登録資本金の全額払い込み	・2024年7月1日施行予定の中国改正会社法により、払込資本金額が登録資本金に達していない企業は全額払い込む事が必要となる事から、中国現法への払込期限や対応方法について模索中（2024年7月1日から5年以内の払込必要という初期調査結果あり⇒法律事務所や会計事務所に確認中）。 一方で、直近で現地現法へ行った親子ローンの借入金から資本金への転換を現地政府関係者から要請されており法律に基づく要請かどうか不明確。	新規	・法律に基づく払込期限の明確化と運用。	・中☒人民共和国公司法
11	自動部品	公証・認証取得の煩雑	・中国がハーグ条約の締約国ではないためアポストイーユが有効とされないため、日本の公証役場で認証された委任状等への署名について別途中国ビザ申請サービスセンターに出向き領事認証を取得しなければならない。この中国領事認証取得の手続きが煩瑣で日数もかかる。	継続	・ハーグ条約締約国と同様にアポストイーユの取得をもって領事認証を不要としてほしい。	
12	医機連	消防手続き申請の煩雑	・消防立法前の古い建物の消防手続きが無ければ、二次内装の消防手続きもできない。	新規	・消防の現場検査が合格できれば、証明書をもたらるようにして欲しい。 ・法制度の未整備、不足の改善。	
13	医機連	各地域で異なる販売登録時期	・各地域で販売を行うために「挂网（価格登録）」を求められるが、各地域でタイミングが異なるため、新製品を導入（薬事登録も完了）しても、すぐに市場に販売できず、新たな価値をユーザーに届けられるタイミングが遅くなる。	継続	・中国域内で、お客様にタイミングの差なく価値を届けることができるよう、随時の価格登録やタイミングの一元化を図って頂きたい。	
14	医機連	中国当局による海外医療機器メーカー査察の情報開示の不十分	・中国当局による海外の医療機器メーカーの査察時に聞かれた事項の情報の開示が不十分。	新規	・査察時に聞かれた内容をとりまとめて、セミナー等、通知HP等を開いて情報をシェアして欲しい。	・食薬監械監[2015]218号 国家薬品監督管理総局公布の医療機器生産品質管理規範現場査察ガイドライン等4つのガイドラインに関する通知
15	日化協	危険化学品の保管規則	・天津港危険品爆発事故以来、上海における危険化学品の倉庫会社が限られていて、費用が非常に高い。特に保税危険品倉庫が2~3社しかないので、貿易会社にとって、危険品の保税取引は殆どできない。	継続	・危険化学倉庫に関する認可が速やかに実施されるようにして頂きたい。	
16	日化協	危険化学製品主要責任者資格取得機会の少なさ	・危険化学製品を取り扱う企業では、総経理等が主要責任者としての資格を取得することが義務付けられている。日本語での研修や試験の開催時期が不確定で、頻度が少ない。	変更	・e-learning等による負担軽減、受講・受験機会の拡大をご検討頂きたい。	・旧国家安全生产監督管理総局(第55号令)「危険化学製品經營許可証管理弁法」第六條(二)
17	日機輸	危険化学製品に対する法規制の運用状況の地域差・解釈の相違	・危険化学製品安全管理条例や危険化学製品登記管理弁法は仮に同じ法律であっても、中国国内の所在地の当局毎に運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない。（個別最適が必要で負担が大きい）本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。また、要求の運用基準だけでなく、輸入港や最終保管庫での検閲、査察なども州毎に異なるルールで行われているとの情報もある。	継続	・同じ法律に関して地方による運用の差をなくして頂きたい。 ・また、中国全土で、統一的な運用がはかれるような法令ツール（下位規則、ガイダンスなど）を整備して頂きたい。	・危険化学製品安全管理条例 ・危険化学製品登記管理弁法
18	日機輸	「反外国制裁法」「外国の法律及び措置の不当な域外	・2021年1月に外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則が公布され即日施行された。本法では、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した他国の制裁法規等により、第三国の実体が中国の実体の「合法的な権益を侵害した場合	継続	・（貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト） 今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の	・反外国制裁法 ・外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		適用を阻止する規則」等における課題	合」、中国の実体は、中国人民法院を通して第三国の実体に対して損害賠償を請求することが出来るとともに、第三国の実体が賠償決定に従わない場合には、強制執行を申請することが出来ると規定されており、第三国の法令を順守しようとするれば、本法により制裁を受ける可能性のある法令である。さらに、2021年6月には「反外国制裁法」が施行され、外国による中国に対する抑制、抑圧、中国の公民、組織に対する差別的規制措置など、中国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、入国制限、資産凍結、活動・取引禁止・制限などの措置を講じることができる、とされている。		日系現地法人及び日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。	
19	JEITA	反間諜法(反スパイ法)の適用範囲の不明確	・2023年7月施行された改正反スパイ法においては、「国家安全又は利益に関わる文書・データ・資料・物品を窃取し・探り・購入し・違法に提供し、又は国家の職員が裏切るよう教唆・誘導・脅迫・買収する活動」がスパイ活動とされている。「国家安全又は利益に関わる文書・データ・資料・物品」の概念があいまいであり、中国企業の国際ビジネスの予見性の著しい低下および事業活動の萎縮を招く大きな要因となっている。	新規	・下位法令、ガイドラインによる適用範囲の明確化。	・中華人民共和国反スパイ法第4条第1項第3号
20	日機輸	反間諜法(反スパイ法)の不明確・秘密情報漏洩の懸念	・反スパイ法改正について、規制される行為が根拠が曖昧でその順守が困難。また、嫌疑がかかった場合の当局によるデータ差し押さえなど企業秘密の漏洩につながる可能性があり当地での事業展開に支障が出る。	新規	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及び日本企業に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・反スパイ法
21	日機輸	反間諜法(反スパイ法)による業務への影響懸念	・2023年7月に中華人民共和国反間諜法(中国反スパイ法)が改正施行され、国家安全、国家利益に関する情報の厳しい規制となっている。また、当局の権利強化も図られており、疑われると当局の判断ですぐ拘束が出来ることも盛り込まれている。これに対し中国現地法人では社員教育、注意喚起を行っているが、改正法の内容が曖昧なため、明確な理解をすることが難しい。国家安全の対象には科学技術について含まれており、中国現地法人が取り扱っている半導体技術はそれに当たると判断している。特に中国の半導体市場情報などの取り扱いには非常に心配である。(2024年1月現在)	新規	・中華人民共和国反間諜法(中国反スパイ法)の基準を明確にしてもらい、対応・対策が取りやすい内容として頂きたい。	・中華人民共和国反間諜法
22	日機輸	反間諜法(反スパイ法)による出張者・駐在員の安全性の懸念	・外務省の海外安全ホームページにも『中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、裁判で有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあります。2023年4月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う(7月1日施行)等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しており、注意する必要があります。』とあり、中国でビジネスを拡大するための出張者や駐在員を送りたくとも、対象者が不安を感じて消極的になっている傾向が見受けられる。	新規	・日本からの出張者や駐在員の安全性が確保されるように、日本政府から中国政府に対して働きかけをお願いしたい。	・中華人民共和国反間諜法
12. 政府調達						
1	日鉄連	政府調達における自国製品の優先購入	・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入(バイチャイナ)するよう調達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。	継続	・運用規定等の明確化。 ・政府調達以外の分野への波及の回避。	・内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関して、プロジェクト建設への入札・入札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見(発改法規[2009]1361号附属書)
2	日機輸	外資企業に対する政府調達の不平等	・外資企業は平等に政府調達に参入できるはずであるが、地方政府によっては外資企業を排除するケースが時々発生する。	継続	・外資系企業も平等に参入できるため規制強化を期待。	・外商投資法
3	日農工	入札制限	・公的資金が投入される入札対象製品が中国生産製品に限られる地域がある。(新疆ウイグル、甘粛省/カンソジョウ等)	継続	・規制緩和への働きかけ。	
4	日機輸	入札制度の形	・設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用・時間の無駄が生	継続	・国際ルールに照らした入札規則とし	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		骸化	じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。具体的には、落札後の価格交渉が常態化していること、買い手の意に沿わない落札結果の場合に一方的なやり直しがあることなど、一連のルールとフォローが不明確である。2014年から引き続き大きな変化は無く、改善は見られない。設備購入決定後に、入札実施が決まった場合もあり、ルールが不明確な状態が続く。進展なし。(2024年1月時点)		て明文化(人治的な判断の余地を排除)し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。	
5	日機輸	WTO政府調達協定非加盟	・2007年12月より政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)加盟のためのオファーが提出されており、2019年には第7次オファーが提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟が実現しておらず、以下の問題が生じている。 ①輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合がある。 ②中国で多くの製品を生産している日本企業が米国の政府調達に参加できない場合がある。	継続	・中国がGPAに早期加盟するよう中国政府に働きかけて頂きたい。	
6	日機輸	RCEP政府調達章の無差別待遇規律の不在	・日中両国を含む初の経済連携協定であるRCEPが、両国の貿易・投資を着実に推進する原動力となることを期待する。一方で、現在のRCEP政府調達章には、WTO政府調達協定やCPTPP政府調達章のような、無差別待遇の規律が含まれていない。	継続	・RCEPの政府調達章がより近代的で高品質なものへと進化するため、日中両国が積極的に連携・協力してRCEP締約国間における継続的な議論を後押しし、世界経済に貢献して頂きたい。	
7	日機輸	日中韓FTAにおける政府調達章の追加	・日中韓FTA交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。	新規	・日中韓FTA交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、高いレベルで地方 政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを要望する。	
8	医機連	体外診断用医薬品(IVD)の集中購買制度	・2022年から始まった、生化学IVDに対する集中購買制度による価格削減。連盟の提示価格自体が現市場価格を大きく下回り、落札してもビジネスとして成り立たない。実質の外資メーカーの規制になっている。北京、上海等の大都市は集中購買に参加していないものの、落札価格の影響は影響する。個別製品については撤退を検討中。	新規	・制度自体の撤廃と運用の明確化。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	JEITA	個人情報や重要データの国内保存義務・国外移転規制の不明確	・個人情報や重要データの国内保存義務・国境移転制限規制は、中国企業の国際的データビジネスを阻害している。この点において「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定」意見募集稿は評価することができるが、個人情報標準契約弁法の定める是正期限が経過した2024年1月末時点においても制定されていない。	新規	・「データ越境流動の規範化及び促進に関する規定」の速やかな施行。 ・2019年6月のG20大阪サミットで提唱された「データフリーフローウィズトラスト(DFFT)」のコンセプトに基づくデータ流通の合理化。	・中華人民共和国個人情報保護法第38条以下 ・中華人民共和国データセキュリティ法第31条 ・中華人民共和国個人情報越境移転標準契約弁法
2	日機輸	個人情報や重要データの国内保存義務・国外移転規制の不明確	・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外から移転するには当該国の法令で定められた手続きが必要となるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために事業者の多重の負担が必要となっている。重要データや個人データの国外移転については、定められたアセスメント等の対応が求められる。また、政府の施行細則や政府からのガイダンスが不十分であり、どのような場合に手続きを実施すべきかの要件等の内容が明確でないため、調査等に日本側および現地側で負担がかかっている。	変更	・個人情報の越境移転対応の統一化に向けて、国際的な調和を進めて頂きたい。 ・中国政府等からのガイダンスの内容が充実するよう、政府間連携を実施して頂きたい。	・中国個人情報保護法(PIPL: Personal Information Protection Law)
3	製薬協	個人情報や重要データの国内保存義務・国外移転規制の不明確	・2023年9月28日付けで国家インターネット情報弁公室から公表された「『データの越境流動の規範化と促進に関する規定(意見募集稿)』の公開意見募集に関する通知(いわゆるパブリックコメント)に基づく法令改正が未だなされず、個人情報の越境移転への対応手続きと申請をどの範囲まで行うべきかが見えてこない。	新規	・パブリックコメントの中でも規定されているように、一定規模以下の個人情報の越境移転における当局への届出事項を免除して欲しい。	・個人情報保護法 ・個人情報域外移転標準契約弁法およびガイドライン

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	JEITA	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・データ越境規制により、中国で取得した情報を中国外に共有することが難しくなっている。 申告の対象となっている「重要データ」に関して参照すべき定義がいまだに明示されていない。 これにより、何がデータ越境規制の対象となるデータの判断ができず、中国を含むグローバルに拠点を展開する企業において、社内情報の共有が難しくなっている。結果的に事業活動萎縮につながる恐れもある。	新規	・「重要データ」の定義を明確にしたい。	・データ越境規制 ・データ促進規定案、等
5	日機輸	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・データ越境に関し、審査時間とプロセスが長い。また、データ越境を申請する際に、重要データと一般データの取扱い形は不明確。	新規	・手続きの簡素化を期待。 ・重要データと一般データに関する規定をより明確化して欲しい。	・サイバーセキュリティ法 ・データセキュリティ法 ・個人情報保護法
6	日機輸	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・2021年に「データ安全法」「個人情報保護法」が施行されたが、実施規則に該当する各種条例・個人情報越境移転の際の標準契約等、まだ明確化されていない内容も多く、実務的な対応において判断に迷う状況が発生している。出口管理法と上述のデータ関連法令との接続部分についても、まだ不明確な点が多い。 データ安全法等の下位規則「ネットワークデータ安全管理条例」で厳しい管理を求められる「重要データ」の定義に「輸出管理データ」が含まれるため、輸出管理法による規制との重畳適用の可能性もあることも危惧している。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただき、中国における既存の日系現地法人及び日本企業に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・データ安全法 ・個人情報保護法
7	日機輸	データセキュリティ・越境規制の細則の不明確	・中国においては、データ三法（サイバーセキュリティ法、個人情報保護法、データセキュリティ法）により、中国国内で収集される情報データ等の保護、処理、利活用について規定しており、特に「個人情報」や「重要データ」については原則国内保存を義務化するとともに、国外に移転するにあたっては特別な規制を行っている。 「個人情報」については、下位規則やガイドライン等の整備により国外移転手続きの対象や手続きがある程度明確に定められ実務対応が進められている一方、「重要データ」については、法律上の定義が「改ざん、漏洩、不正取得や不正利用等により国家の安全、経済運営、社会の安定、公衆衛生や安全に危害を及ぼす恐れのあるデータになど」とされ抽象的かつ曖昧であり、関連する下位規則やガイドラインも意見募集稿に留まるなど、未だ明確な定義・基準が定まっておらず、自社が中国の顧客から収集したデータが「重要データ」として取り扱うべきものなのかどうかの判断がつかず、当局による規制対応も不明確で恣意的な運用がされる懸念もあり、適法かつ適切な対応が不明な状況が続いている。	継続	・「重要データ」やそれを取り扱う主体とされる「重要情報インフラ運営者」の範囲を法律、規則、ガイドライン、国家標準等で明確にし、その解釈の仕方について十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。	・サイバーセキュリティ法 ・個人情報保護法 ・データセキュリティ法 ・データ越境安全評価弁法 ・情報セキュリティ技術重要データ識別ガイドライン(パブコメ案) ・工業及び情報化分野のデータセキュリティ管理弁法(試行)
8	印刷機械	データ越境移転の厳しい適法性要件	・2021年11月1日に施行された中国個人情報保護法第38条第1項では、中国域内の個人情報取扱者が中国域外に個人情報を提供する場合は適法性要件として、①情報部門が定めるセキュリティ評価を経たこと（第1号）、②情報部門の規定に従って専門機構による個人情報保護認証を行ったこと（第2号）に加えて、③情報部門が作成した標準契約[4]に従い、域外の提供先と契約を締結し、双方の権利・義務を約定したこと（第3号）が掲げられている。	新規	・個人情報の越境移転は、中国の子会社と日本の親会社との間における顧客情報、従業員情報のやり取りやアクセスでも生じるものであり、対応が必要となるので、適法なやり方を明確して欲しい。	
9	日商	データセキュリティ法における重要データの中国国内保管	・（これまで直面したというよりは、今後直面しそうな問題に関する要望） 現在、データセキュリティ法では重要情報インフラ運営者は中国国内で収集・生成した重要データを中国国内で保管しなければならないとなっており、データを中国外へ送付する必要がある場合にはセキュリティ評価を行うことになっているが、今後、その適用が一般のネットワーク運営者に拡大される可能性がある。	新規	・重要データの特定にあたってはできるだけその範囲を厳選し、企業活動への影響を最小限にして欲しい。 ・また、一般のネットワーク運営者にまで中国国内での保管の義務付けは勘弁して欲しい。	・データセキュリティ法 ・データ越境セキュリティ評価弁法
10	日機輸	「中国ネット安全法」の発行による、各種システム構築への影響	・サイバーセキュリティ3法（サイバーセキュリティ法、データ安全法、個人情報保護法）が施行されており、特にデータ国外越境については、個人情報保護法改正により、2023年11月までに認証を得る必要がある。しかし、2023年9月に「データ越境流通の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）」が公開され、対象範囲の縮小が盛り込まれている。その内容に照らし合わせると、中国現地法人が取り扱っている個人情報データの国外越境については対象外となる。しかし、現時点では未だ正式発効がされていない。中	継続	・「データ越境流通の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）」を早く発行して頂きたい。	・サイバーセキュリティ法 ・データ安全法 ・個人情報保護法 ・データ越境流通の規範化及び促進に関する規定

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			国現地法人では11月末に当局へ申告書類を提出したものの、なんの反応も無く待っている状態である。(2024年1月時点)			
11	印刷機械	輸出入データの漏洩	・2022年頃から、中国に本社があるShanghai Tendata Tech Co.,Ltd及び同社の日本拠点から貿易データ(輸出入業者、輸出入国、HSコードなど)の売り込みがあり、サンプルとして当社の輸出入データ(輸入者、輸出者、品名、売価、数量、日付、HSコードなど)の一覧が送られてきている。これらのデータは中国向けだけでなく、当社から世界中に輸出した情報全てが網羅されている。同社はそういった情報を販売されているデータ会社のようなのであるが、こういったデータが簡単に競合先などに販売されているとなると、今後のビジネスに大きな支障が出るのが明らかである。	新規	・詳細な貿易取引データが国の機関以外の一般企業に漏れるのは問題であり、早急に阻止して頂きたい。	
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日機輸	温調貨物取扱規制・港湾施設の防疫強化に伴う物流混乱	・弊社半導体製造装置は精密機器であり、輸送中も一定の温度を保つ必要がある。そのため温調可能な空輸便を使用するが、コロナ以降、浦東空港での温調貨物のハンドリングが停止され、別ルートあるいは海上輸送(RORO船)での輸送アレンジを余儀なくされている。海上輸送(RORO船)においても、港湾施設の防疫強化に伴い慢性的に遅延が生じており、別ルートは費用の増加もさることながら、日程調整の自由度が少なく、さらに顧客の要求日程に合わせることも困難である。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。(2023年1月時点)	継続	・浦東空港での温調貨物ハンドリング、および港湾施設の防疫管理の規制レベルを、コロナ以前の水準に戻して頂きたい。	
2	自動部品	COVID-19による輸送の遅延・困難、コンテナ不足	・2021年からのコロナの影響でコンテナ不足、船便減少の影響が継続している。また中国側の封鎖、人員不足による通関の大幅遅れが発生。日本・アメリカ向けの輸出においても船のブッキングができず、輸出の遅延が頻繁に発生し続けている。船便代自体が急騰しており収益を圧迫している。	変更	・コンテナ不足解消による船便の適正化及び中国通関の対応能力アップ。	
3	医機連	COVID-19による実機試験の未実施	・新型コロナウイルスの影響で試験官が来日できなく、輸入製品に対する実機試験ができない事例は多い。申請も中国国産品より大幅に遅れていて、大きい影響が生じている。	継続	・非常事態期間に関して、NMPAより公平感を持つためにリモート式等の実機試験対応方法を検討して欲しい。例えば、NMPAより外国に関する工場監査でも既にリモート式の対応方法の通知を発行した。	・NMPA認証
4	医機連	COVID-19による実機試験の未実施	・新型コロナウイルスの影響で試験官が来日できなく、輸入製品に対する実機試験ができない事例は多い。申請も中国国産品より大幅に遅れていて、大きい影響が生じている。特にMRI装置に対して、中国国内試験所にも試験できる設備が持っていない為、中国国内に持ち込み試験もできない状況で、これらの装置に対して、特別措置を発行して欲しい。	継続	・非常事態期間に関して、NMPAより公平感を持つためにリモート式等の実機試験対応方法を検討して欲しい。例えば、NMPAより外国に関する工場監査でも既にリモート式の対応方法の通知を発行した。	・NMPA認証
5	医機連	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・コロナ感染の流行以降、日本からの渡航者はビザ申請が必要になり、渡航のための手番が多く発生している。コロナ流行以前のように一定期間(2週間)のビザなし渡航の再開を強く望む。	新規	・一定期間のビザなし渡航の再開。	
6	印刷機械	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・COVID-19の影響により、日本から中国へ渡航(出張)する際に依然としてビザ取得が必要となっており、販売サポート、技術サポートなどを現地でする際にタイムリーな対応が難しい。	継続	・ビザ免除措置の再開。	
7	印刷機械	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・COVID-19の影響により、短期の訪問のためにビザを申請しなければならない。	新規	・短期訪問時のビザなし渡航を再開してもらいたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	製薬協	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・コロナ禍以降2020年3月から、現在もおお停止されている15日以内滞在に対するビザ取得の免除措置の復活が未だ見えてこない。	継続	・中国への出張における障壁を除去するためにも、ビザ免除措置は可及的速やかに復活して欲しい。	・出入国管理法
9	日機輸	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・2020年のコロナウィルス拡大により、滞在期間15日以内のビザ免除措置が停止中。	新規	・早期に短期間滞在者へのビザ免除措置を再開頂き、往來の利便性を確保をお願いしたい。	
10	日機輸	COVID-19による短期滞在ビザ免除措置の停止	・コロナ政策後、日本と中国間で自由な行き来がまだ出来てないので、日本側による緊急対応が難しくなったり、招聘状の関係でスケジュールを組みにくい状況がずっと解決されてない状態である。	継続	・国の政策で、難しい所もあると思うが、コロナ前の状態に速く戻って欲しい。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	電機工	地政学的リスク	・調達品の多くを中国・台湾等の東アジアから輸入しているため、地政学的なサプライチェーンリスクを抱えている。	新規		
99. その他						
1	日機輸	港の混雑	・中国の主要港湾では混雑悪化で沖待ちが常態化。コンテナの回転率悪化、スケジュール遅延によるスペース不足に拍車を掛けている状況が続いている。	継続		
2	自動部品	産業インフラの急な停止	・電力やガス、水等のインフラ供給がひっ迫すると、民間優先のため工業用が予告なく停止、削減されることが発生する。(夏季の高温時や冬季の低温時、各種インフラ設備の故障時等)	継続	・対策時間を確保できるよう事前通知を徹底してほしい。	
3	日機輸	電力供給の不安定	・深圳市において、電力インフラが整っておらず、需給逼迫による停電が発生した。	新規	・深圳市のように主要な工業団地のある地域について、早期に需要に見合った発電能力増強をご検討頂きたい。	
4	自動部品	情報及びネット規制	・本来自由なはずの情報閲覧が制限されて、駐在及び出張者の自由が制限されている。	継続	・国による情報制限の撤廃。	
5	日機輸	事業者集中審査の煩雑・遅延	・事業者集中審査について、以下の問題がある。 一売上高基準が低いため、必要以上に多くの案件が審査の対象になっているのではないかと。 一第三国における事業者集中申請で、中国の市場に影響を及ぼさないもの(中国向けへの製品輸出やサービス提供を計画していないもの)についても簡易案件の対象としていることにより、必要以上に多くの案件が審査の対象になっているのではないかと。	継続	・売上高基準の増額をお願いしたい。 ・第三国における事業者集中申請で、中国の市場に影響を及ぼさないもの(中国向けへの製品輸出やサービス提供を計画していないもの)については、事業者集中の対象外として整理頂きたい。	・独占禁止法
6	日農工	地方政府の財政の悪化	・中国の景気低迷により、地方政府の債務問題が深刻化している。財政基盤が弱い地域において、入札物件に使用される予定の補助金が流用されたり、交付時期が遅延されたりする現象が増えている。	新規		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日商	ALPS処理水放出にかかる水産品等の輸入規制強化	・2023年8月のALPS処理水放出に伴い、それまで規制されていなかった10都県からの水産品等の輸入が禁止となった。科学的根拠に基づき冷静な対応を求めていたが、実際には輸入規制が強化された状態になっている。	新規	・10都県からの水産品等の輸入規制撤廃。	
5. 税制						
1	日機輸	税務上居住地の判定定義	・日本・香港租税協定において、香港側の税務上居住地判定の規定が管理支配地基準となっており、香港が日本以外の国と締結している租税協定で一般的に採用されている設立準拠法基準とは規定が異なっている。そのため、日本との取引においては、租税条約の恩典を受けるために必要な居住者証明書の取得にあたって、管理支配の実態の証明を求められる。これには、管理支配を証明する定性的な情報の提供や香港当局からの質問対応など、煩雑な事務手続きを要する。一方で、香港が締結している日本以外との国との間の租税条約では、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準をベースとした規定となっており、香港の国内法と整合的な規定となっている。形式的に判定が可能な設立準拠法基準では同様の問題が生じづらい。	新規	・日本との取引においても香港側での事務手続きを簡便にすべく、日港租税協定において、香港側の税務上居住地判定として設立準拠法基準を採用頂きたい。	・日本・香港租税協定 第4条1項a(iii)
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	短期滞在ビザ免除措置の停止	・香港から中国大陸に日本人が出向く際、ビザ取得が求められる。以前のように15日以内であればビザなし入国ができるようにして欲しい。香港の場合、香港+華南をセットで訪問する日本人ビジネスマンが多く、中国に行けないのであれば香港出張を止めておこうと判断する日本のビジネスパーソンもいると側聞する。	継続	・中国大陸への短期のビザなし渡航の実現。	
2	日機輸	香港への派遣に伴う安全教育の受講義務	・2015年10月1日より香港法令改訂あり、派遣者本人が現地で認定された協会でグリーンカード講座を受講し、試験に合格する事が必要となった。ガスタービンのカッシング内などの狭隘な場所で作業をする場合には、上記講座と併せて閉所教育の受講及び試験の合格が必須となっている。是により香港入境後、サイト入構までに最大で2日間(不合格となれば更に追加日程)必要となる為、派遣調整が難しい。	継続	・会社単位での認定を取得する等、派遣者個人での受講義務を無くして欲しい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標と同じ、または類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。	継続	・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。	
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日商	COVID-19による人材不足・採用難	・コロナ禍に海外に移住する香港人、とりわけ中間管理職・技術者の海外流出が問題化。在香港日系企業の経営上、大きな問題となっていたが現在も継続中。加えてEssential Workerの採用難も深刻化している。	継続	・海外からの労働者を中国大陸外からも積極的に受け入れるとともに、(外国からの受け入れ労働者のための)割高な住環境対策も併せて講じて欲しい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	一貫性の無い政策及び属人主義的な判断基準	<p>・TAVAN TOLGOI (TT) 炭田開発案件においては入札を経て優先交渉権が確定したにも関わらず、案件そのものが政治案件化し時の政府の担当省庁・担当者の属人的判断にて物事が取り進められてきた結果、一切その後の方針説明のなきまま、2018年5月の国会にて上記入札の根拠となる政令が破棄され、IPOで資金調達するという決議がなされ、優先権交渉権がまるで存在しなかったような結果となった。</p> <p>結局国際IPOも実施されないまま今日にいたっているが、斯様に資源案件はとにかく政局と結びついて利用される傾向が激しく、一貫性のある政策が外資誘致拡大には不可欠と判断する。</p> <p>その後TTプロジェクトは国内のリソースで進められてきたが、政治家の汚職と賄賂問題により、石炭の長期にわたる違法取引が明らかになり、外資がこのプロジェクトに参入することがより困難になり、通関統計の正確性にも疑問が生じている。</p>	継続	<p>・政権・政治家及びその利権がすべてを決定する状況は一向に変わらず。法律・規則に準じ、尊重した一貫性かつ透明性のある対応が必要である。石炭窃盗事件を法に則って公平に解決し、国家通関データの事実と情報の正確性を大切にしてもらいたい。</p>	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	金融システムの未整備	<p>・2017年に実施されたIMF主導の拡大信用供与措置（EEF）により金融整備が一つの条件となり、徐々に改善されつつあるが鉱物資源・中国頼みの脆弱な経済基盤及び金融システムにより為替リスクの回避が極めて困難であり、先行きのリスクが見えにくい状況が新規投資を難しくしている。開発銀行、その他種々ファンド利用報告が社会要請にて徐々に公開されつつあるが、中小企業ファンドの一部政治家及びその親族の流用等依然同じ問題が繰り返されている。さらに用途通り利用されていない事が多く、返済不能となった問題等が絶えない。</p> <p>一時FATF/EU等にリスト化される等の問題あり、国際的な信用力に悪影響を与え、潜在的リスクが生じたが、モンゴル政府の迅速な対策でリストから外れる事が出来た。しかし、財政規律の徹底、法律執行の管理が不十分な場合、再度リスト化されるリスクが十分ある。現時点ではIMFのEFFプログラムに再度参入するほどの状況には至っていないが、パンデミック時代の財政支出、中国の国境閉鎖対策、ロシアとウクライナの紛争による影響を受け、物流滞留問題、輸送費の上昇、金融製品の一時停止、ローン条件厳格化、外貨調達規制、石油品と電力不足など経済全体への打撃は大きく、予断を許さない。</p>	継続	<p>・早急な国際基準での金融システムの構築及び透明性のある国際収支管理。</p>	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	属人主義、計画性のない政策	<p>・法制の統一した解釈がなされず組織及び担当によって解釈が違う等属人主義的な個人の利益優先対応が多い。一貫性の無い、その場しのぎの行きあたりばったりの政策が多く、経済基盤をより脆弱にさせている。</p>	継続	<p>・関係各省庁による公式見解の策定。 ・政府の新復興政策にある行政能力再生政策を着実に実施し、行政の持続性、一貫性、官僚の能力を向上させること。</p>	
99. その他						
1	日機輸	政権交代リスク	<p>・4年毎の選挙にて、政権が変わると、それまで推進してきたプロジェクトへの優先順位が変わり、政府からの支援が途絶え、案件が頓挫する可能性が多々ある。</p>	継続	<p>・政権安定。 ・政権交代に於いても、政府コミットの継続。</p>	

2024 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2024 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載